

令和5年度下請取引状況調査の実施通知等の
印刷・発送を含む調査事業報告書

2024年2月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

1. 親事業者に対する調査	3
1.1 調査概要	3
1.2 発送先の選定方法	3
1.3 調査対象先の分布状況(経済産業局等管轄区域／業種別) ※上位 3 位まで	4
1.4 通知はがきの送付	6
1.5 提出率など	6
1-5-1 資本金規模別提出率	6
1-5-2 経産局管轄区域別提出率	6
1-5-3 業種別未ログイン率	7
1-5-4 「下請取引なし」の回答割合の高い業種	8
2. 下請事業者に対する調査	9
2.1 調査概要	9
2.2 発送先の選定方法	9
2.3 通知はがきの送付	10
3. 調査結果の集計・分析	11
3.1 親調の結果集計・分析	11
3-1-1 親調の結果集計・分析	11
3-1-2 不当な下請取引のおそれがある回答を行った事業者に関する集計分析	41
3.2 下調の結果集計・分析	71
3-2-1 下調の結果集計・分析	71
3.3 不当な下請取引のおそれがある回答を行った事業者の取引先に関する分析	92
3-3-1 委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)があると回答した 下請事業者とその親事業者	92
3-3-2 委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)があると回答した 下請事業者の資本金規模別集計	92
3.4 回答集計表	93
3-4-1 親調	93
3-4-2 下調	103
3.5 次年度の調査に向けた調査システムへの誘導・回答率の向上に向けた方策	109

1. 親事業者に対する調査

1.1 調査概要

(1) 目的

下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請代金法」)第9条第2項の規定に基づき、定期調査により下請取引の実態を把握することを目的としている。本調査の結果等を端緒として、下請代金法違反のおそれのある親事業者に対して、必要に応じて立入検査を実施し、下請代金法の違反又は違反のおそれが認められた親事業者に対しては、改善指導を行っている。

(2) 調査名

「令和5年度下請事業者との取引に関する調査」 ※以下「親調」と表記

(3) 調査対象

55,000 事業者

(4) 調査時期

令和5年6月23日～8月31日

※なお、集計結果には、上記期間後に回答の督促を行っており、督促後に提出された回答も含まれている(10月27日までに回答された情報を含む)。

(5) 調査結果

発送数 : 55,000 事業者

回答数 : 34,141事業者(回答事業者に紐づく事業所:46,430事業所)

回答率 : 62.1%

1.2 発送先の選定方法

中小企業庁において、下記の条件にて調査対象の 55,000 事業者を選定した。

- ① 所在地が日本国内であること
- ② 中小企業庁が指定する業種(日本標準産業分類(中分類))及び資本金規模であること
- ③ 公正取引委員会の担当事業者を除外
- ④ その他、中小企業庁の指定する優先又は劣後の条件により 55,000 事業者となるよう調整

なお、株式会社東京商工リサーチ社が保有する企業データベースと照合を行い、法人番号の付与、商号、所在地の補正を行った。

1.3 調査対象先の分布状況(経済産業局等管轄区域／業種別) ※上位3位まで

◆ 北海道局管轄区域(北海道(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	44 道路貨物運送業	201	7.1%
2位	60 その他の小売業	176	6.2%
3位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	170	6.0%

◆ 東北局管轄区域(青森県・秋田県・山形県・岩手県・宮城県・福島県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	60 その他の小売業	286	7.0%
2位	52 飲食料品卸売業	249	6.1%
3位	44 道路貨物運送業	221	5.4%

◆ 関東局管轄区域(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	39 情報サービス業	1,917	8.2%
2位	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	1,408	6.0%
3位	54 機械器具卸売業	1,329	5.7%

◆ 中部局管轄区域(愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	273	5.0%
2位	54 機械器具卸売業	251	4.6%
3位	44 道路貨物運送業	226	4.2%

◆ 近畿局管轄区域(福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	537	6.2%
2位	54 機械器具卸売業	474	5.5%
3位	55 その他の卸売業	424	4.9%

◆ 中国局管轄区域(岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	60 その他の小売業	214	6.1%
2位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	203	5.8%
3位	54 機械器具卸売業	179	5.1%

◆ 四国局管轄区域(香川県・徳島県・高知県・愛媛県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	102	6.1%
2位	87 協同組合（他に分類されないもの）	91	5.4%
3位	52 飲食料品卸売業	87	5.2%

◆ 九州局管轄区域(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	309	6.4%
2位	52 飲食料品卸売業	250	5.2%
3位	60 その他の小売業	245	5.1%

◆ 沖縄局管轄区域(沖縄県(以下、同じ))

順位	業種	送付件数	割合
1位	52 飲食料品卸売業	52	7.9%
2位	60 その他の小売業	44	6.6%
3位	87 協同組合（他に分類されないもの）	38	5.7%

1.4 通知はがきの送付

調査対象 55,000 事業者に対し、通知はがき(イメージは、下図)を送付した。

[通知はがきのイメージ画像]

郵便はがき

料金別納郵便

親展

重要 ※内面も含め、必ずご覧ください※

「令和5年度下請事業者との取引に関する調査」について

本調査は、下請代金支払遅延等防止法第9条第2項の規定に基づき実施するものであり、貴法人が「親事業者」となる事業者間取引について、報告する義務があります。詳細は、このはがきをお読みいただくほか、調査専用サイトにてご確認の上、オンラインにて回答をお願いいたします。

提出期限：令和5年8月31日(木)

【調査主体】 経済産業省中小企業庁

【本通知に関するお問い合わせ先】

「下請取引状況調査事務局」

電話番号：03-6630-4837

受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

●裏面の開封方法をこの上、ここからおはがしください。はがし口を内側に折り曲げると、口が開きはがしやすくなります。

経済産業省

20230512 中序第3号
令和5年6月23日

代表者 殿

中小企業庁長官

令和5年度下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)を公正取引委員会と協力して運用しています。

このたびは、下請法第9条第2項の規定に基づき、貴法人と下請事業者との取引に関する調査を実施しますので、当庁まで報告してください。

本通知を受領した事業者は、はがきに記載された貴法人の10名の事業者番号をご確認ください。オンライン調査サイトへのログイン時に必要となります。

本調査に関する留意点

【親事業者に該当しない場合】

■ 貴法人の資本金等の額が1,000万円以下であるなどの理由で親事業者に該当しない場合でも、報告(オンライン調査システムでの回答)をお願いいたします。

【調査における情報の取扱い】

■ ご報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外は一切使用しません。

【調査対象期間及び回答方法】

■ 対象取引期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなります。

■ 本調査はオンラインでのみ実施しています。

専用サイトへのアクセス方法

本調査はオンラインにより実施します。以下の手順で専用サイトにアクセスし、設問への回答等を行ってください。

(1) 次のいずれかの方法で「専用サイト」にアクセスしてください。

①ブラウザで下記 URL を入力又は QRコードよりアクセス。

<https://www.shitaukechousa-oya.go.jp/top>

②中小企業庁のトップページを開く(<https://www.chusho.meti.go.jp/>) 画面右側を見ながら下にスクロールし「その他のリンク集」をクリック 下のバナーをクリックして専用サイトに移動する。

下請事業者との取引に関する調査は5分

下請代金支払遅延等防止法

※検索エンジンを利用して令和5年度の専用サイトにアクセスできない場合がありますので、できるだけ上記①・②の方法でご対応ください。

(2) 専用サイトで、「事業者番号」と「パスワード」を入力してログインしてください。(パスワードは「初めてログインされる方」にて設定してください。)

事業者番号

(3) 専用サイトにおける設問への回答手順

貴法人の名称、所在地等を正しく入力した後、事業所ごとに、各設問に回答してください。また、下請事業者名を専用サイトからダウンロードし、当該様式に必要事項を入力後、アップロードしてください。最後に、回答控え(PDF)を出力して保存の上、「調査回答を提出する」ボタンをクリックしてください。クリックしないまま画面を閉じると未提出の状態となりますので、ご注意ください。

なお、下請取引を行っていない事業者、事業活動を終了した事業者、資本金等の額が1,000万円以下の事業者は、基本情報(法人名、所在地等)を確認後、「事業者情報確認・変更」画面で所定の入力を行ってください。入力後、回答控え(PDF)を出力して保存し、「調査回答を提出する」をクリックしてください。

1.5 提出率など

1-5-1 資本金規模別提出率

	送付件数	提出数	提出率
1,000万円以下	157	152	96.8%
1,000万円超5,000万円以下	31,155	16,186	52.0%
5,000万円超3億円以下	18,628	13,511	72.5%
3億円超	5,060	4,292	84.8%

1-5-2 経産局管轄区域別提出率

	送付件数	提出数	提出率
北海道局管轄区域	2,831	1,518	53.6%
東北局管轄区域	4,097	2,349	57.3%
関東局管轄区域	23,385	15,330	65.6%
中部局管轄区域	5,412	3,678	68.0%
近畿局管轄区域	8,648	5,233	60.5%
中国局管轄区域	3,483	2,047	58.8%
四国局管轄区域	1,676	918	54.8%
九州局管轄区域	4,806	2,753	57.3%
沖縄局管轄区域	662	315	47.6%

1-5-3 業種別未ログイン率

順位	業種	対象件数	未ログイン件数	未ログイン率
1位	01 農業	9	5	55.6%
2位	76 飲食店	804	431	53.6%
3位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	434	228	52.5%
4位	61 無店舗小売業	40	21	52.5%
5位	89 自動車整備業	228	117	51.3%
6位	58 飲食料品小売業	824	414	50.2%
7位	81 学校教育	2	1	50.0%
8位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	265	130	49.1%
9位	79 その他の生活関連サービス業	696	328	47.1%
10位	13 家具・装備品製造業	208	98	47.1%
11位	75 宿泊業	739	343	46.4%
12位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	343	154	44.9%
13位	80 娯楽業	29	13	44.8%
14位	52 飲食料品卸売業	2,143	952	44.4%
15位	43 道路旅客運送業	620	269	43.4%
16位	60 その他の小売業	2,311	992	42.9%
17位	45 水運業	252	108	42.9%
18位	51 繊維・衣服等卸売業	640	265	41.4%
19位	88 廃棄物処理業	721	289	40.1%
20位	02 林業	5	2	40.0%
21位	70 物品賃貸業	579	230	39.7%
22位	55 その他の卸売業	2,232	872	39.1%
23位	50 各種商品卸売業	475	185	38.9%
24位	09 食料品製造業	1,718	661	38.5%
25位	44 道路貨物運送業	2,093	804	38.4%
26位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	362	139	38.4%
27位	69 不動産賃貸業・管理業	2,288	874	38.2%
28位	59 機械器具小売業	1,124	428	38.1%
29位	41 映像・音声・文字情報制作業	522	198	37.9%
30位	15 印刷・同関連業	584	221	37.8%

1-5-4 「下請取引なし」の回答割合の高い業種

順位	業種	N	割合
1位	66 補助的金融業等	4	100.0%
2位	81 学校教育	1	100.0%
3位	84 保健衛生	10	100.0%
4位	93 政治・経済・文化団体	2	100.0%
5位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	206	95.6%
6位	65 金融商品取引業，商品先物取引業	323	92.0%
7位	63 協同組織金融業	100	90.0%
8位	75 宿泊業	361	89.2%
9位	76 飲食店	337	88.4%
10位	67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	214	87.9%
11位	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	8	87.5%
12位	43 道路旅客運送業	339	85.8%
13位	83 医療業	134	83.6%
14位	33 電気業	143	81.8%
15位	58 飲食料品小売業	385	81.0%
16位	69 不動産賃貸業・管理業	1,351	79.6%
17位	62 銀行業	24	79.2%
18位	52 飲食料品卸売業	1,132	79.0%
19位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	179	78.8%
20位	87 協同組合（他に分類されないもの）	1,246	78.1%
21位	88 廃棄物処理業	414	78.0%
22位	95 その他のサービス業	36	77.8%
23位	60 その他の小売業	1,233	77.3%
24位	79 その他の生活関連サービス業	353	75.6%
25位	05 鉱業，採石業，砂利採取業	20	75.0%
26位	70 物品賃貸業	336	74.1%
27位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	127	74.0%
28位	35 熱供給業	26	73.1%
29位	50 各種商品卸売業	275	72.4%
30位	21 窯業・土石製品製造業	635	71.3%

2. 下請事業者に対する調査

2.1 調査概要

(1) 目的

事業者には業務を委託する取引先(※以下「委託元」と)との取引の実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的としている。

(2) 調査名

「令和5年度委託元との取引に関する調査」 ※以下「下調」と表記

(3) 調査対象

下請事業者 239,991 事業者

※ 当初240,000事業者を予定していたが、240,000事業者確定後、9事業者を対象外とした

(4) 調査時期

令和5年10月27日～12月22日

(5) 調査結果

発送数 : 239,991 事業者 ※2回に分けて送付

(1 回目 119,991 事業者、2 回目 120,000 事業者)

回答数 : 54,230 事業者

回答率 : 26.2%

2.2 発送先の選定方法

「令和5年度下請事業者との取引に関する調査」に回答のあった親事業者と下請取引実績のある下請事業者の中から、下記の条件にて調査対象の 239,991 事業者を選定した。

① 所在地が日本国内であること

② 以下の資本金規模であること

ア: 親事業者の資本金が3億円超の場合、資本金3億円以下の下請事業者

イ: 親事業者の資本金が1千万円超3億円以下の場合、資本金1千万円以下の下請事業者

ウ: 個人事業主である下請事業者

③ 下請事業者1事業者に対して最大で親事業者3事業者との取引状況についての回答を依頼し、かつ、親事業者1事業者最大200下請事業者まで

2.3 通知はがきの送付

調査対象 239,991事業者に対し、通知はがき(イメージは、下図)を送付した。

[通知はがきのイメージ画像]

郵便はがき 料金別納郵便 親展 重要 ※必ずご一読ください※ 「令和5年度委託元との取引に関する調査」 へのご協力をお願い 中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。 このたびは、貴法人（者）と委託元（親事業者）との取引状況について、調査（調査専用サイトによる調査）へのご協力をお願いいたします。 【回答期限】 令和5年12月22日（金） 【調査主体】 経済産業省中小企業庁 【本調査に関するお問合せ先】 委託元に関する調査事務局 電話番号：03-6627-9784 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00 【返送先】 〒100-8912 東京都千代田区麹町1-3-1 経済産業省 中小企業庁 取引課 永続的注意 このはがきには、調査専用サイトのURLとQRコードが記載されています。	令和5年度委託元との取引に関する調査の回答方法 本調査は、インターネット調査により実施しています。 以下（1）～（3）のいずれかの方法等により、「専用サイト」にアクセスいただき、貴法人（者）の基本情報をご確認いただいた後に、各設問にご回答願います。 （1） 中小企業庁のホームページからアクセス ① 中小企業庁のトップページを開く 中小企業庁 ② 下にスクロールし、画面右側にある「その他のリンク一覧」をクリック ③ オレンジ色のアイコン「委託元（親事業者等）との取引に関する調査はこちら」をクリックして開始 委託元(親事業者等)との取引に関する調査はこちら 下請代金支払遅延等防止法 （2） 調査専用サイトのURLを入力 https://www.shitaukechousa-shita.go.jp/ （3） QRコードを読み取る 調査専用サイトにて、下の「事業者番号」とメールアドレスを入力してパスワードを設定後、改めてログインしてください。 事業者番号 専用サイト内に貴法人（者）と取引実績のある委託元（親事業者）を表示しています。 調査対象の委託元（親事業者）をご確認いただき、設問等への回答後、最後に必ず「調査回答の提出」ボタンをクリックしてください。 よくあるご質問 Q1 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。 A1 中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法の規定に基づき親事業者にも調査を行っています。今回、親事業者との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴法人（者）に本調査のご協力を依頼することとなりました。 Q2 はがきが1枚だけではなく複数届いたのは、なぜですか。 A2 貴法人（者）と取引実績のある親事業者が複数ありますので、お手数ですが、それぞれの親事業者に関して回答をお願いいたします。 Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。 A3 本調査は、親事業者との取引実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的に実施しているものです。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。 Q4 はがきに印字されている社名（又は住所）が実態と異なります。 A4 大変お手数ですが、正しい法人名（個人事業者名）や所在地等に修正いただいた上で、各設問へのご回答をお願いいたします。 Q5 回答した事や回答内容が親事業者などに知られることはありませんか。 A5 本調査にご協力いただいた事及び回答内容については、秘密を厳守いたします。 Q6 調査対象期間（取引を行った期間）はいつですか。 A6 調査対象期間は令和4年6月1日から令和5年8月31日までです。 Q7 推奨環境（ブラウザ）を教えてください。 A7 Microsoft Edge（バージョン79以上）、Google Chrome、Mozilla Firefox（バージョン66以上）です。パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからもご回答いただけます。 Q8 設問に回答したのに、提出したことにならないのはなぜですか。 A8 設問に回答終了後に、「調査回答の提出」ボタンをクリックいただく、提出が完了します。また、完了した旨のメールがシステムから自動送信されます。
---	--

3. 調査結果の集計・分析

3.1 親調の結果集計・分析

3-1-1 親調の結果集計・分析

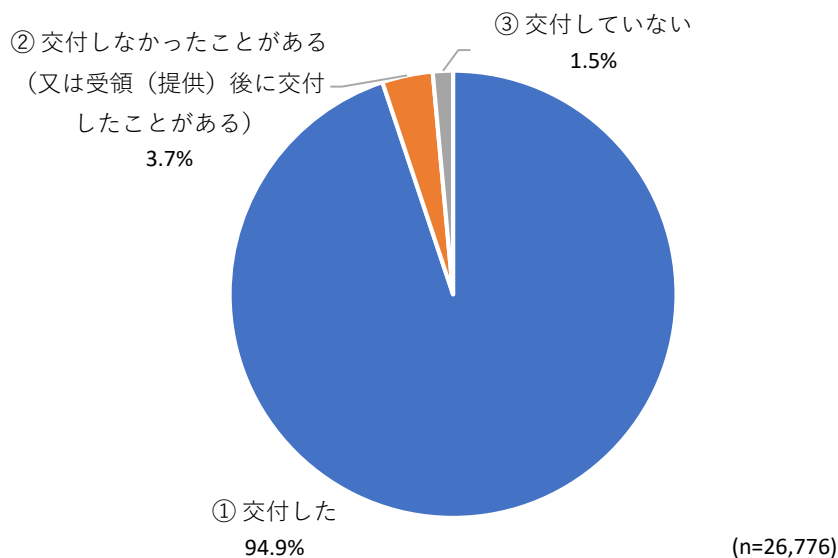
※設問回答は、事業所毎又は発注部門毎の回答となっているため、事業者毎の回答として、集約した内容にはなっていない。

※各グラフに表示されている割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、全てを合算しても100.0%にならない場合がある。

【設問 1】下請事業者に対する発注方法について

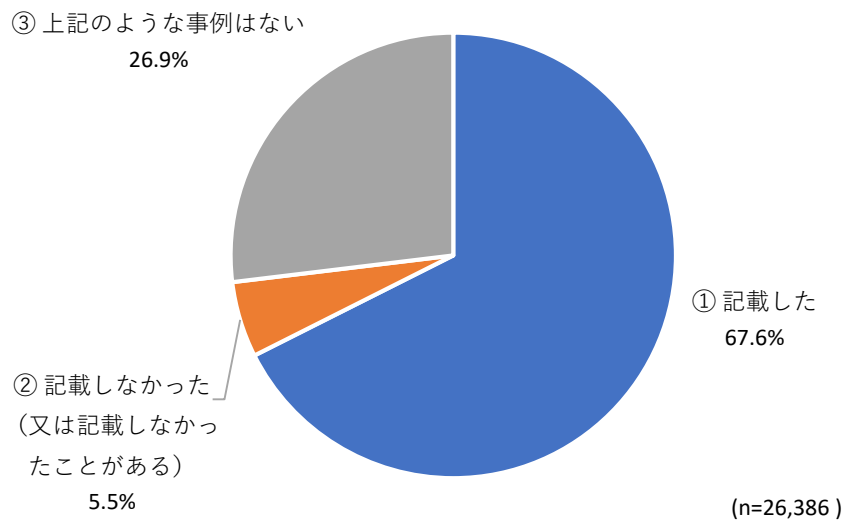
(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面(一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。)を交付しましたか。(SA)

「① 交付した」が 94.9%と最も高く、次いで、「② 交付しなかったことがある(又は受領(提供)後に交付したことがある)」が 3.7%、「③ 交付していない」が 1.5%となっている。



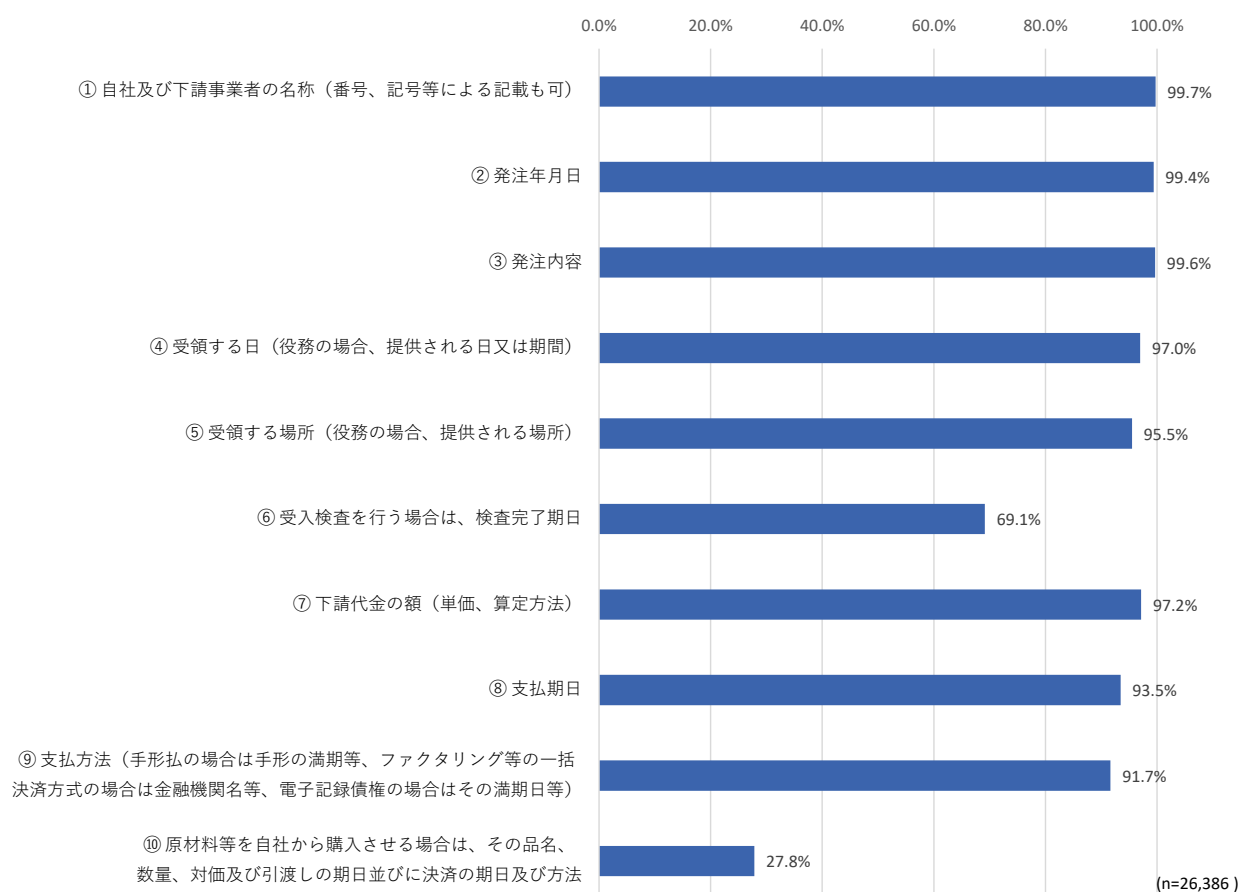
(イ) 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面(契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。)を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。(SA)

「① 記載した」が 67.6%と最も高く、次いで、「③ 上記のような事例はない」が 26.9%、「② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)」が 5.5%となっている。



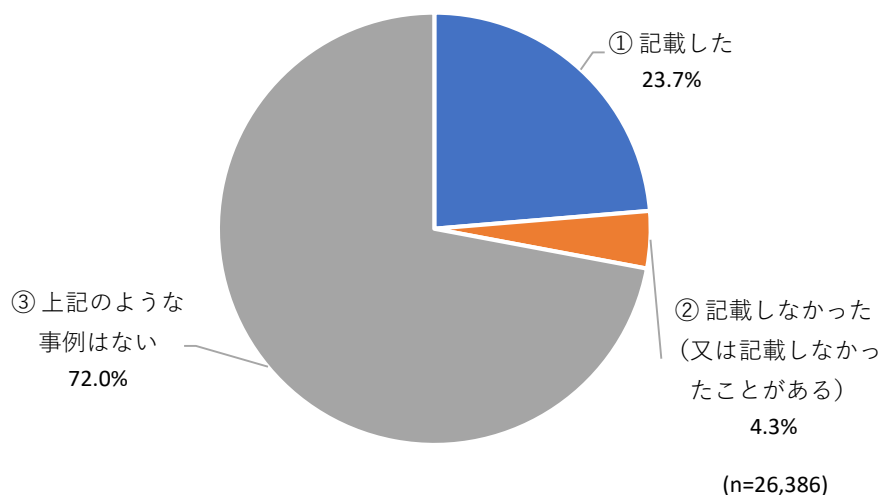
(ウ) 下請事業者に交付した発注書面(上記(イ)の「あらかじめ別に取り引条件を記載した書面」、後記(オ)の「その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面」を含みます。)には、下記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。(MA)

「① 自社及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)」が 99.7%と最も高く、次いで、「③発注内容」が 99.6%、「② 発注年月日」が 99.4%となっている。



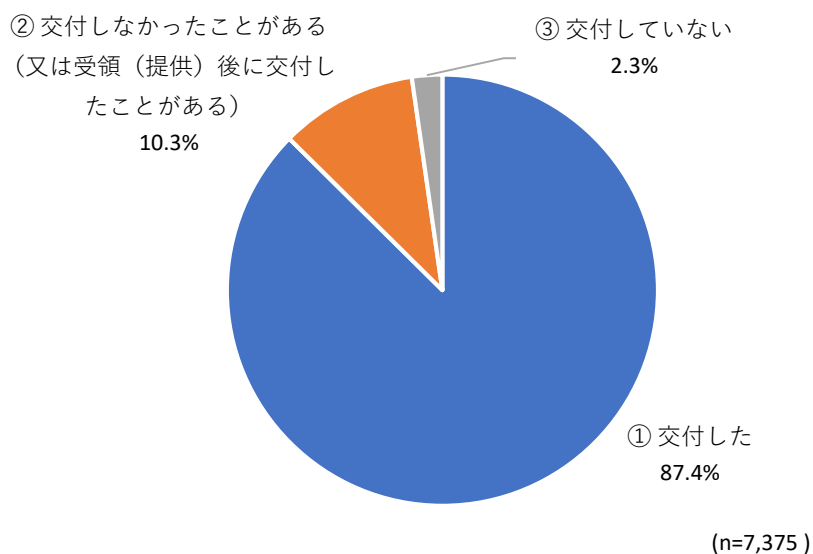
(エ) 上記(ウ)に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。(SA)

「③ 上記のような事例はない」が 72.0%と最も高く、次いで、「① 記載した」が 23.7%、「② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)」が 4.3%となっている。



(オ) 上記(ウ)に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。(SA)

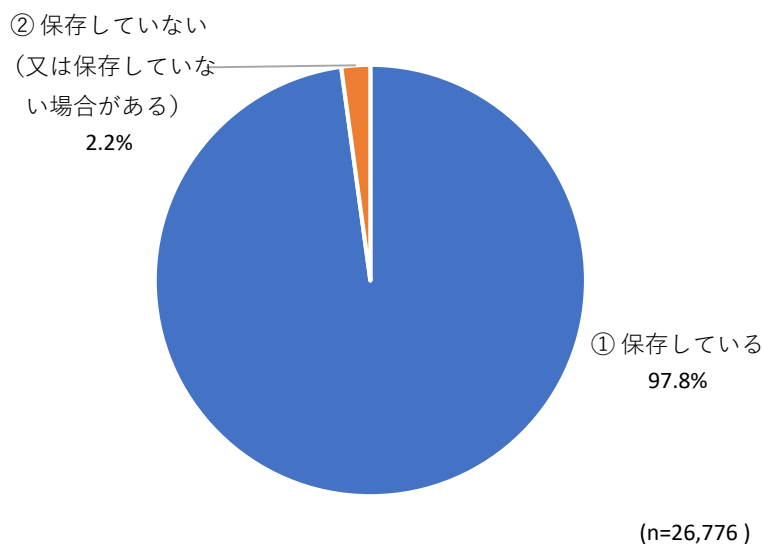
「① 交付した」が 87.4%と最も高く、次いで、「② 交付しなかったことがある(又は受領(提供)後に交付したことがある)」が10.3%、「③ 交付していない」が 2.3%となっている。



【設問 2】下請取引に関する書類等の保存について

(ア) 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。(SA)

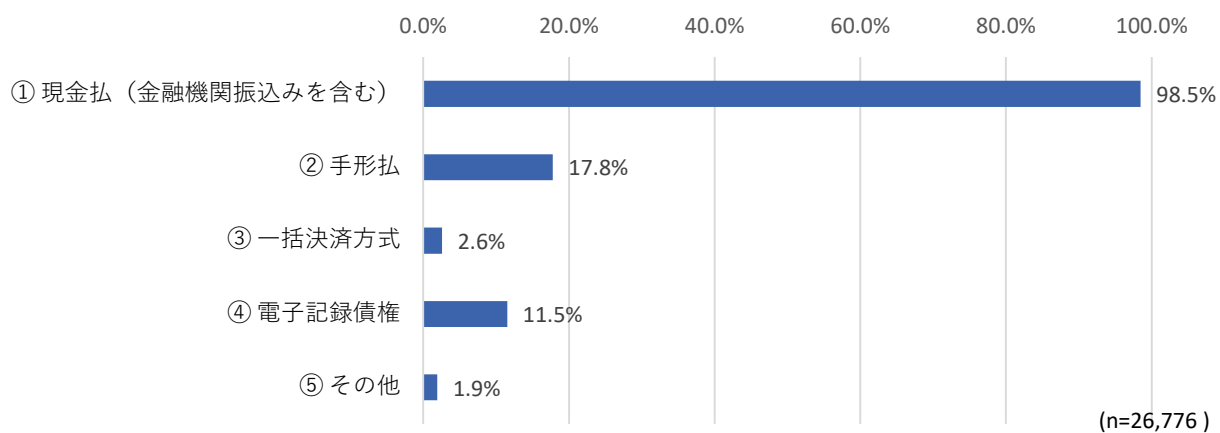
「①保存している」は 97.8%、「② 保存していない(又は保存していない場合がある)」は 2.2%となっている。



【設問 3】下請代金の支払について

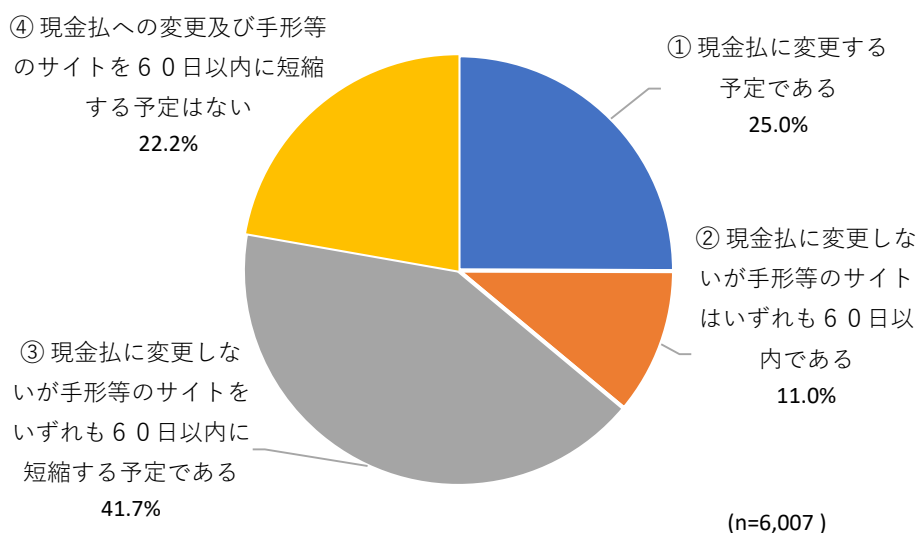
(ア) 下請代金の支払方法はどのような方法ですか。(MA)

「① 現金払(金融機関振込みを含む)」が 98.5%と最も高く、次いで、「② 手形払」が 17.8%、「④ 電子記録債権」が 11.5%となっている。



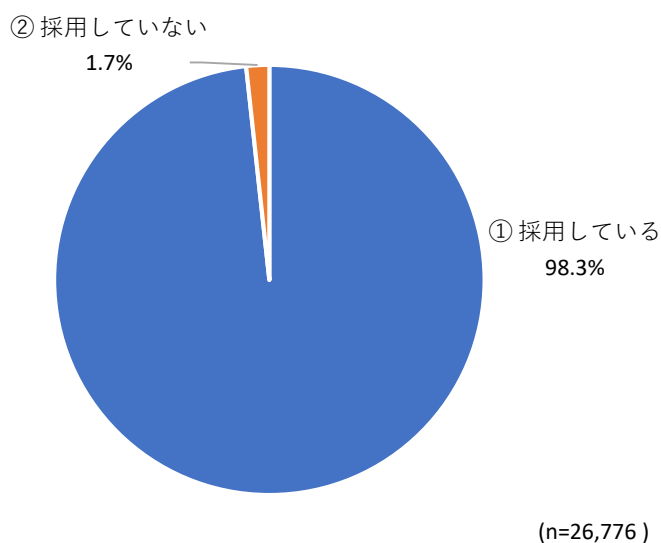
(イ) 上記(ア)で「② 手形払」、「③ 一括決済方式」又は「④ 電子記録債権」を選択した場合、手形払等を現金払に変更する予定や手形等のサイトを短縮する予定はありますか。(SA)

「③ 現金払に変更しないが手形等のサイトをいずれも60日以内に短縮する予定である」が 41.7%と最も高く、次いで「① 現金払に変更する予定である」が 25.0%、「④ 現金払への変更及び手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はない」が 22.2%となっている。



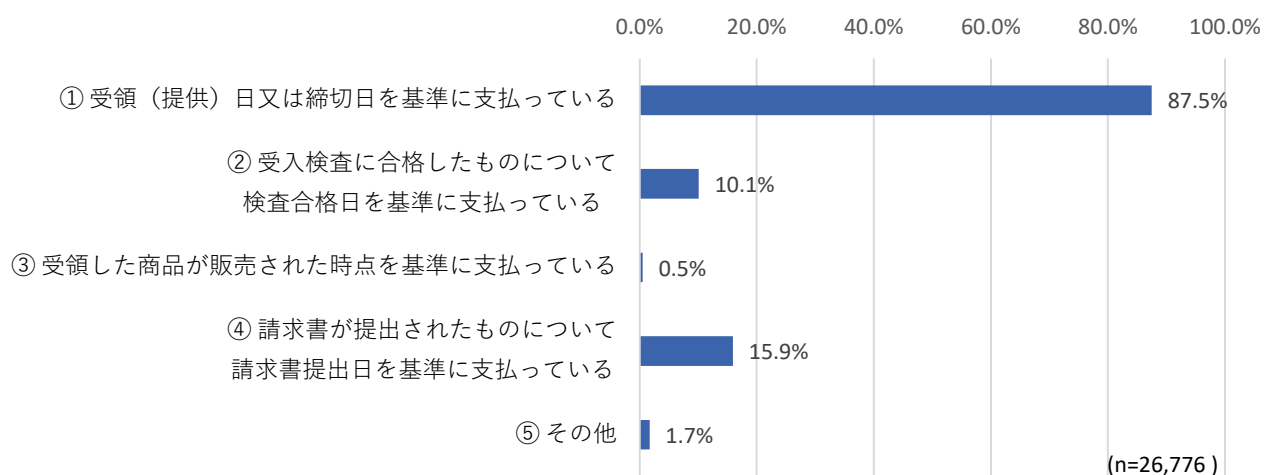
(ウ) 下請代金の支払制度は締切制度(例:毎月末日締切、翌月末日支払)を採用していますか。採用している場合には、例に倣ってその制度を記入してください。(SA)

「① 採用している」は 98.3%、「② 採用していない」は 1.7%となっている。



(エ) 下請代金をどのような基準で支払っていますか。(MA)

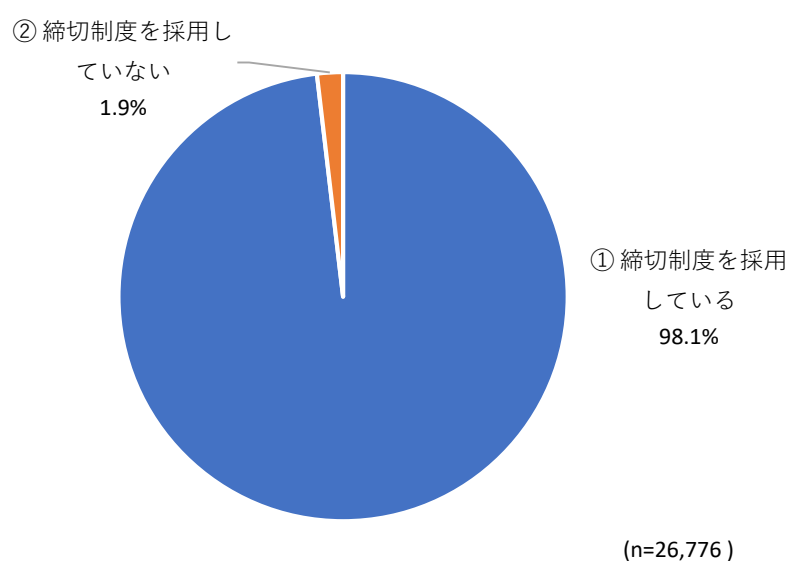
「① 受領(提供)日又は締切日を基準に支払っている」が 87.5%と最も高く、次いで「④請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている」が 15.9%、「② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている」が 10.1%となっている。



(オ) 下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。(SA)

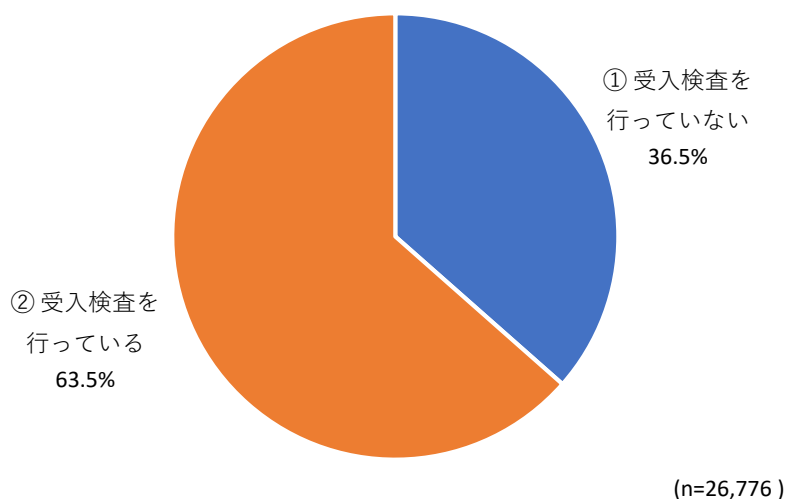
※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式(例:ファクタリング方式)の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。「支払日」=手形等の満期日ではないため御注意ください。

「① 締切制度を採用している場合」は 98.1%、「② 締切制度を採用していない場合」は 1.9%となっている。



(カ) 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。(SA)

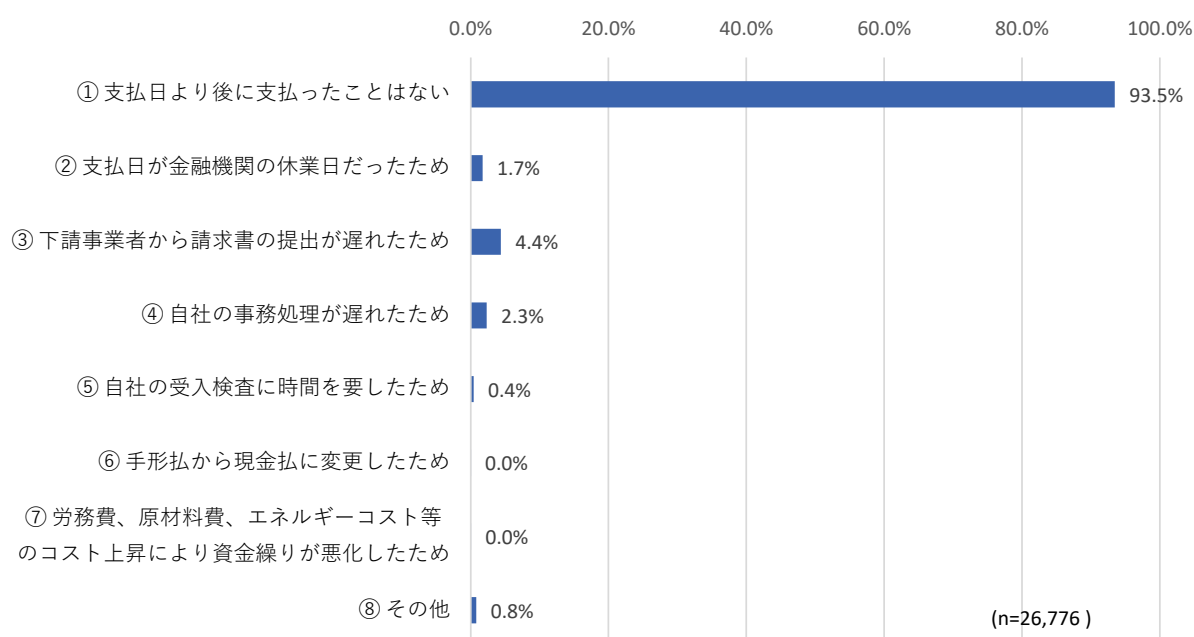
「① 受入検査を行っていない」は 36.5%、「② 受入検査を行っている」は 63.5%となっている。



(キ) 支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。(MA)

※下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、下記②には該当しません。

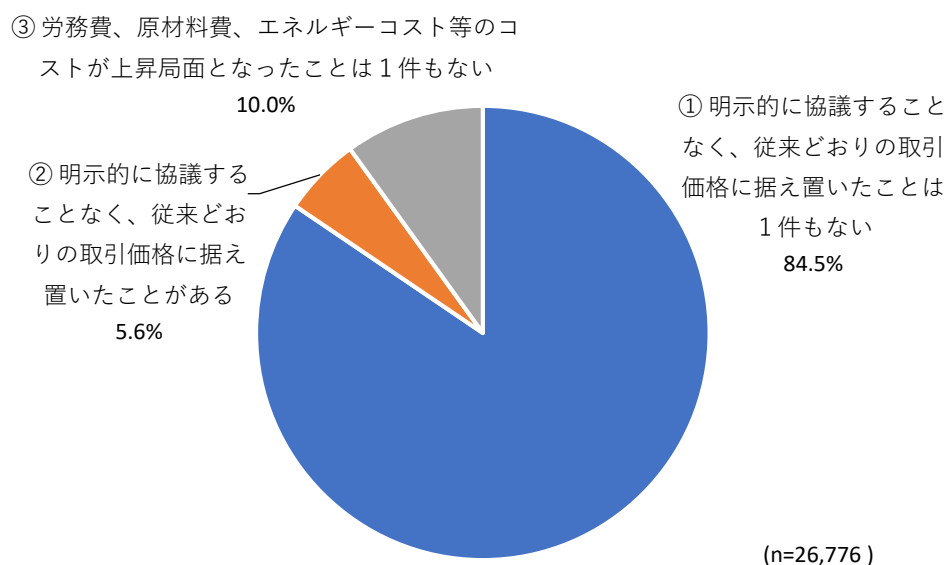
「①支払日より後に支払ったことはない」が 93.5%と最も高く、次いで、「③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため」が 4.4%、「④ 自社の事務処理が遅れたため」が 2.3%となっている。



【設問 4】下請代金の額の決定について

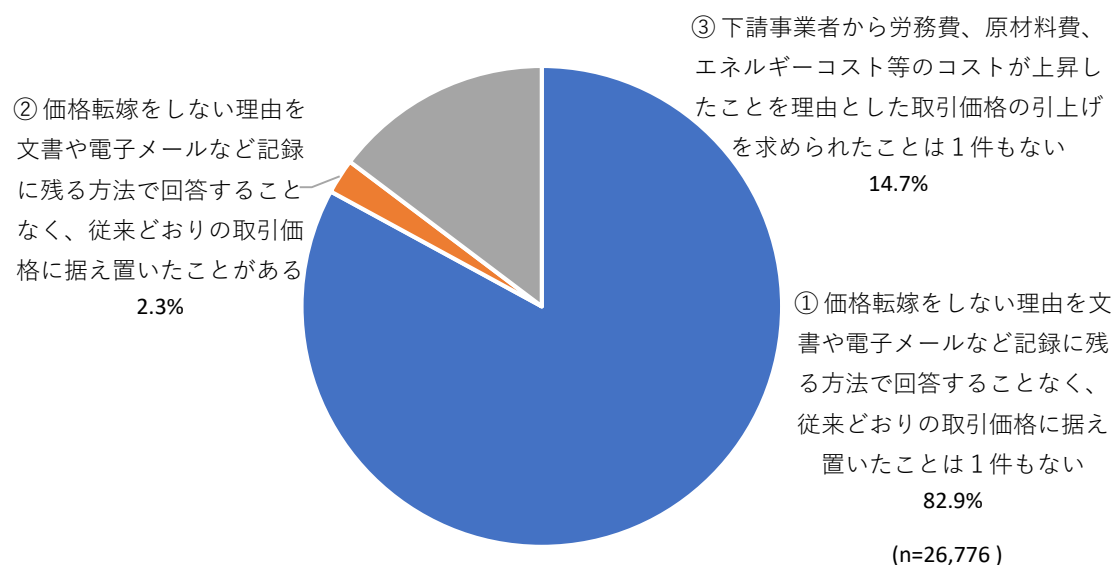
(ア) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか(下請事業者からコストに係る協議の要請がなかったためコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしていない場合も含まれます。)(SA)

「①明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことは1件もない」が 84.5%と最も高く、次いで「③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面となったことは1件もない」が 10.0%、「② 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがある」が 5.6%となっている。



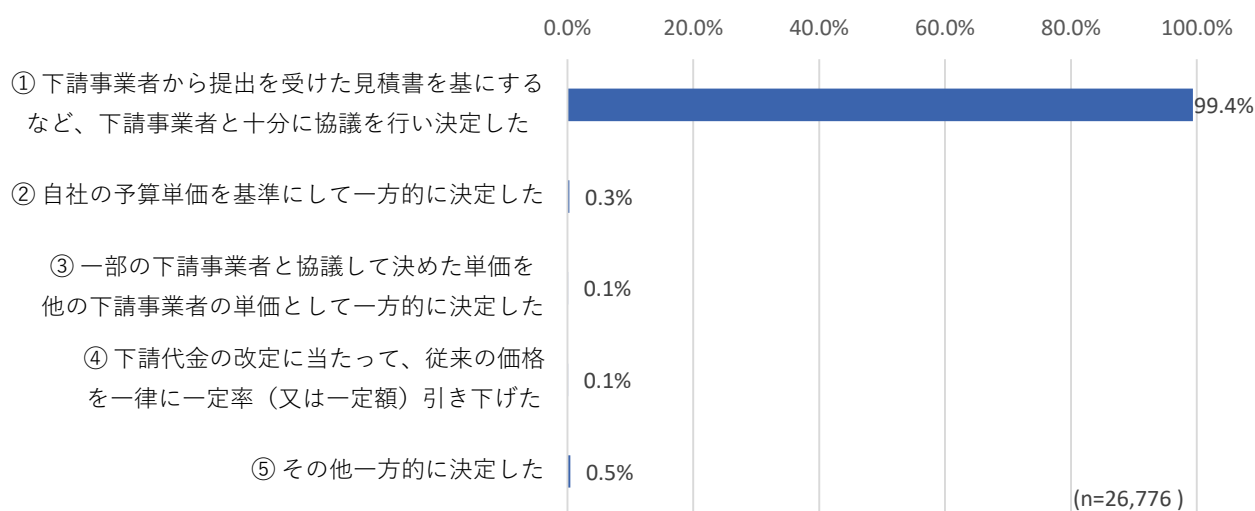
(イ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、下請事業者から取引価格の引上げを求められた場合に、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。(SA)

「① 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことは1件もない」が 82.9%と最も高く、次いで、「③ 下請事業者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由とした取引価格の引上げを求められたことは1件もない」が 14.7%、「② 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがある」が 2.3%となっている。



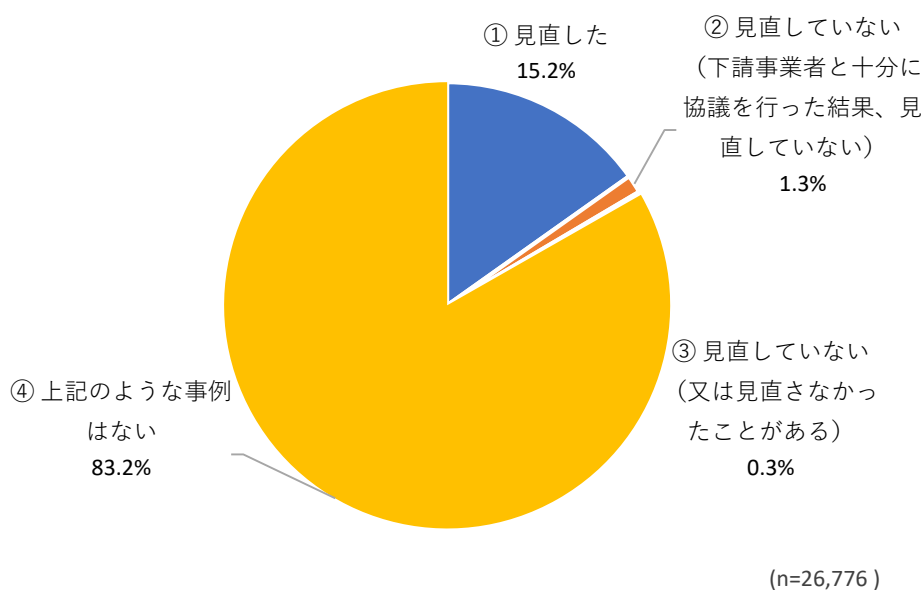
(ウ) 上記(ア)及び(イ)のようなコスト上昇以外の状況に起因して、下請事業者との間で、下請代金の額(又は単価)を取り決める必要がある場合に、どのような方法で下請代金の額(又は単価)を決定(改定を含みます。)しましたか。(MA)

「① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した」が 99.4%と最も高く、次いで、「⑤ その他一方的に決定した」が 0.5%、「② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した」が 0.3%となっている。



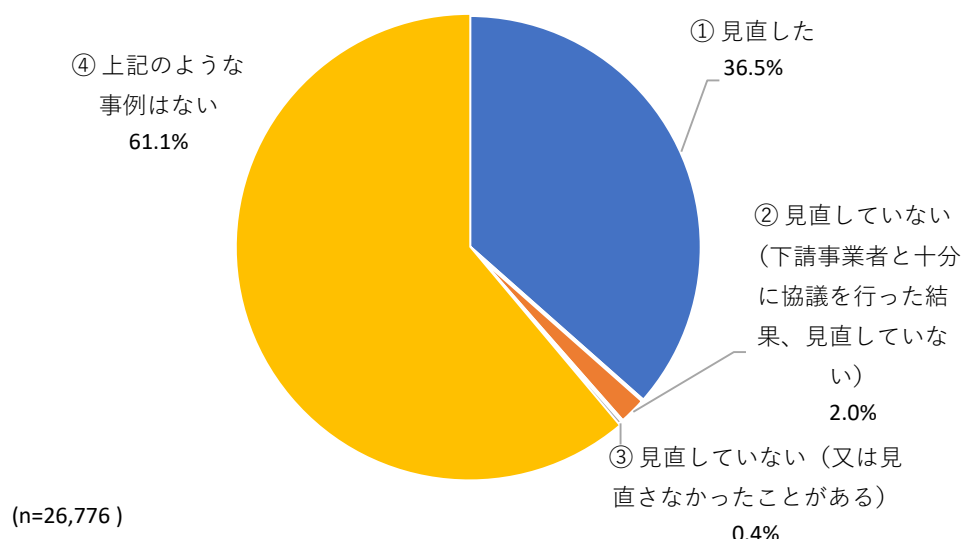
(エ) 多量の発注をすることを前提として下請代金の額(又は単価)を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

「④ 上記のような事例はない」が 83.2%と最も高く、次いで、「① 見直した」が 15.2%、「② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)」が 1.3%となっている。



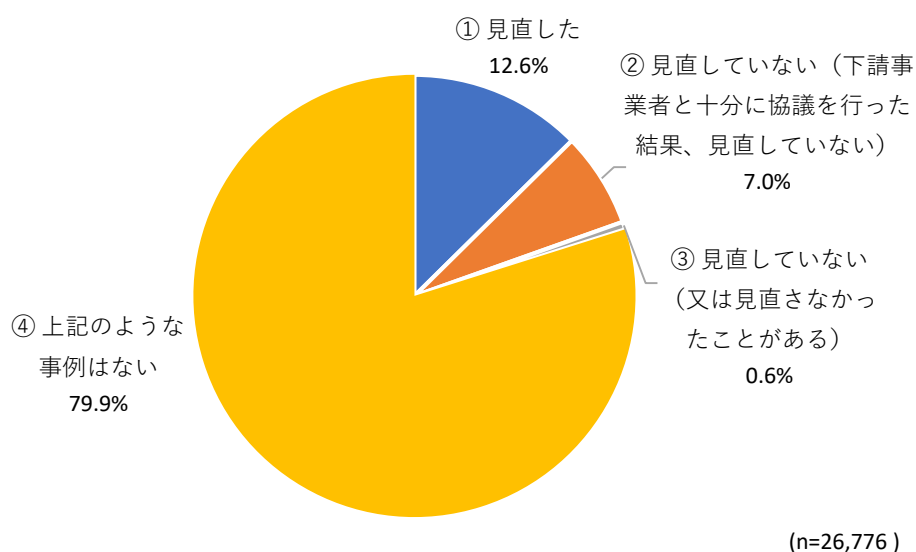
(オ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額(又は単価)を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

「④ 上記のような事例はない」が 61.1%と最も高く、次いで、「① 見直した」が 36.5%、「② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)」が 2.0%となっている。



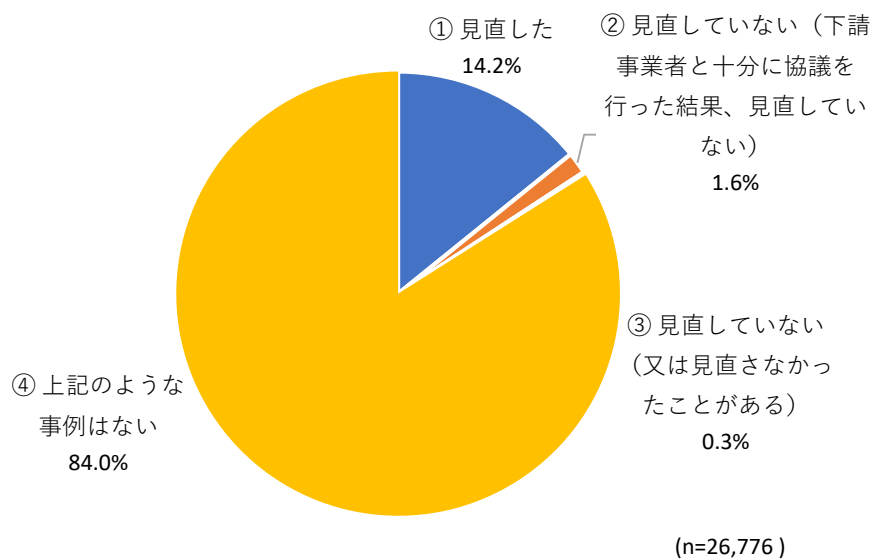
(カ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額(又は単価)を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

「④ 上記のような事例はない」が 79.9%と最も高く、次いで、「① 見直した」が 12.6%、「② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)」が 7.0%となっている。



(キ) 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造(補給品等)を委託したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

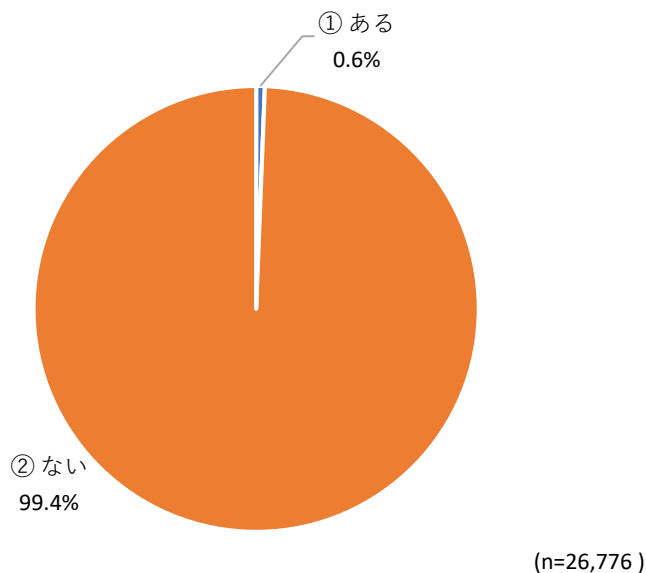
「④ 上記のような事例はない」が 84.0%と最も高く、次いで、「① 見直した」が 14.2%、「② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)」が 1.6%となっている。



【設問 5】下請代金の減額について

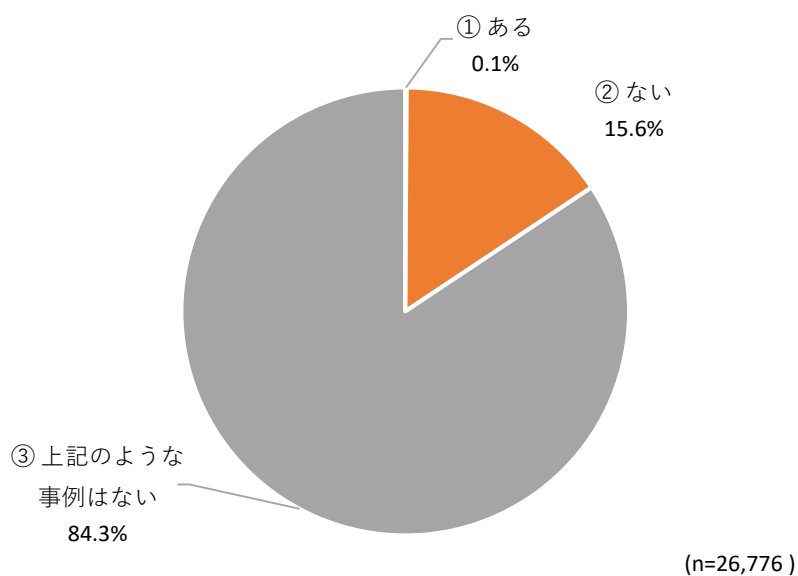
(ア) 下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて(協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。)支払ったことがありますか。(SA)

「① ある」は 0.6%、「② ない」は 99.4%となっている。



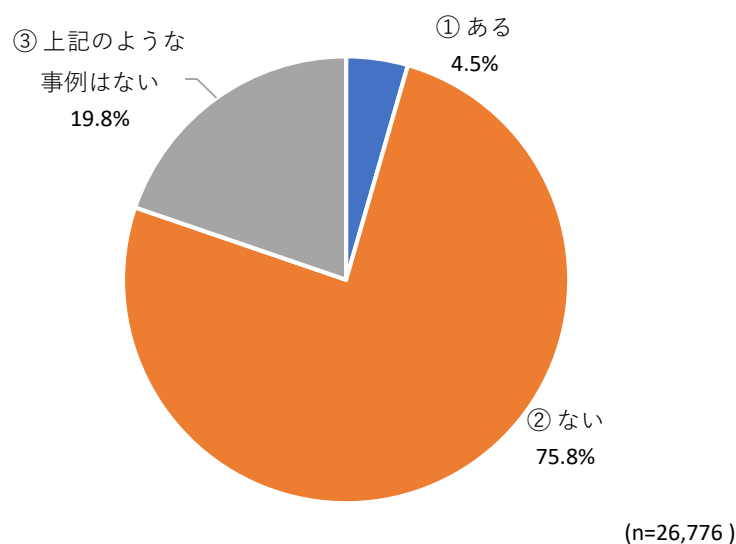
(イ) 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

「③ 上記のような事例はない」が 84.3%と最も高く、次いで、「② ない」が 15.6%、「①ある」が 0.1%となっている。



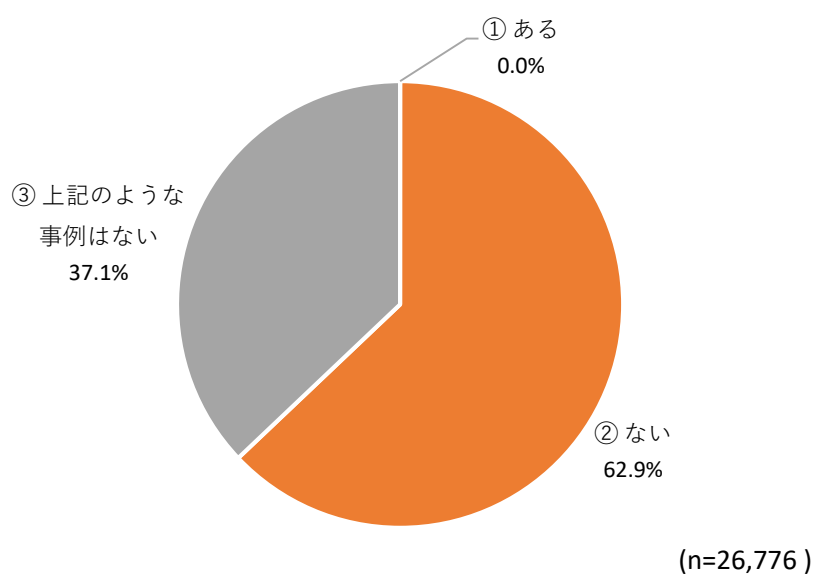
(ウ) 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

「② ない」が75.8%と最も高く、次いで、「③ 上記のような事例はない」が 19.8%、「①ある」が 4.5%となっている。



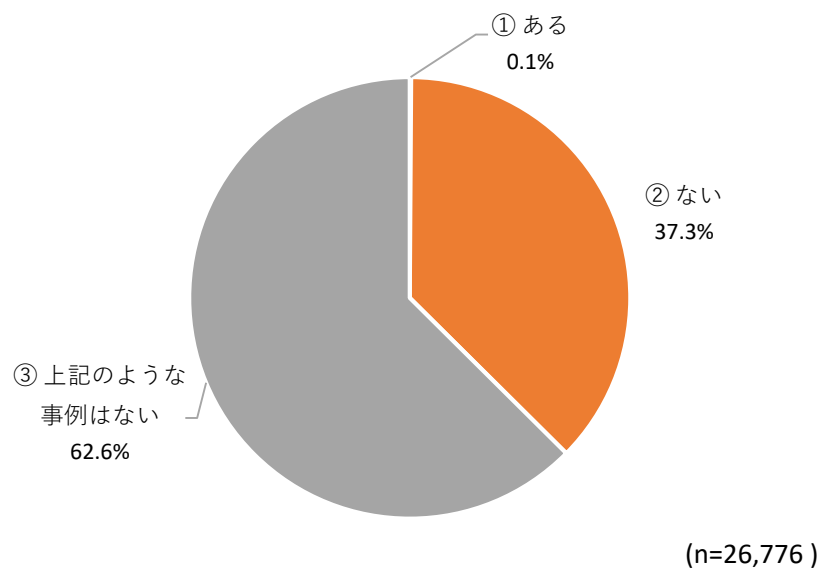
(エ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって自社のコストが増加したことを理由に、下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

「② ない」が 62.9%と最も高く、次いで、「③ 上記のような事例はない」が 37.1%、「①ある」が 0.0%(小数点第 2 位四捨五入)となっている。



(オ) 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。(SA)

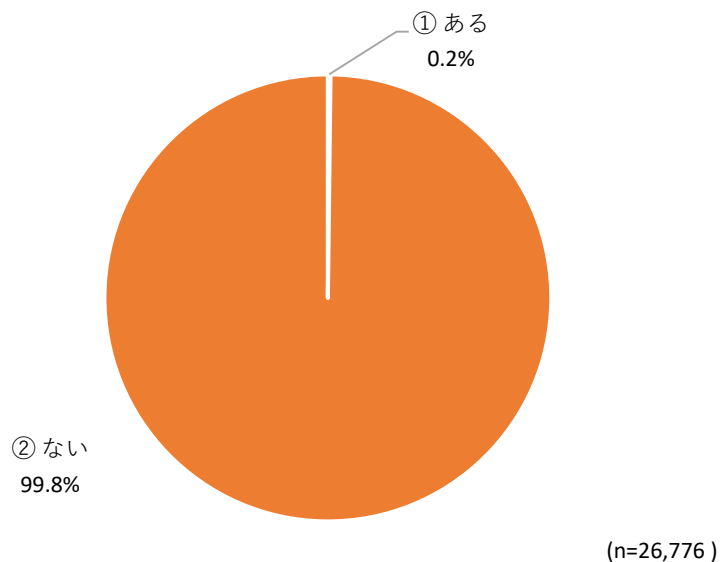
「③ 上記のような事例はない」が 62.6%と最も高く、次いで、「② ない」が 37.3%、「①ある」が 0.1%となっている。



【設問 6】経済上の利益の提供要請について

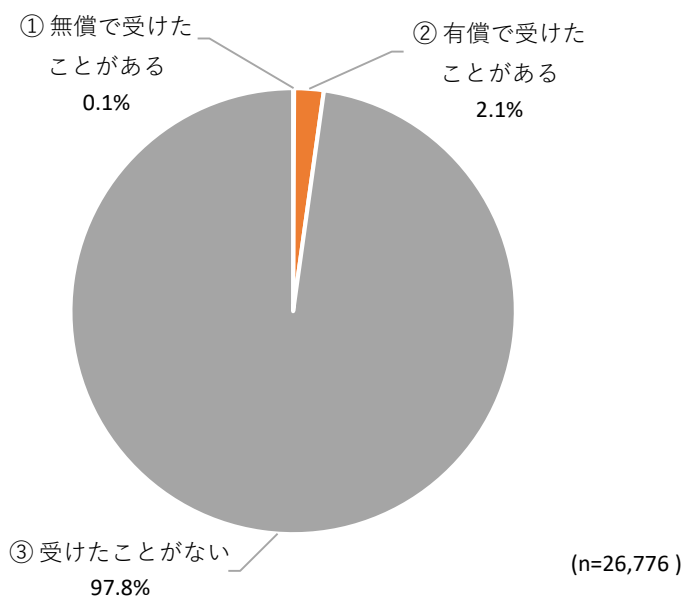
(ア) 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

「① ある」は 0.2%、「② ない」は 99.8%となっている。



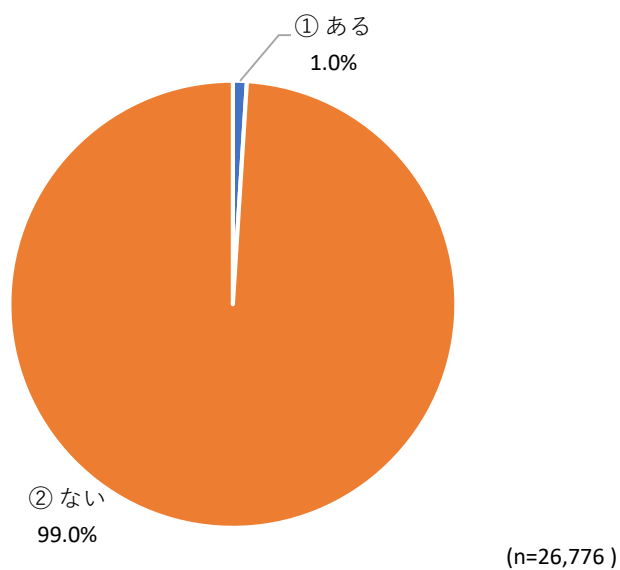
(イ) 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

「③ 受けたことがない」が 97.8%と最も高く、次いで、「② 有償で受けたことがある」が 2.1%、「① 無償で受けたことがある」が 0.1%となっている。



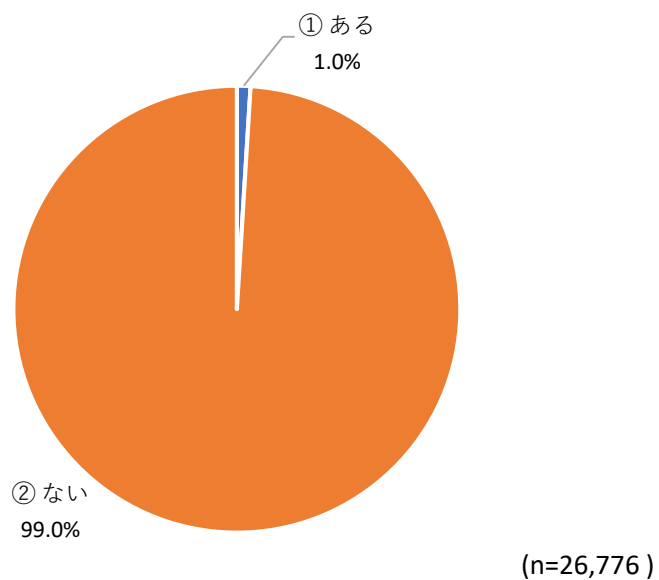
(ウ) 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

「① ある」は 1.0%、「② ない」は 99.0%となっている。



(エ) 下請事業者に対して、電子メールやEDI等による電子発注を行うために使用する通信機器等の開発費用や利用料等の支払を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

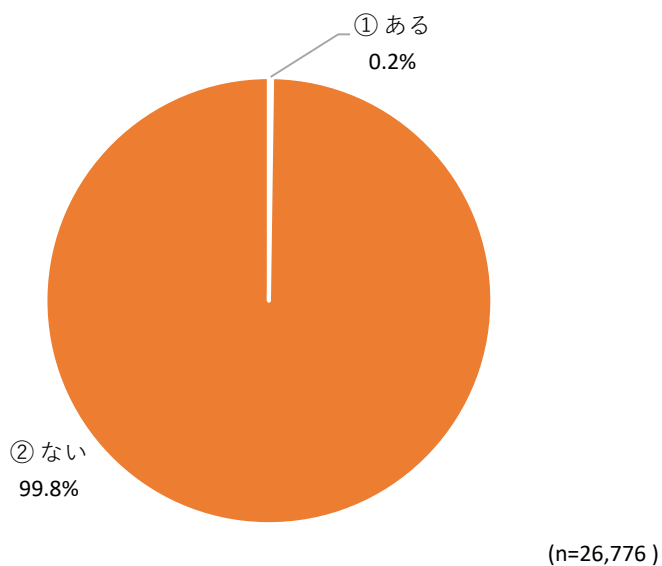
「① ある」は 1.0%、「② ない」は 99.0%となっている。



【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

(ア) 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。(SA)

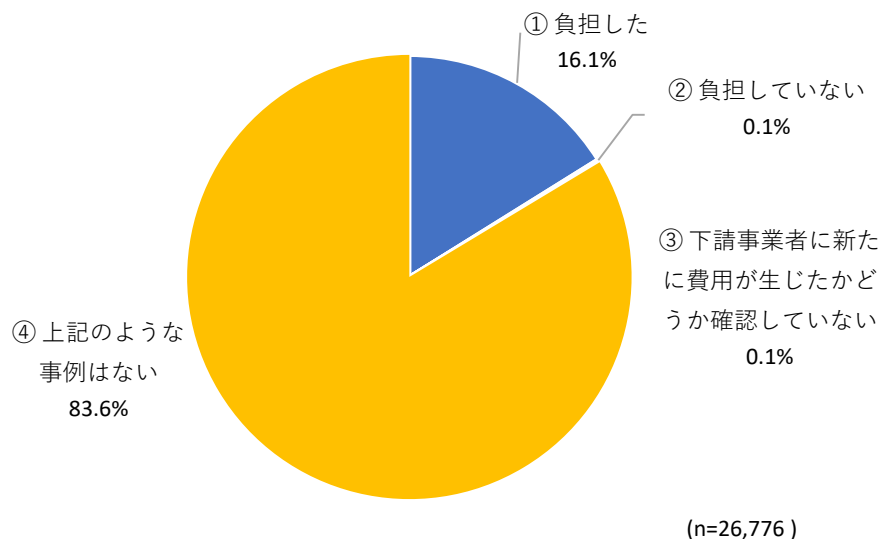
「① ある」は 0.2%、「② ない」は 99.8%となっている。



【設問 8】発注内容の変更・やり直しについて

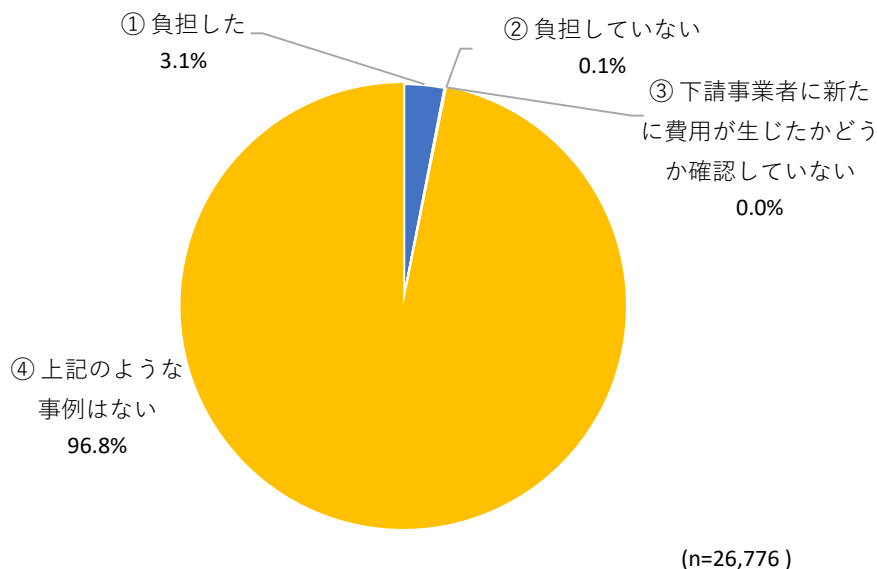
(ア) 下請事業者に責任(不良品等)がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付(役務)に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。(SA)

「④ 上記のような事例はない」が 83.6%と最も高く、次いで、「① 負担した」が 16.1%、「② 負担していない」及び「③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない」が 0.1%となっている。



(イ) 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。(SA)

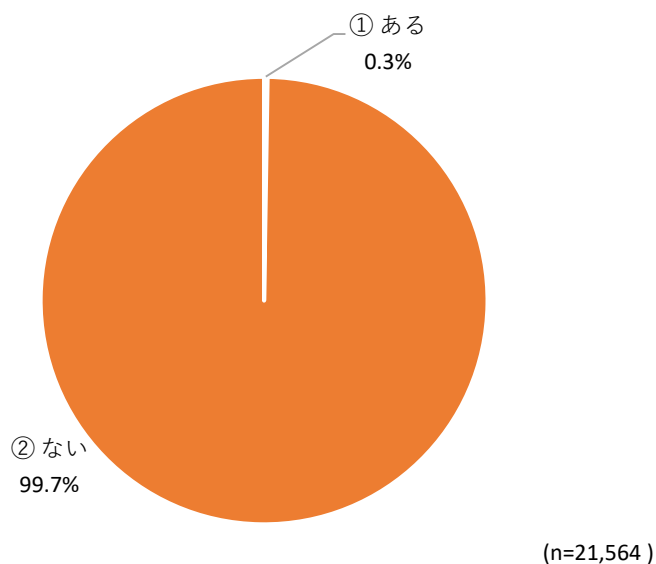
「④ 上記のような事例はない」が 96.8%と最も高く、次いで、「① 負担した」が 3.1%、「② 負担していない」が 0.1%となっている。



【設問 9】物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者に責任(不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等)がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと(受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。)がありますか。(SA)

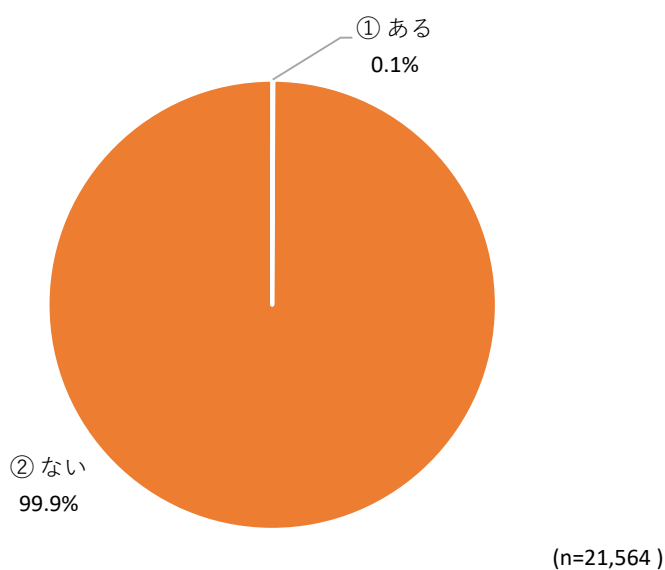
「① ある」は 0.3%、「② ない」は 99.7%となっている。



【設問 10】返品について

(ア) 下請事業者に責任(不良品等)がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと(不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。)がありますか。(SA)

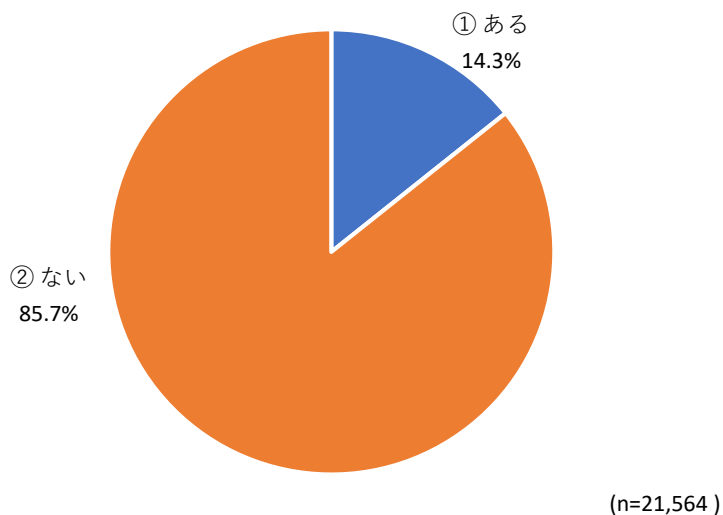
「① ある」は 0.1%、「② ない」は 99.9%となっている。



【設問 11】有償支給原材料等の対価の早期決済について

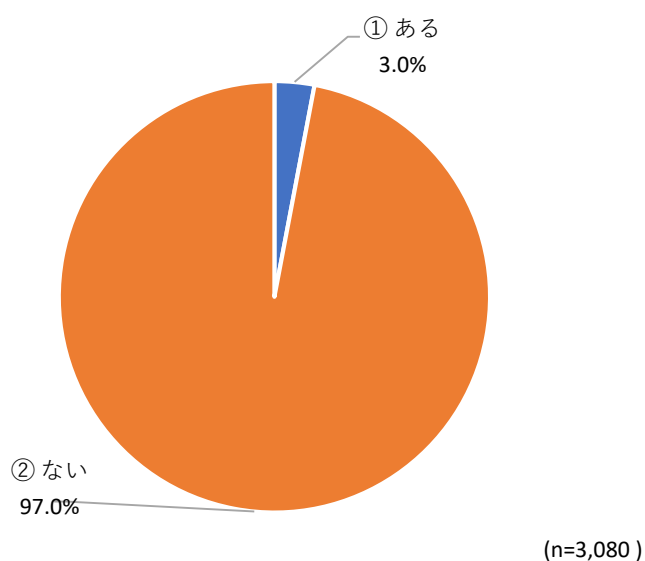
(ア) 下請事業者に対して、有償で原材料等を支給していますか。(SA)

「① ある」は14.3%、「② ない」は 85.7%となっている。



(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、有償で支給した原材料等の全部又は一部の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に、下請事業者を支払わせたり、下請代金から控除(相殺)したりしたことがありますか。(SA)

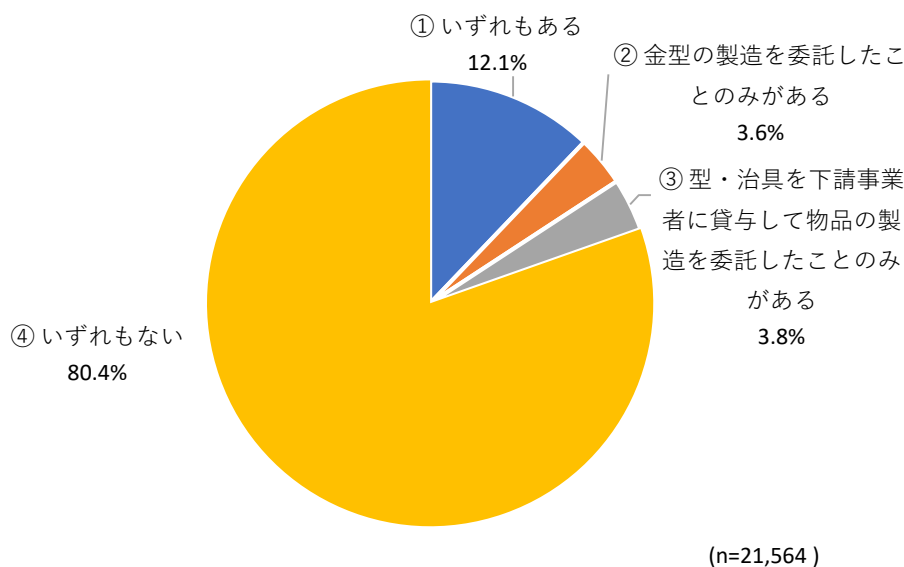
「① ある」は 3.0%、「② ない」は 97.0%となっている。



【設問 12】型(部品等を製造するための金属製、木製等の型)・治具について

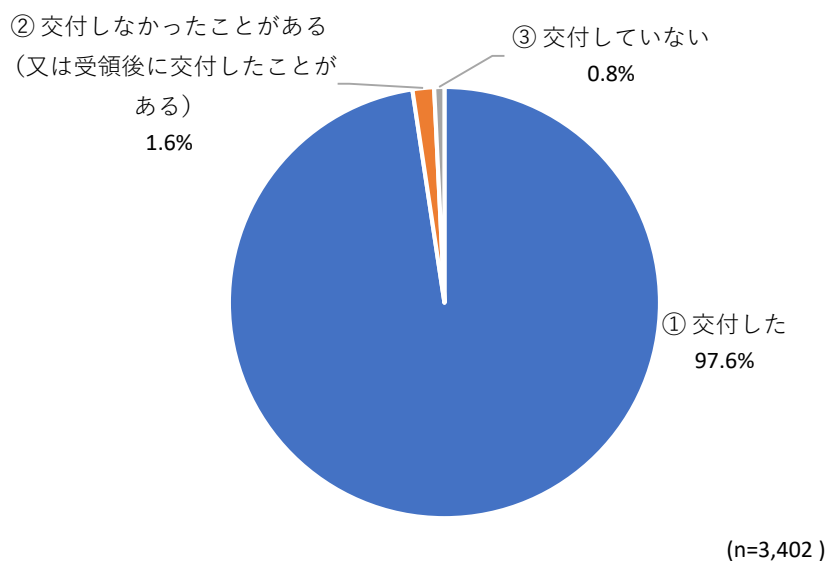
(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。(SA)
 ※下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。

「④ いずれもない」が 80.4%と最も高く、次いで、「① いずれもある」が 12.1%、「③ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことのみがある」が 3.8%となっている。



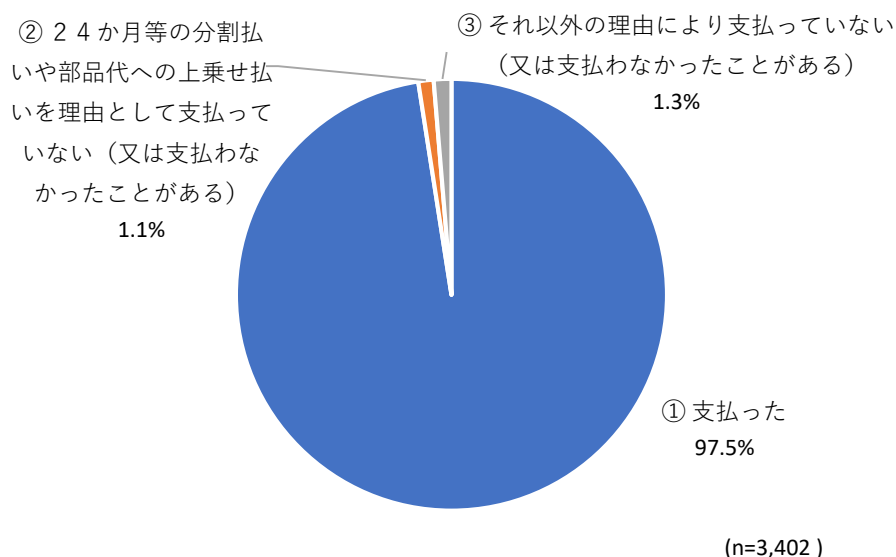
(イ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面(一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。)を交付しましたか。(SA)

「① 交付した」が 97.6%と最も高く、次いで、「② 交付しなかったことがある(又は受領後に交付したことがある)」が1.6%、「③ 交付していない」が 0.8%となっている。



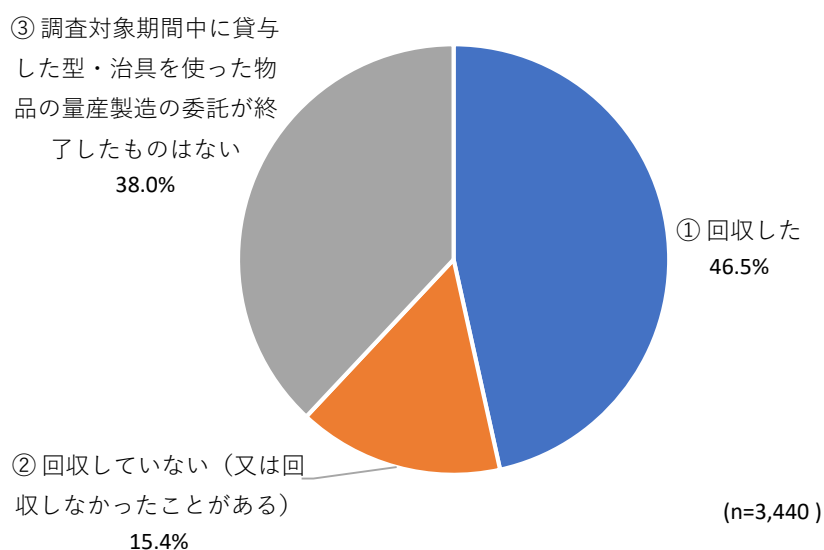
(ウ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。(SA)

「① 支払った」が 97.5%と最も高く、次いで、「③ それ以外の理由により支払っていない(又は支払わなかったことがある)」が 1.3%、「② 24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない(又は支払わなかったことがある)」が 1.1%となっている。



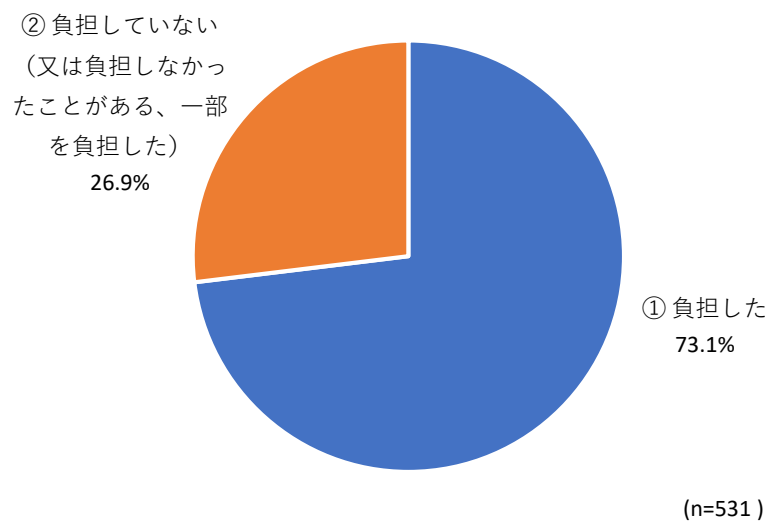
(エ) 上記(ア)で①又は③を選択した場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。(SA)

「① 回収した」が 46.5%と最も高く、次いで、「③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない」が 38.0%、「② 回収していない(又は回収しなかったことがある)」が 15.4%となっている。



(オ) 上記(エ)で②を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。(SA)

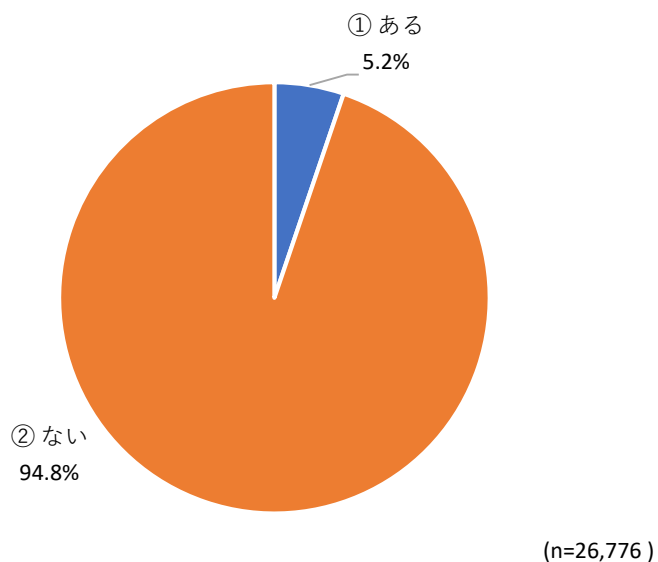
「① 負担した」は 73.1%、「② 負担していない(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)」は 26.9% となっている。



【設問 13】知的財産権の取扱いについて

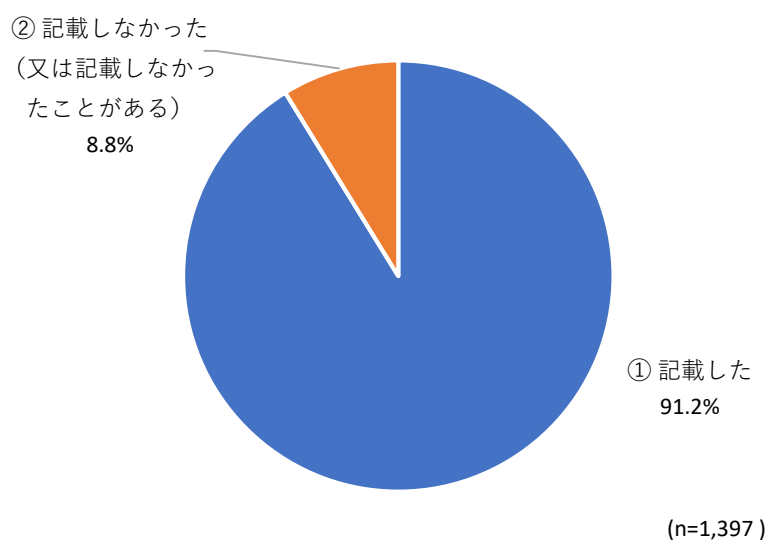
(ア) 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。(SA)

「① ある」は 5.2%、「② ない」は 94.8%となっている。



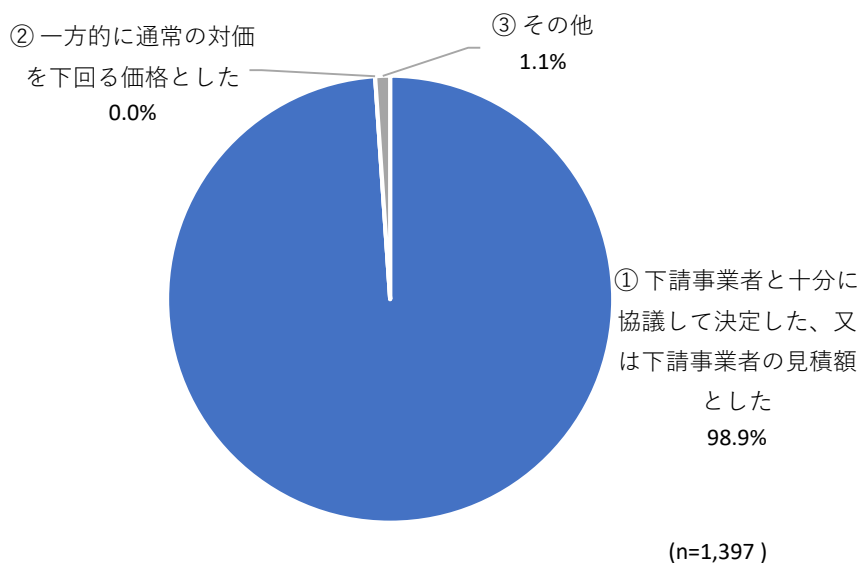
(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。(SA)

「① 記載した」は 91.2%、「② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)」は 8.8%となっている。



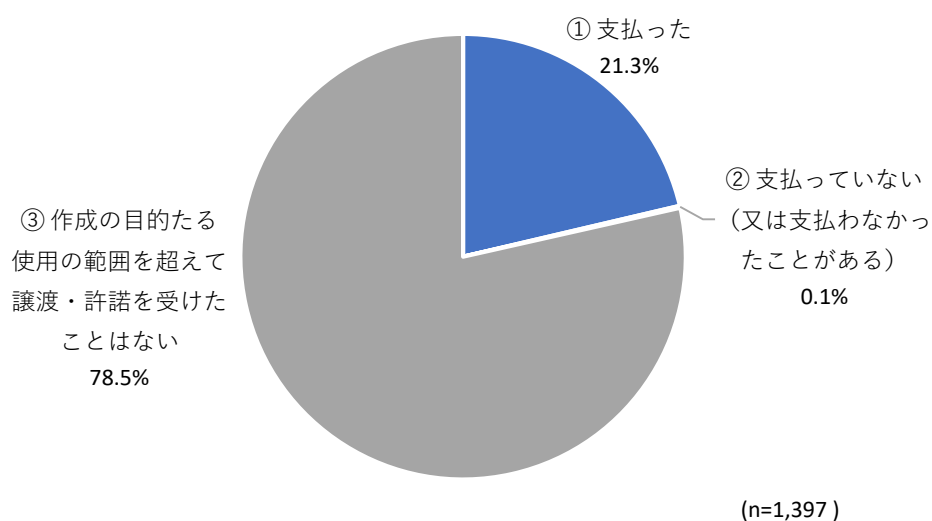
(ウ) 上記(ア)で①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。(SA)

「① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は、下請事業者の見積額とした」が 98.9%と最も高く、次いで「③ その他」が1.1%、「② 一方的に通常の対価を下回る価格とした」が 0.0%(小数点第 2 位四捨五入)となっている。



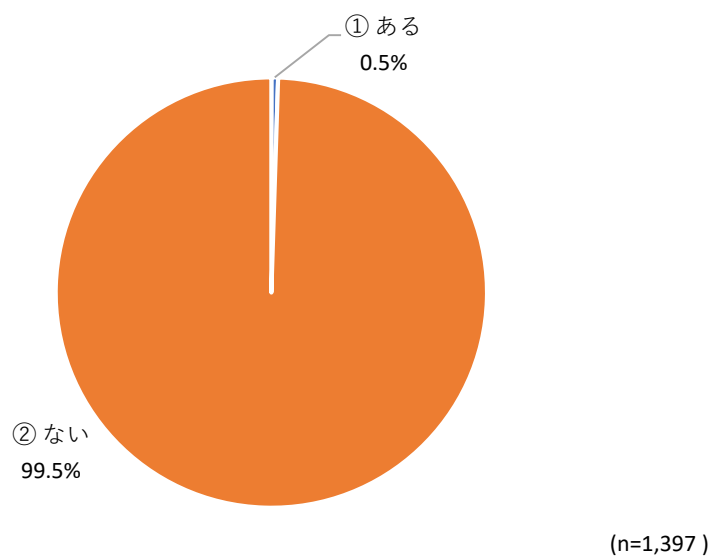
(エ) 上記(ア)で①を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。(SA)

「③ 作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことはない」が 78.5%と最も高く、次いで、「① 支払った」が 21.3%、「② 支払っていない(又は支払わなかったことがある)」が 0.1%となっている。



(オ) 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けことがありますか。(SA)

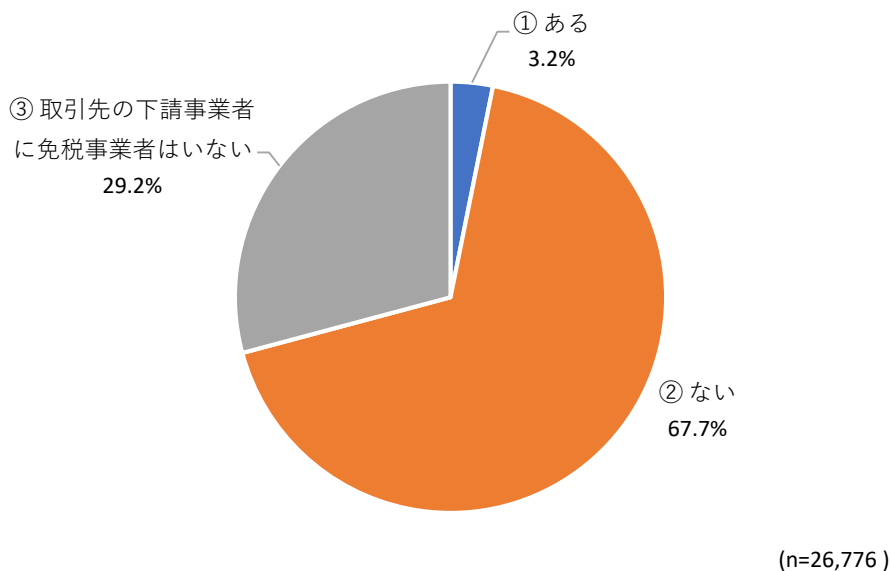
「① ある」は 0.5%、「② ない」は 99.5%となっている。



【設問 14】インボイス制度について

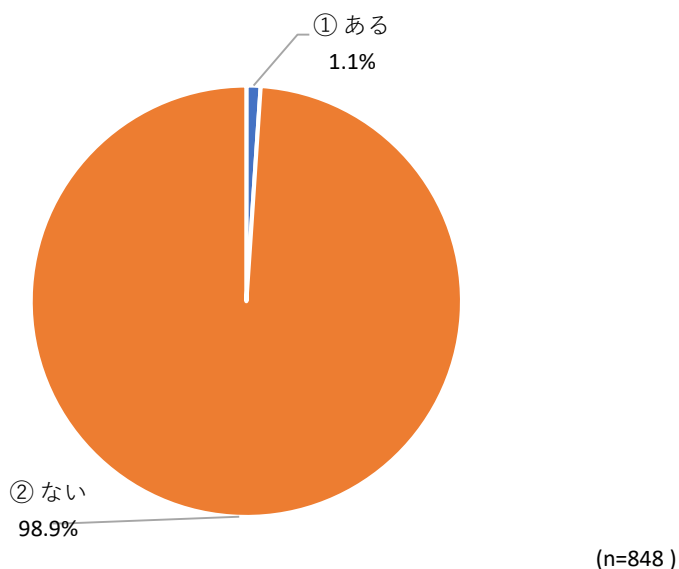
(ア) インボイス制度導入に関連して、免税事業者である下請事業者に対し、課税事業者になるよう要請したことはありますか。(SA)

「② ない」が 67.7%で最も高く、次いで、「③ 取引先の下請事業者に免税事業者はいない」が29.2%、「① ある」が3.2%となっている。



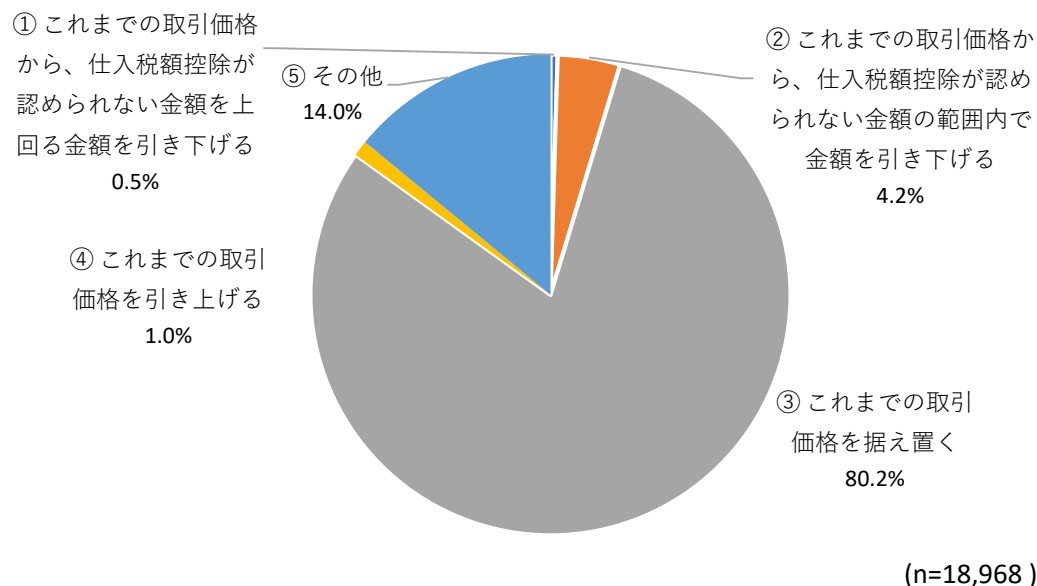
(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、要請の際に、応じなければ取引価格を引き下げることや、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありますか。(SA)

「① ある」は 1.1%、「② ない」は 98.9%となっている。



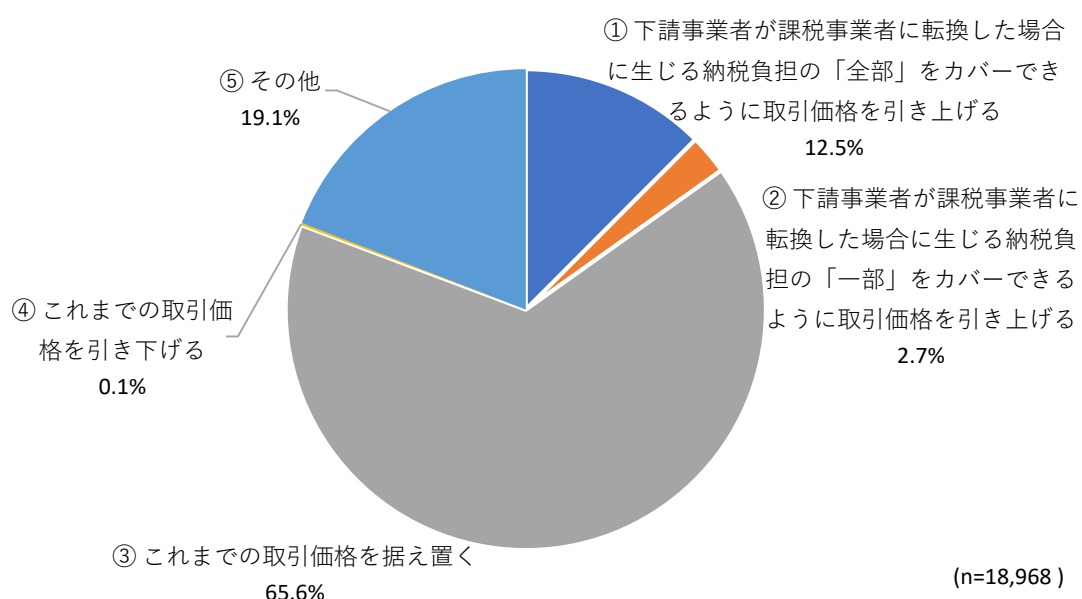
(ウ) インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である下請事業者が、免税事業者のままでいる場合、当該下請事業者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。(SA)

「③ これまでの取引価格を据え置く」が 80.2%で最も高く、次いで、「⑤ その他」が14.0%、「② これまでの取引価格から、仕入税額控除が認められない金額の範囲内で金額を引き下げる」が4.2%となっている。



(エ) インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である下請事業者が、課税事業者に転換しインボイス発行事業者になった場合、当該下請事業者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。(SA)

「③ これまでの取引価格を据え置く」が 65.6%で最も高く、次いで、「⑤ その他」が19.1%、「① 下請事業者が課税事業者に転換した場合に生じる納税負担の「全部」をカバーできるように取引価格を引き上げる」が12.5%となっている。



3-1-2 不当な下請取引のおそれがある回答を行った事業者に関する集計分析

親調に関し、下記の疑義に該当する回答を行った事業者単位で抽出し、各項目で割合が高い業種(日本標準産業分類(中分類)レベル)を抽出する。

各項目番号について、上位 30 業種について表記する。

番号	疑義内容
①	下請代金法第 3 条の規定に基づく書面が交付されていないおそれがある。
②	下請代金法第 3 条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。
②- 1	発注年月日
②- 2	発注内容（物品、数量等）
②- 3	納入期日
②- 4	納入場所
②- 5	検査完了期日
②- 6	下請代金の額
②- 7	自社及び下請事業者の名称
②- 8	下請代金の支払期日
②- 9	支払方法（現金・手形・一括決済方式の別及びその割合）
②-10	手形による支払の場合、満期日（一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日）
②-11	金型に関する記載
②-12	知的財産権に関する記載
②-13	原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等
②-14	取引条件を記載した別途交付する書面との関連性
②-15	発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日
③	下請代金法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。
③- 1	受領拒否の禁止
③- 2	支払遅延の禁止
③- 3	下請代金の減額の禁止
③- 4	返品 of 禁止
③- 5	買いたたきの禁止
③- 6	購入・利用強制の禁止
③- 7	有償支給材の早期決済の禁止
③- 8	割引困難な手形の交付の禁止
③- 9	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
③-10	不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止
④	下請代金法第 5 条の規定に基づく書類が保存されていないおそれがある。
⑤	下請代金法第 5 条の規定に基づく書類が当該書類の記載が終わった日から 2 年間保存されていないおそれがある。

① 下請代金法第3条の規定に基づく書面が交付されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	89 自動車整備業	51	17	33.3%
2位	68 不動産取引業	10	2	20.0%
3位	70 物品賃貸業	88	16	18.2%
4位	60 その他の小売業	283	51	18.0%
5位	73 広告業	173	27	15.6%
6位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	30	15.4%
7位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	5	15.2%
8位	42 鉄道業	34	5	14.7%
9位	75 宿泊業	41	6	14.6%
10位	88 廃棄物処理業	91	13	14.3%
11位	83 医療業	23	3	13.0%
12位	79 その他の生活関連サービス業	86	11	12.8%
13位	59 機械器具小売業	386	47	12.2%
14位	52 飲食品卸売業	241	28	11.6%
15位	92 その他の事業サービス業	550	62	11.3%
16位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	28	3	10.7%
17位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
18位	87 協同組合	275	27	9.8%
19位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	2	9.5%
20位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	6	9.5%
21位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	51	9.4%
22位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
23位	69 不動産賃貸業・管理業	279	25	9.0%
24位	72 専門サービス業	430	38	8.8%
25位	44 道路貨物運送業	680	60	8.8%
26位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	7	8.8%
27位	34 ガス業	23	2	8.7%
28位	43 道路旅客運送業	49	4	8.2%
29位	38 放送業	185	15	8.1%
30位	58 飲食品小売業	74	6	8.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-1 発注年月日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	45 水運業	41	3	7.3%
2位	58 飲食料品小売業	74	4	5.4%
3位	43 道路旅客運送業	49	2	4.1%
4位	87 協同組合	275	11	4.0%
5位	70 物品賃貸業	88	3	3.4%
6位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	1	3.0%
7位	06 総合工事業	110	3	2.7%
8位	50 各種商品卸売業	76	2	2.6%
9位	51 繊維・衣服等卸売業	154	4	2.6%
10位	56 各種商品小売業	97	2	2.1%
11位	47 倉庫業	100	2	2.0%
12位	44 道路貨物運送業	680	12	1.8%
13位	52 飲食料品卸売業	241	4	1.7%
14位	38 放送業	185	3	1.6%
15位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	1	1.6%
16位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	1	1.5%
17位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	8	1.5%
18位	18 プラスチック製品製造業	276	4	1.4%
19位	32 その他の製造業	213	3	1.4%
20位	92 その他の事業サービス業	550	7	1.3%
21位	31 輸送用機械器具製造業	429	5	1.2%
22位	79 その他の生活関連サービス業	86	1	1.2%
23位	73 広告業	173	2	1.2%
24位	88 廃棄物処理業	91	1	1.1%
25位	22 鉄鋼業	187	2	1.1%
26位	72 専門サービス業	430	4	0.9%
27位	23 非鉄金属製造業	122	1	0.8%
28位	24 金属製品製造業	503	4	0.8%
29位	54 機械器具卸売業	765	6	0.8%
30位	59 機械器具小売業	386	3	0.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-2 発注内容(物品、数量等)

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
2位	56 各種商品小売業	97	4	4.1%
3位	51 繊維・衣服等卸売業	154	6	3.9%
4位	21 窯業・土石製品製造業	182	5	2.7%
5位	22 鉄鋼業	187	5	2.7%
6位	45 水運業	41	1	2.4%
7位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	4	2.4%
8位	31 輸送用機械器具製造業	429	10	2.3%
9位	79 その他の生活関連サービス業	86	2	2.3%
10位	70 物品賃貸業	88	2	2.3%
11位	87 協同組合	275	6	2.2%
12位	52 飲食物品卸売業	241	5	2.1%
13位	47 倉庫業	100	2	2.0%
14位	06 総合工事業	110	2	1.8%
15位	18 プラスチック製品製造業	276	5	1.8%
16位	55 その他の卸売業	442	7	1.6%
17位	32 その他の製造業	213	3	1.4%
18位	30 情報通信機械器具製造業	146	2	1.4%
19位	58 飲食物品小売業	74	1	1.4%
20位	50 各種商品卸売業	76	1	1.3%
21位	92 その他の事業サービス業	550	7	1.3%
22位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	1	1.3%
23位	26 生産用機械器具製造業	642	8	1.2%
24位	44 道路貨物運送業	680	8	1.2%
25位	73 広告業	173	2	1.2%
26位	08 設備工事業	89	1	1.1%
27位	60 その他の小売業	283	3	1.1%
28位	54 機械器具卸売業	765	8	1.0%
29位	24 金属製品製造業	503	5	1.0%
30位	16 化学工業	370	3	0.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-3 納入期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	63 協同組織金融業	10	3	30.0%
2位	87 協同組合	275	44	16.0%
3位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	5	15.2%
4位	75 宿泊業	41	5	12.2%
5位	57 繊維・衣服・身の回り品小売業	66	7	10.6%
6位	12 木材・木製品製造業	38	4	10.5%
7位	60 その他の小売業	283	29	10.2%
8位	43 道路旅客運送業	49	5	10.2%
9位	59 機械器具小売業	386	38	9.8%
10位	51 繊維・衣服等卸売業	154	15	9.7%
11位	50 各種商品卸売業	76	7	9.2%
12位	42 鉄道業	34	3	8.8%
13位	11 繊維工業	296	26	8.8%
14位	13 家具・装備品製造業	62	5	8.1%
15位	37 通信業	25	2	8.0%
16位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	5	7.9%
17位	89 自動車整備業	51	4	7.8%
18位	76 飲食店	39	3	7.7%
19位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	41	7.6%
20位	21 窯業・土石製品製造業	182	13	7.1%
21位	70 物品賃貸業	88	6	6.8%
22位	55 その他の卸売業	442	27	6.1%
23位	52 飲食料品卸売業	241	14	5.8%
24位	88 廃棄物処理業	91	5	5.5%
25位	09 食料品製造業	332	18	5.4%
26位	58 飲食料品小売業	74	4	5.4%
27位	18 プラスチック製品製造業	276	14	5.1%
28位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	4	5.0%
29位	23 非鉄金属製造業	122	6	4.9%
30位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	1	4.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-4 納入場所

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	63 協同組織金融業	10	3	30.0%
2位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	10	15.2%
3位	75 宿泊業	41	6	14.6%
4位	87 協同組合	275	40	14.5%
5位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	3	13.6%
6位	59 機械器具小売業	386	52	13.5%
7位	12 木材・木製品製造業	38	5	13.2%
8位	13 家具・装備品製造業	62	8	12.9%
9位	11 繊維工業	296	38	12.8%
10位	51 繊維・衣服等卸売業	154	17	11.0%
11位	76 飲食店	39	4	10.3%
12位	43 道路旅客運送業	49	5	10.2%
13位	72 専門サービス業	430	42	9.8%
14位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	6	9.5%
15位	73 広告業	173	16	9.2%
16位	15 印刷・同関連業	249	23	9.2%
17位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	18	9.2%
18位	50 各種商品卸売業	76	7	9.2%
19位	52 飲食品卸売業	241	22	9.1%
20位	70 物品賃貸業	88	8	9.1%
21位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	3	9.1%
22位	83 医療業	23	2	8.7%
23位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	2	8.3%
24位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	45	8.3%
25位	79 その他の生活関連サービス業	86	7	8.1%
26位	60 その他の小売業	283	23	8.1%
27位	90 機械等修理業	51	4	7.8%
28位	67 保険業	26	2	7.7%
29位	18 プラスチック製品製造業	276	21	7.6%
30位	30 情報通信機械器具製造業	146	11	7.5%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-5 検査完了期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	41	11	26.8%
2位	13 家具・装備品製造業	62	13	21.0%
3位	63 協同組織金融業	10	2	20.0%
4位	50 各種商品卸売業	76	14	18.4%
5位	27 業務用機械器具製造業	207	36	17.4%
6位	51 繊維・衣服等卸売業	154	24	15.6%
7位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	46	15.3%
8位	29 電気機械器具製造業	532	80	15.0%
9位	24 金属製品製造業	503	75	14.9%
10位	58 飲食料品小売業	74	11	14.9%
11位	26 生産用機械器具製造業	642	94	14.6%
12位	11 繊維工業	296	43	14.5%
13位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	3	14.3%
14位	18 プラスチック製品製造業	276	39	14.1%
15位	31 輸送用機械器具製造業	429	60	14.0%
16位	21 窯業・土石製品製造業	182	25	13.7%
17位	30 情報通信機械器具製造業	146	20	13.7%
18位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	3	13.6%
19位	19 ゴム製品製造業	81	11	13.6%
20位	55 その他の卸売業	442	60	13.6%
21位	56 各種商品小売業	97	13	13.4%
22位	83 医療業	23	3	13.0%
23位	25 はん用機械器具製造業	347	44	12.7%
24位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	10	12.5%
25位	60 その他の小売業	283	35	12.4%
26位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	8	12.1%
27位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	65	12.0%
28位	52 飲食料品卸売業	241	29	12.0%
29位	37 通信業	25	3	12.0%
30位	06 総合工事業	110	13	11.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-6 下請代金の額

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	63 協同組織金融業	10	3	30.0%
2位	52 飲食料品卸売業	241	32	13.3%
3位	87 協同組合	275	33	12.0%
4位	58 飲食料品小売業	74	8	10.8%
5位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	8	10.0%
6位	51 繊維・衣服等卸売業	154	15	9.7%
7位	13 家具・装備品製造業	62	6	9.7%
8位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	2	9.5%
9位	79 その他の生活関連サービス業	86	8	9.3%
10位	44 道路貨物運送業	680	62	9.1%
11位	43 道路旅客運送業	49	4	8.2%
12位	47 倉庫業	100	8	8.0%
13位	09 食料品製造業	332	26	7.8%
14位	76 飲食店	39	3	7.7%
15位	60 その他の小売業	283	20	7.1%
16位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	37	6.9%
17位	88 廃棄物処理業	91	6	6.6%
18位	50 各種商品卸売業	76	5	6.6%
19位	18 プラスチック製品製造業	276	17	6.2%
20位	57 繊維・衣服・身の回り品小売業	66	4	6.1%
21位	59 機械器具小売業	386	23	6.0%
22位	46 航空運輸業	17	1	5.9%
23位	11 繊維工業	296	17	5.7%
24位	70 物品賃貸業	88	5	5.7%
25位	15 印刷・同関連業	249	14	5.6%
26位	12 木材・木製品製造業	38	2	5.3%
27位	55 その他の卸売業	442	23	5.2%
28位	32 その他の製造業	213	11	5.2%
29位	56 各種商品小売業	97	5	5.2%
30位	31 輸送用機械器具製造業	429	22	5.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-7 自社及び下請事業者の名称

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	23	1	4.3%
2位	58 飲食料品小売業	74	3	4.1%
3位	57 繊維・衣服・身の回り品小売業	66	2	3.0%
4位	42 鉄道業	34	1	2.9%
5位	52 飲食料品卸売業	241	5	2.1%
6位	44 道路貨物運送業	680	9	1.3%
7位	50 各種商品卸売業	76	1	1.3%
8位	51 繊維・衣服等卸売業	154	2	1.3%
9位	79 その他の生活関連サービス業	86	1	1.2%
10位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	6	1.1%
11位	88 廃棄物処理業	91	1	1.1%
12位	18 プラスチック製品製造業	276	3	1.1%
13位	38 放送業	185	2	1.1%
14位	06 総合工事業	110	1	0.9%
15位	55 その他の卸売業	442	3	0.7%
16位	11 繊維工業	296	2	0.7%
17位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	2	0.7%
18位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	1	0.6%
19位	48 運輸に附帯するサービス業	183	1	0.5%
20位	92 その他の事業サービス業	550	3	0.5%
21位	59 機械器具小売業	386	2	0.5%
22位	27 業務用機械器具製造業	207	1	0.5%
23位	31 輸送用機械器具製造業	429	2	0.5%
24位	15 印刷・同関連業	249	1	0.4%
25位	87 協同組合	275	1	0.4%
26位	69 不動産賃貸業・管理業	279	1	0.4%
27位	60 その他の小売業	283	1	0.4%
28位	24 金属製品製造業	503	1	0.2%
29位	29 電気機械器具製造業	532	1	0.2%
30位	54 機械器具卸売業	765	1	0.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-8 下請代金の支払期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	13 家具・装備品製造業	62	14	22.6%
2位	63 協同組織金融業	10	2	20.0%
3位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	13	19.7%
4位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	4	18.2%
5位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	96	17.8%
6位	55 その他の卸売業	442	77	17.4%
7位	75 宿泊業	41	7	17.1%
8位	43 道路旅客運送業	49	8	16.3%
9位	52 飲食料品卸売業	241	39	16.2%
10位	70 物品賃貸業	88	14	15.9%
11位	76 飲食店	39	6	15.4%
12位	15 印刷・同関連業	249	38	15.3%
13位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	5	15.2%
14位	50 各種商品卸売業	76	11	14.5%
15位	79 その他の生活関連サービス業	86	12	14.0%
16位	87 協同組合	275	38	13.8%
17位	11 繊維工業	296	40	13.5%
18位	60 その他の小売業	283	38	13.4%
19位	44 道路貨物運送業	680	89	13.1%
20位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	22	13.0%
21位	51 繊維・衣服等卸売業	154	20	13.0%
22位	21 窯業・土石製品製造業	182	23	12.6%
23位	18 プラスチック製品製造業	276	34	12.3%
24位	58 飲食料品小売業	74	9	12.2%
25位	27 業務用機械器具製造業	207	25	12.1%
26位	09 食料品製造業	332	40	12.0%
27位	90 機械等修理業	51	6	11.8%
28位	54 機械器具卸売業	765	88	11.5%
29位	59 機械器具小売業	386	42	10.9%
30位	29 電気機械器具製造業	532	56	10.5%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-9 支払方法(現金・手形・一括決済方式の別及びその割合)

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	13 家具・装備品製造業	62	6	9.7%
2位	15 印刷・同関連業	249	20	8.0%
3位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	12	7.1%
4位	70 物品賃貸業	88	6	6.8%
5位	21 窯業・土石製品製造業	182	12	6.6%
6位	55 その他の卸売業	442	26	5.9%
7位	90 機械等修理業	51	3	5.9%
8位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	27	5.0%
9位	24 金属製品製造業	503	24	4.8%
10位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	1	4.8%
11位	18 プラスチック製品製造業	276	13	4.7%
12位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	1	4.5%
13位	27 業務用機械器具製造業	207	9	4.3%
14位	32 その他の製造業	213	9	4.2%
15位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	1	4.2%
16位	29 電気機械器具製造業	532	22	4.1%
17位	23 非鉄金属製造業	122	5	4.1%
18位	54 機械器具卸売業	765	31	4.1%
19位	26 生産用機械器具製造業	642	26	4.0%
20位	25 はん用機械器具製造業	347	14	4.0%
21位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	10	3.3%
22位	31 輸送用機械器具製造業	429	14	3.3%
23位	11 繊維工業	296	8	2.7%
24位	22 鉄鋼業	187	5	2.7%
25位	12 木材・木製品製造業	38	1	2.6%
26位	51 繊維・衣服等卸売業	154	4	2.6%
27位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	2	2.5%
28位	16 化学工業	370	9	2.4%
29位	88 廃棄物処理業	91	2	2.2%
30位	30 情報通信機械器具製造業	146	3	2.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-10 手形による支払の場合、満期日(一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日)

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	13 家具・装備品製造業	62	6	9.7%
2位	15 印刷・同関連業	249	20	8.0%
3位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	12	7.1%
4位	70 物品賃貸業	88	6	6.8%
5位	21 窯業・土石製品製造業	182	12	6.6%
6位	55 その他の卸売業	442	26	5.9%
7位	90 機械等修理業	51	3	5.9%
8位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	27	5.0%
9位	24 金属製品製造業	503	24	4.8%
10位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	1	4.8%
11位	18 プラスチック製品製造業	276	13	4.7%
12位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	1	4.5%
13位	27 業務用機械器具製造業	207	9	4.3%
14位	32 その他の製造業	213	9	4.2%
15位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	1	4.2%
16位	29 電気機械器具製造業	532	22	4.1%
17位	23 非鉄金属製造業	122	5	4.1%
18位	54 機械器具卸売業	765	31	4.1%
19位	26 生産用機械器具製造業	642	26	4.0%
20位	25 はん用機械器具製造業	347	14	4.0%
21位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	10	3.3%
22位	31 輸送用機械器具製造業	429	14	3.3%
23位	11 繊維工業	296	8	2.7%
24位	22 鉄鋼業	187	5	2.7%
25位	12 木材・木製品製造業	38	1	2.6%
26位	51 繊維・衣服等卸売業	154	4	2.6%
27位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	2	2.5%
28位	16 化学工業	370	9	2.4%
29位	88 廃棄物処理業	91	2	2.2%
30位	30 情報通信機械器具製造業	146	3	2.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-11 金型に関する記載

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
2位	21 窯業・土石製品製造業	182	4	2.2%
3位	22 鉄鋼業	187	4	2.1%
4位	56 各種商品小売業	97	2	2.1%
5位	31 輸送用機械器具製造業	429	8	1.9%
6位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	3	1.8%
7位	55 その他の卸売業	442	6	1.4%
8位	58 飲食料品小売業	74	1	1.4%
9位	51 繊維・衣服等卸売業	154	2	1.3%
10位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	1	1.3%
11位	79 その他の生活関連サービス業	86	1	1.2%
12位	32 その他の製造業	213	2	0.9%
13位	26 生産用機械器具製造業	642	6	0.9%
14位	15 印刷・同関連業	249	2	0.8%
15位	24 金属製品製造業	503	4	0.8%
16位	18 プラスチック製品製造業	276	2	0.7%
17位	60 その他の小売業	283	2	0.7%
18位	30 情報通信機械器具製造業	146	1	0.7%
19位	54 機械器具卸売業	765	5	0.7%
20位	25 はん用機械器具製造業	347	2	0.6%
21位	16 化学工業	370	2	0.5%
22位	27 業務用機械器具製造業	207	1	0.5%
23位	52 飲食料品卸売業	241	1	0.4%
24位	87 協同組合	275	1	0.4%
25位	11 繊維工業	296	1	0.3%
26位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	1	0.3%
27位	74 技術サービス業	487	1	0.2%
28位	29 電気機械器具製造業	532	1	0.2%
29位	92 その他の事業サービス業	550	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※30位以降は0.0%となっている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-12 知的財産権に関する記載

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	73 広告業	173	16	9.2%
2位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	10	5.1%
3位	72 専門サービス業	430	15	3.5%
4位	15 印刷・同関連業	249	8	3.2%
5位	40 インターネット附随サービス業	64	2	3.1%
6位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	2	3.0%
7位	12 木材・木製品製造業	38	1	2.6%
8位	19 ゴム製品製造業	81	2	2.5%
9位	90 機械等修理業	51	1	2.0%
10位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	1	1.6%
11位	09 食料品製造業	332	5	1.5%
12位	50 各種商品卸売業	76	1	1.3%
13位	06 総合工事業	110	1	0.9%
14位	16 化学工業	370	3	0.8%
15位	30 情報通信機械器具製造業	146	1	0.7%
16位	55 その他の卸売業	442	3	0.7%
17位	39 情報サービス業	1,260	8	0.6%
18位	92 その他の事業サービス業	550	3	0.5%
19位	54 機械器具卸売業	765	4	0.5%
20位	52 飲食料品卸売業	241	1	0.4%
21位	29 電気機械器具製造業	532	2	0.4%
22位	60 その他の小売業	283	1	0.4%
23位	74 技術サービス業	487	1	0.2%
24位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※25位以降は0.0%となっている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-13 原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	4	16.7%
2位	18 プラスチック製品製造業	276	43	15.6%
3位	13 家具・装備品製造業	62	9	14.5%
4位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	3	13.6%
5位	19 ゴム製品製造業	81	11	13.6%
6位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	62	11.5%
7位	31 輸送用機械器具製造業	429	47	11.0%
8位	27 業務用機械器具製造業	207	22	10.6%
9位	12 木材・木製品製造業	38	4	10.5%
10位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
11位	50 各種商品卸売業	76	7	9.2%
12位	52 飲食料品卸売業	241	20	8.3%
13位	23 非鉄金属製造業	122	10	8.2%
14位	22 鉄鋼業	187	15	8.0%
15位	37 通信業	25	2	8.0%
16位	29 電気機械器具製造業	532	42	7.9%
17位	11 繊維工業	296	23	7.8%
18位	24 金属製品製造業	503	36	7.2%
19位	55 その他の卸売業	442	31	7.0%
20位	16 化学工業	370	25	6.8%
21位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	11	6.5%
22位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	19	6.3%
23位	54 機械器具卸売業	765	48	6.3%
24位	21 窯業・土石製品製造業	182	11	6.0%
25位	30 情報通信機械器具製造業	146	8	5.5%
26位	58 飲食料品小売業	74	4	5.4%
27位	51 繊維・衣服等卸売業	154	8	5.2%
28位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	4	5.0%
29位	34 ガス業	23	1	4.3%
30位	56 各種商品小売業	97	4	4.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-14 取引条件を記載した別途交付する書面との関連性

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	68 不動産取引業	10	3	30.0%
2位	63 協同組織金融業	10	2	20.0%
3位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	13	19.7%
4位	13 家具・装備品製造業	62	11	17.7%
5位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	5	15.2%
6位	79 その他の生活関連サービス業	86	13	15.1%
7位	58 飲食料品小売業	74	11	14.9%
8位	42 鉄道業	34	5	14.7%
9位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	75	13.9%
10位	34 ガス業	23	3	13.0%
11位	70 物品賃貸業	88	11	12.5%
12位	75 宿泊業	41	5	12.2%
13位	55 その他の卸売業	442	53	12.0%
14位	09 食料品製造業	332	38	11.4%
15位	60 その他の小売業	283	32	11.3%
16位	52 飲食料品卸売業	241	27	11.2%
17位	47 倉庫業	100	11	11.0%
18位	50 各種商品卸売業	76	8	10.5%
19位	56 各種商品小売業	97	10	10.3%
20位	44 道路貨物運送業	680	70	10.3%
21位	76 飲食店	39	4	10.3%
22位	90 機械等修理業	51	5	9.8%
23位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	2	9.5%
24位	11 繊維工業	296	28	9.5%
25位	15 印刷・同関連業	249	23	9.2%
26位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
27位	51 繊維・衣服等卸売業	154	14	9.1%
28位	30 情報通信機械器具製造業	146	13	8.9%
29位	83 医療業	23	2	8.7%
30位	87 協同組合	275	23	8.4%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-15 発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	63 協同組織金融業	10	3	30.0%
2位	68 不動産取引業	10	2	20.0%
3位	70 物品賃貸業	88	14	15.9%
4位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	70	13.0%
5位	13 家具・装備品製造業	62	7	11.3%
6位	51 繊維・衣服等卸売業	154	17	11.0%
7位	58 飲食料品小売業	74	8	10.8%
8位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	7	10.6%
9位	12 木材・木製品製造業	38	4	10.5%
10位	15 印刷・同関連業	249	26	10.4%
11位	73 広告業	173	18	10.4%
12位	44 道路貨物運送業	680	67	9.9%
13位	54 機械器具卸売業	765	73	9.5%
14位	79 その他の生活関連サービス業	86	8	9.3%
15位	50 各種商品卸売業	76	7	9.2%
16位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
17位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	3	9.1%
18位	42 鉄道業	34	3	8.8%
19位	59 機械器具小売業	386	34	8.8%
20位	83 医療業	23	2	8.7%
21位	09 食料品製造業	332	28	8.4%
22位	37 通信業	25	2	8.0%
23位	18 プラスチック製品製造業	276	22	8.0%
24位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	5	7.9%
25位	89 自動車整備業	51	4	7.8%
26位	90 機械等修理業	51	4	7.8%
27位	88 廃棄物処理業	91	7	7.7%
28位	30 情報通信機械器具製造業	146	11	7.5%
29位	60 その他の小売業	283	21	7.4%
30位	26 生産用機械器具製造業	642	47	7.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-1 受領拒否の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	37 通信業	25	1	4.0%
2位	12 木材・木製品製造業	38	1	2.6%
3位	13 家具・装備品製造業	62	1	1.6%
4位	27 業務用機械器具製造業	207	2	1.0%
5位	09 食料品製造業	332	3	0.9%
6位	26 生産用機械器具製造業	642	5	0.8%
7位	31 輸送用機械器具製造業	429	3	0.7%
8位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	1	0.6%
9位	73 広告業	173	1	0.6%
10位	22 鉄鋼業	187	1	0.5%
11位	32 その他の製造業	213	1	0.5%
12位	74 技術サービス業	487	2	0.4%
13位	54 機械器具卸売業	765	3	0.4%
14位	69 不動産賃貸業・管理業	279	1	0.4%
15位	60 その他の小売業	283	1	0.4%
16位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	1	0.3%
17位	25 はん用機械器具製造業	347	1	0.3%
18位	16 化学工業	370	1	0.3%
19位	59 機械器具小売業	386	1	0.3%
20位	55 その他の卸売業	442	1	0.2%
21位	24 金属製品製造業	503	1	0.2%
22位	29 電気機械器具製造業	532	1	0.2%
23位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	1	0.2%
24位	39 情報サービス業	1,260	1	0.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※25位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-2 支払遅延の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	37 通信業	25	11	44.0%
2位	67 保険業	26	10	38.5%
3位	83 医療業	23	8	34.8%
4位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	67	34.4%
5位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	22	33.3%
6位	70 物品賃貸業	88	29	33.0%
7位	40 インターネット附随サービス業	64	21	32.8%
8位	73 広告業	173	56	32.4%
9位	42 鉄道業	34	11	32.4%
10位	39 情報サービス業	1,260	380	30.2%
11位	63 協同組織金融業	10	3	30.0%
12位	68 不動産取引業	10	3	30.0%
13位	72 専門サービス業	430	126	29.3%
14位	06 総合工事業	110	32	29.1%
15位	74 技術サービス業	487	141	29.0%
16位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	18	28.6%
17位	08 設備工事業	89	25	28.1%
18位	25 はん用機械器具製造業	347	95	27.4%
19位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	9	27.3%
20位	27 業務用機械器具製造業	207	56	27.1%
21位	34 ガス業	23	6	26.1%
22位	54 機械器具卸売業	765	198	25.9%
23位	26 生産用機械器具製造業	642	166	25.9%
24位	31 輸送用機械器具製造業	429	109	25.4%
25位	59 機械器具小売業	386	98	25.4%
26位	30 情報通信機械器具製造業	146	37	25.3%
27位	29 電気機械器具製造業	532	134	25.2%
28位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	6	25.0%
29位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	75	25.0%
30位	51 繊維・衣服等卸売業	154	38	24.7%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-3 下請代金の減額の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	51 繊維・衣服等卸売業	154	22	14.3%
2位	89 自動車整備業	51	7	13.7%
3位	88 廃棄物処理業	91	12	13.2%
4位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	3	12.5%
5位	70 物品賃貸業	88	11	12.5%
6位	58 飲食料品小売業	74	9	12.2%
7位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	4	12.1%
8位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	59	10.9%
9位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	7	10.6%
10位	12 木材・木製品製造業	38	4	10.5%
11位	44 道路貨物運送業	680	71	10.4%
12位	73 広告業	173	18	10.4%
13位	11 繊維工業	296	30	10.1%
14位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
15位	68 不動産取引業	10	1	10.0%
16位	90 機械等修理業	51	5	9.8%
17位	15 印刷・同関連業	249	24	9.6%
18位	60 その他の小売業	283	27	9.5%
19位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	2	9.1%
20位	55 その他の卸売業	442	39	8.8%
21位	79 その他の生活関連サービス業	86	7	8.1%
22位	29 電気機械器具製造業	532	42	7.9%
23位	76 飲食店	39	3	7.7%
24位	52 飲食料品卸売業	241	18	7.5%
25位	24 金属製品製造業	503	35	7.0%
26位	54 機械器具卸売業	765	50	6.5%
27位	18 プラスチック製品製造業	276	18	6.5%
28位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	11	6.5%
29位	13 家具・装備品製造業	62	4	6.5%
30位	31 輸送用機械器具製造業	429	27	6.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-4 返品禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	41	1	2.4%
2位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	1	1.3%
3位	19 ゴム製品製造業	81	1	1.2%
4位	56 各種商品小売業	97	1	1.0%
5位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	3	0.6%
6位	59 機械器具小売業	386	2	0.5%
7位	54 機械器具卸売業	765	3	0.4%
8位	55 その他の卸売業	442	1	0.2%
9位	74 技術サービス業	487	1	0.2%
10位	26 生産用機械器具製造業	642	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※11位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-5 買ったたきの禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	44 道路貨物運送業	680	127	18.7%
2位	58 飲食料品小売業	74	11	14.9%
3位	70 物品賃貸業	88	13	14.8%
4位	31 輸送用機械器具製造業	429	60	14.0%
5位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	9	13.6%
6位	12 木材・木製品製造業	38	5	13.2%
7位	34 ガス業	23	3	13.0%
8位	83 医療業	23	3	13.0%
9位	13 家具・装備品製造業	62	8	12.9%
10位	79 その他の生活関連サービス業	86	11	12.8%
11位	23 非鉄金属製造業	122	15	12.3%
12位	18 プラスチック製品製造業	276	33	12.0%
13位	46 航空運輸業	17	2	11.8%
14位	30 情報通信機械器具製造業	146	17	11.6%
15位	67 保険業	26	3	11.5%
16位	56 各種商品小売業	97	11	11.3%
17位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	22	11.3%
18位	92 その他の事業サービス業	550	62	11.3%
19位	19 ゴム製品製造業	81	9	11.1%
20位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	7	11.1%
21位	47 倉庫業	100	11	11.0%
22位	25 はん用機械器具製造業	347	38	11.0%
23位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	32	10.7%
24位	26 生産用機械器具製造業	642	65	10.1%
25位	87 協同組合	275	27	9.8%
26位	89 自動車整備業	51	5	9.8%
27位	38 放送業	185	18	9.7%
28位	22 鉄鋼業	187	18	9.6%
29位	17 石油製品・石炭製品製造業	21	2	9.5%
30位	48 運輸に附帯するサービス業	183	17	9.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-6 購入・利用強制の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	33	1	3.0%
2位	79 その他の生活関連サービス業	86	2	2.3%
3位	90 機械等修理業	51	1	2.0%
4位	73 広告業	173	3	1.7%
5位	58 飲食料品小売業	74	1	1.4%
6位	59 機械器具小売業	386	5	1.3%
7位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	1	1.3%
8位	52 飲食料品卸売業	241	3	1.2%
9位	69 不動産賃貸業・管理業	279	3	1.1%
10位	56 各種商品小売業	97	1	1.0%
11位	92 その他の事業サービス業	550	5	0.9%
12位	60 その他の小売業	283	2	0.7%
13位	30 情報通信機械器具製造業	146	1	0.7%
14位	09 食料品製造業	332	2	0.6%
15位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	1	0.6%
16位	21 窯業・土石製品製造業	182	1	0.5%
17位	16 化学工業	370	2	0.5%
18位	32 その他の製造業	213	1	0.5%
19位	72 専門サービス業	430	2	0.5%
20位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	2	0.4%
21位	11 繊維工業	296	1	0.3%
22位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	1	0.3%
23位	44 道路貨物運送業	680	2	0.3%
24位	25 はん用機械器具製造業	347	1	0.3%
25位	54 機械器具卸売業	765	2	0.3%
26位	31 輸送用機械器具製造業	429	1	0.2%
27位	29 電気機械器具製造業	532	1	0.2%
28位	39 情報サービス業	1,260	2	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※29位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-7 有償支給材の早期決済の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	1	4.5%
2位	37 通信業	25	1	4.0%
3位	50 各種商品卸売業	76	3	3.9%
4位	13 家具・装備品製造業	62	2	3.2%
5位	52 飲食料品卸売業	241	7	2.9%
6位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	2	2.5%
7位	19 ゴム製品製造業	81	2	2.5%
8位	31 輸送用機械器具製造業	429	10	2.3%
9位	18 プラスチック製品製造業	276	5	1.8%
10位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	5	1.7%
11位	24 金属製品製造業	503	7	1.4%
12位	58 飲食料品小売業	74	1	1.4%
13位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	2	1.2%
14位	25 はん用機械器具製造業	347	4	1.2%
15位	21 窯業・土石製品製造業	182	2	1.1%
16位	16 化学工業	370	4	1.1%
17位	27 業務用機械器具製造業	207	2	1.0%
18位	55 その他の卸売業	442	4	0.9%
19位	54 機械器具卸売業	765	6	0.8%
20位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	4	0.7%
21位	22 鉄鋼業	187	1	0.5%
22位	32 その他の製造業	213	1	0.5%
23位	26 生産用機械器具製造業	642	3	0.5%
24位	72 専門サービス業	430	2	0.5%
25位	29 電気機械器具製造業	532	2	0.4%
26位	60 その他の小売業	283	1	0.4%
27位	11 繊維工業	296	1	0.3%
28位	09 食料品製造業	332	1	0.3%
29位	59 機械器具小売業	386	1	0.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※30位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-8 割引困難な手形の交付の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	24	1	4.2%
2位	21 窯業・土石製品製造業	182	5	2.7%
3位	26 生産用機械器具製造業	642	12	1.9%
4位	54 機械器具卸売業	765	14	1.8%
5位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	3	1.8%
6位	11 繊維工業	296	5	1.7%
7位	23 非鉄金属製造業	122	2	1.6%
8位	13 家具・装備品製造業	62	1	1.6%
9位	29 電気機械器具製造業	532	8	1.5%
10位	30 情報通信機械器具製造業	146	2	1.4%
11位	55 その他の卸売業	442	6	1.4%
12位	51 繊維・衣服等卸売業	154	2	1.3%
13位	24 金属製品製造業	503	6	1.2%
14位	25 はん用機械器具製造業	347	4	1.2%
15位	88 廃棄物処理業	91	1	1.1%
16位	18 プラスチック製品製造業	276	3	1.1%
17位	22 鉄鋼業	187	2	1.1%
18位	32 その他の製造業	213	2	0.9%
19位	31 輸送用機械器具製造業	429	4	0.9%
20位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	5	0.9%
21位	73 広告業	173	1	0.6%
22位	16 化学工業	370	2	0.5%
23位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	1	0.5%
24位	27 業務用機械器具製造業	207	1	0.5%
25位	44 道路貨物運送業	680	3	0.4%
26位	52 飲食料品卸売業	241	1	0.4%
27位	15 印刷・同関連業	249	1	0.4%
28位	60 その他の小売業	283	1	0.4%
29位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	1	0.3%
30位	74 技術サービス業	487	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	76 飲食店	39	5	12.8%
2位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
3位	75 宿泊業	41	4	9.8%
4位	58 飲食料品小売業	74	7	9.5%
5位	42 鉄道業	34	3	8.8%
6位	31 輸送用機械器具製造業	429	35	8.2%
7位	12 木材・木製品製造業	38	3	7.9%
8位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	5	7.6%
9位	52 飲食料品卸売業	241	18	7.5%
10位	55 その他の卸売業	442	33	7.5%
11位	56 各種商品小売業	97	7	7.2%
12位	06 総合工事業	110	7	6.4%
13位	19 ゴム製品製造業	81	5	6.2%
14位	60 その他の小売業	283	17	6.0%
15位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	80	4	5.0%
16位	70 物品賃貸業	88	4	4.5%
17位	09 食料品製造業	332	15	4.5%
18位	34 ガス業	23	1	4.3%
19位	32 その他の製造業	213	9	4.2%
20位	15 印刷・同関連業	249	10	4.0%
21位	37 通信業	25	1	4.0%
22位	26 生産用機械器具製造業	642	25	3.9%
23位	27 業務用機械器具製造業	207	8	3.9%
24位	67 保険業	26	1	3.8%
25位	24 金属製品製造業	503	19	3.8%
26位	29 電気機械器具製造業	532	20	3.8%
27位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	169	6	3.6%
28位	87 協同組合	275	9	3.3%
29位	22 鉄鋼業	187	6	3.2%
30位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	17	3.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-10 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	46 航空運輸業	17	1	5.9%
2位	70 物品賃貸業	88	2	2.3%
3位	51 繊維・衣服等卸売業	154	3	1.9%
4位	91 職業紹介・労働者派遣業	63	1	1.6%
5位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	66	1	1.5%
6位	58 飲食料品小売業	74	1	1.4%
7位	19 ゴム製品製造業	81	1	1.2%
8位	08 設備工事業	89	1	1.1%
9位	59 機械器具小売業	386	4	1.0%
10位	56 各種商品小売業	97	1	1.0%
11位	06 総合工事業	110	1	0.9%
12位	44 道路貨物運送業	680	6	0.9%
13位	52 飲食料品卸売業	241	2	0.8%
14位	26 生産用機械器具製造業	642	5	0.8%
15位	87 協同組合	275	2	0.7%
16位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	300	2	0.7%
17位	54 機械器具卸売業	765	5	0.7%
18位	09 食料品製造業	332	2	0.6%
19位	73 広告業	173	1	0.6%
20位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	540	3	0.6%
21位	21 窯業・土石製品製造業	182	1	0.5%
22位	41 映像・音声・文字情報制作業	195	1	0.5%
23位	31 輸送用機械器具製造業	429	2	0.5%
24位	55 その他の卸売業	442	2	0.5%
25位	15 印刷・同関連業	249	1	0.4%
26位	24 金属製品製造業	503	2	0.4%
27位	29 電気機械器具製造業	532	2	0.4%
28位	18 プラスチック製品製造業	276	1	0.4%
29位	16 化学工業	370	1	0.3%
30位	74 技術サービス業	487	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

④ 下請代金法第5条の規定に基づく書類が保存されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	76 飲食店	39	4	10.3%
2位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
3位	68 不動産取引業	10	1	10.0%
4位	75 宿泊業	41	4	9.8%
5位	60 その他の小売業	283	24	8.5%
6位	89 自動車整備業	51	4	7.8%
7位	67 保険業	26	2	7.7%
8位	73 広告業	173	12	6.9%
9位	46 航空運輸業	17	1	5.9%
10位	58 飲食料品小売業	74	4	5.4%
11位	12 木材・木製品製造業	38	2	5.3%
12位	50 各種商品卸売業	76	4	5.3%
13位	72 専門サービス業	430	22	5.1%
14位	87 協同組合	275	14	5.1%
15位	09 食料品製造業	332	16	4.8%
16位	79 その他の生活関連サービス業	86	4	4.7%
17位	52 飲食料品卸売業	241	11	4.6%
18位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	1	4.5%
19位	55 その他の卸売業	442	20	4.5%
20位	88 廃棄物処理業	91	4	4.4%
21位	44 道路貨物運送業	680	29	4.3%
22位	92 その他の事業サービス業	550	23	4.2%
23位	56 各種商品小売業	97	4	4.1%
24位	43 道路旅客運送業	49	2	4.1%
25位	11 繊維工業	296	12	4.1%
26位	37 通信業	25	1	4.0%
27位	47 倉庫業	100	4	4.0%
28位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	21	3.9%
29位	59 機械器具小売業	386	14	3.6%
30位	70 物品賃貸業	88	3	3.4%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

⑤ 下請代金法第5条の規定に基づく書類が当該書類の記載が終わった日から2年間保存されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	76 飲食店	39	4	10.3%
2位	63 協同組織金融業	10	1	10.0%
3位	68 不動産取引業	10	1	10.0%
4位	75 宿泊業	41	4	9.8%
5位	60 その他の小売業	283	24	8.5%
6位	89 自動車整備業	51	4	7.8%
7位	67 保険業	26	2	7.7%
8位	73 広告業	173	12	6.9%
9位	46 航空運輸業	17	1	5.9%
10位	58 飲食料品小売業	74	4	5.4%
11位	12 木材・木製品製造業	38	2	5.3%
12位	50 各種商品卸売業	76	4	5.3%
13位	72 専門サービス業	430	22	5.1%
14位	87 協同組合	275	14	5.1%
15位	09 食料品製造業	332	16	4.8%
16位	79 その他の生活関連サービス業	86	4	4.7%
17位	52 飲食料品卸売業	241	11	4.6%
18位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	22	1	4.5%
19位	55 その他の卸売業	442	20	4.5%
20位	88 廃棄物処理業	91	4	4.4%
21位	44 道路貨物運送業	680	29	4.3%
22位	92 その他の事業サービス業	550	23	4.2%
23位	56 各種商品小売業	97	4	4.1%
24位	43 道路旅客運送業	49	2	4.1%
25位	11 繊維工業	296	12	4.1%
26位	37 通信業	25	1	4.0%
27位	47 倉庫業	100	4	4.0%
28位	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	540	21	3.9%
29位	59 機械器具小売業	386	14	3.6%
30位	70 物品賃貸業	88	3	3.4%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

3条違反のおそれがある事業者全体を母数とした、違反項目の割合(N=4,367)

違反項目	割合
書面不交付	
書面不交付	23.0%
書面記載不備（以下、記載不備の項目等）	
発注年月日	89.1%
発注内容（物品、数量等）	3.1%
納入期日	3.4%
納入場所	15.6%
検査完了日	23.8%
下請代金の額	35.6%
自社及び下請事業者の名称	14.4%
下請代金の支払期日	1.4%
支払方法（現金・手形・一括決済方式の別及びその割合）	31.7%
手形による支払の場合、満期日（一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日）	8.5%
金型に関する記載	8.5%
知的財産権に関する記載	1.6%
原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等	2.2%
取引条件を記載した別途交付する書面との関連性	15.0%
発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日	24.6%

4条違反のおそれのある事業者全体を母数とした、違反項目の割合(N=5,052)

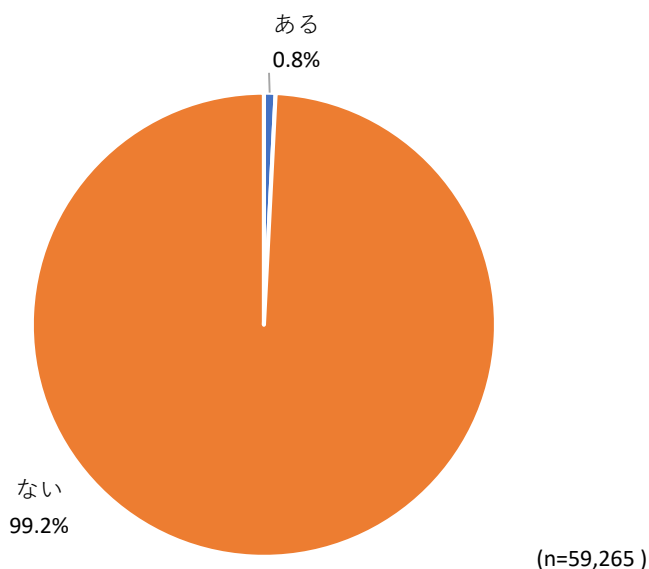
違反項目	割合
親事業者の遵守事項違反	
受領拒否の禁止	0.7%
支払遅延の禁止	69.7%
下請代金の減額の禁止	18.1%
返品 of 禁止	0.3%
買いたたきの禁止	26.7%
購入・利用強制の禁止	1.0%
有償支給材の早期決済の禁止	1.7%
割引困難な手形の交付の禁止	2.0%
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	8.5%
不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	1.2%

3.2 下調の結果集計・分析

3-2-1 下調の結果集計・分析

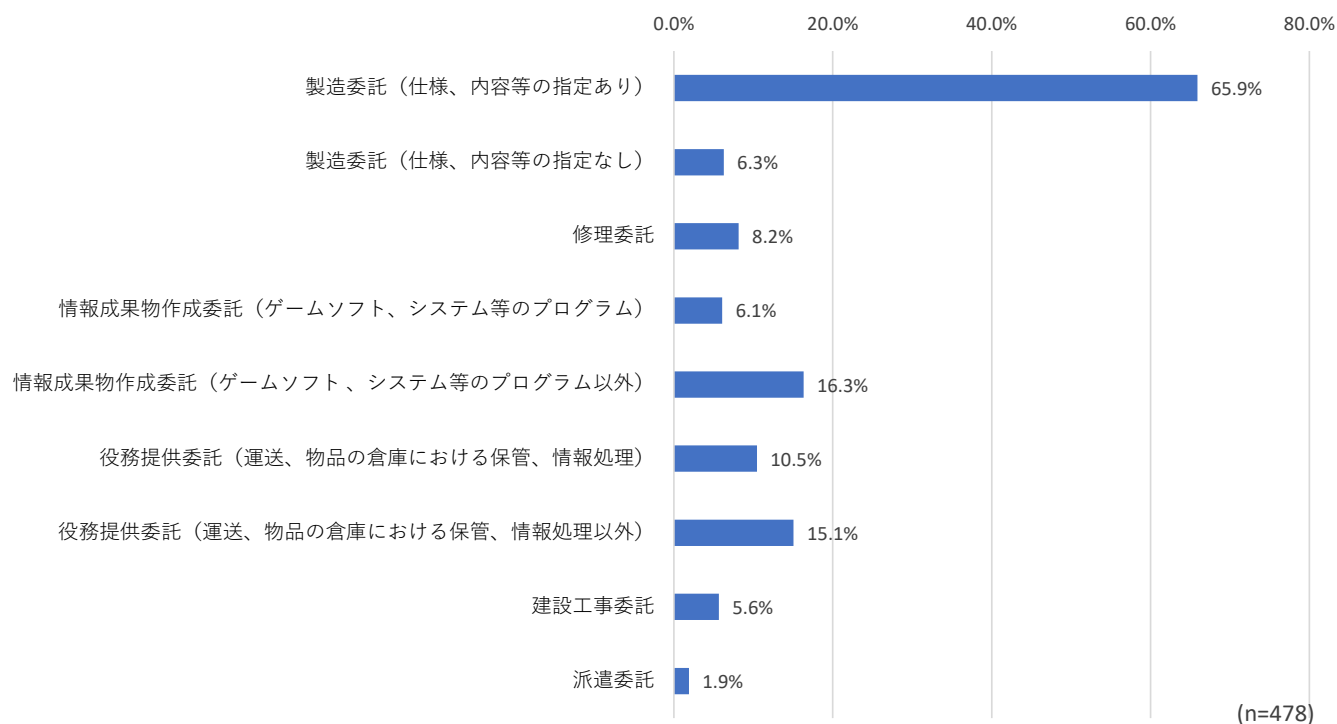
■ 不当な行為の有無

「ある」が 0.8%、「ない」が 99.2%となっている。



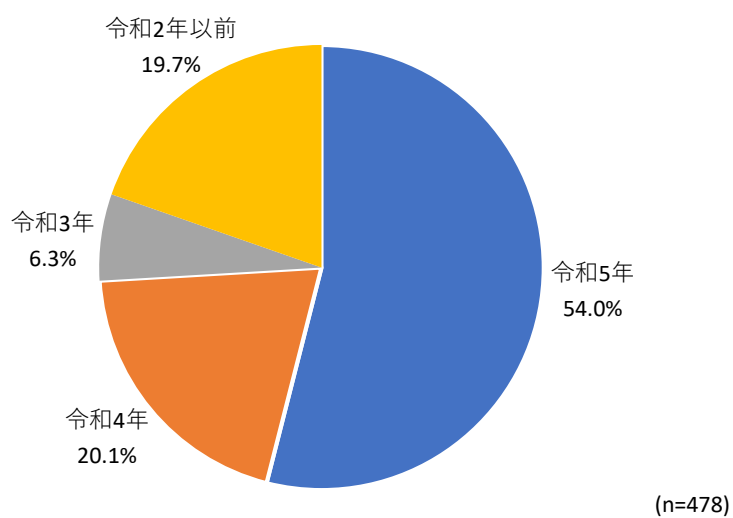
■ 委託元から委託されている主な取引

「製造委託(仕様、内容等の指定あり)」が 65.9%と最も高く、次いで「情報成果物作成委託(ゲームソフト、システム等のプログラム以外)」が 16.3%、「役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外)」が 15.1%となっている。



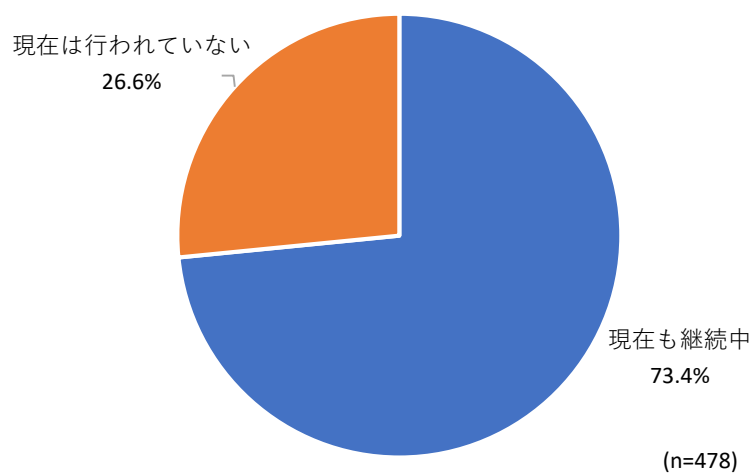
■ 直近で不当な行為が行われた時期

「令和5年」が 54.0%と最も高く、次いで「令和4年」が 21.0%、「令和 2年以前」が 19.7%となっている。



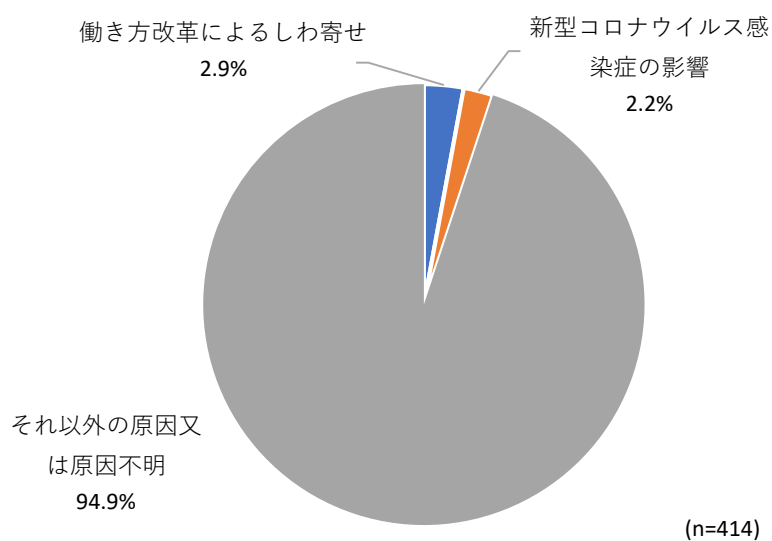
■ 不当な行為の継続状況

「現在も継続中」が 73.4%、「現在は行われていない」が 26.6%となっている。



■ 不当な行為を受けた要因

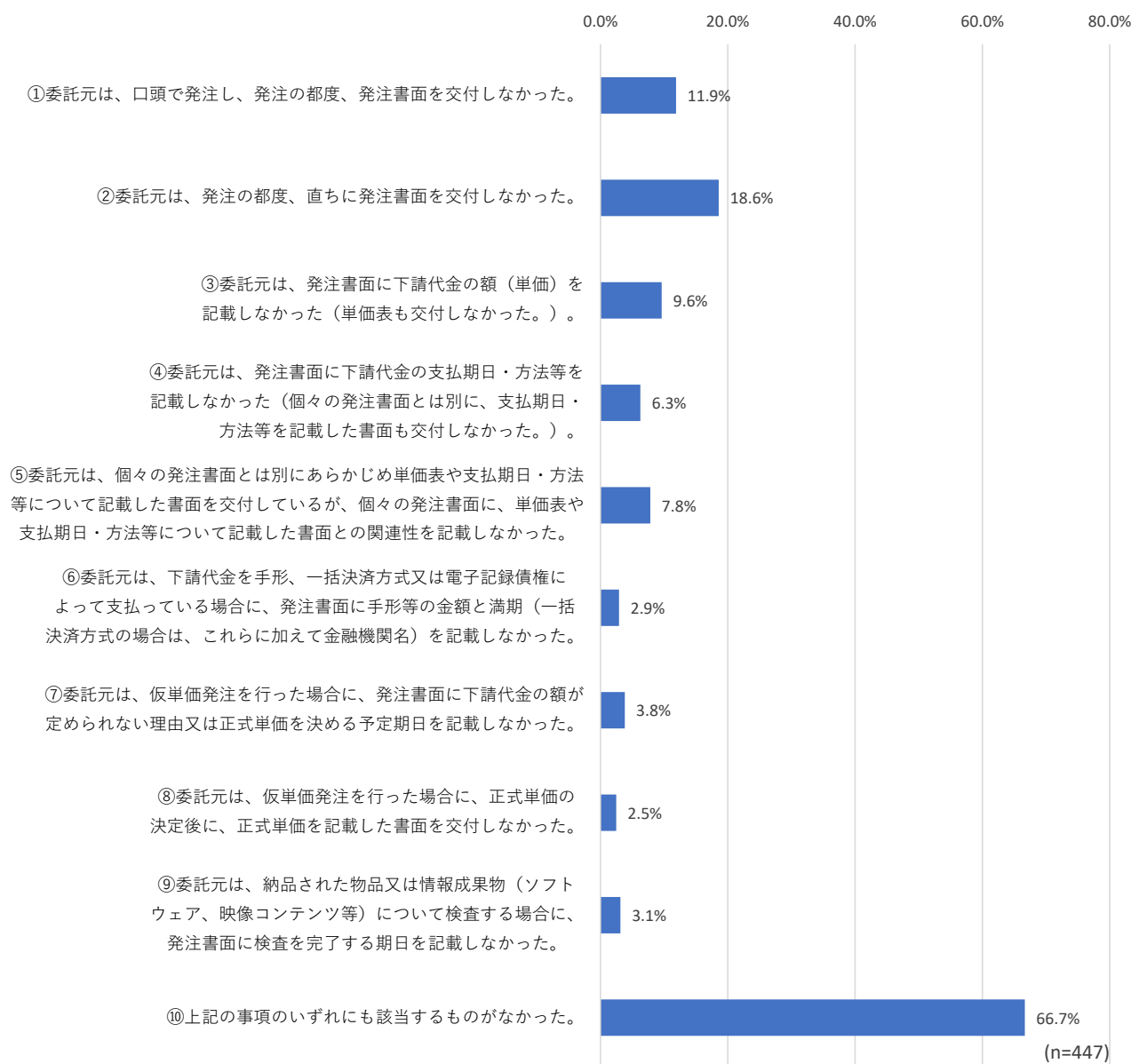
「それ以外の原因又は原因不明」が 94.9%と最も高く、次いで「働き方改革によるしわ寄せ」が 2.9%、「新型コロナウイルス感染症の影響」が 2.2%となっている。



【設問 1】発注書面の交付について

次の①～⑩のうち、発注書面の交付について該当する事項を選択してください。(MA)

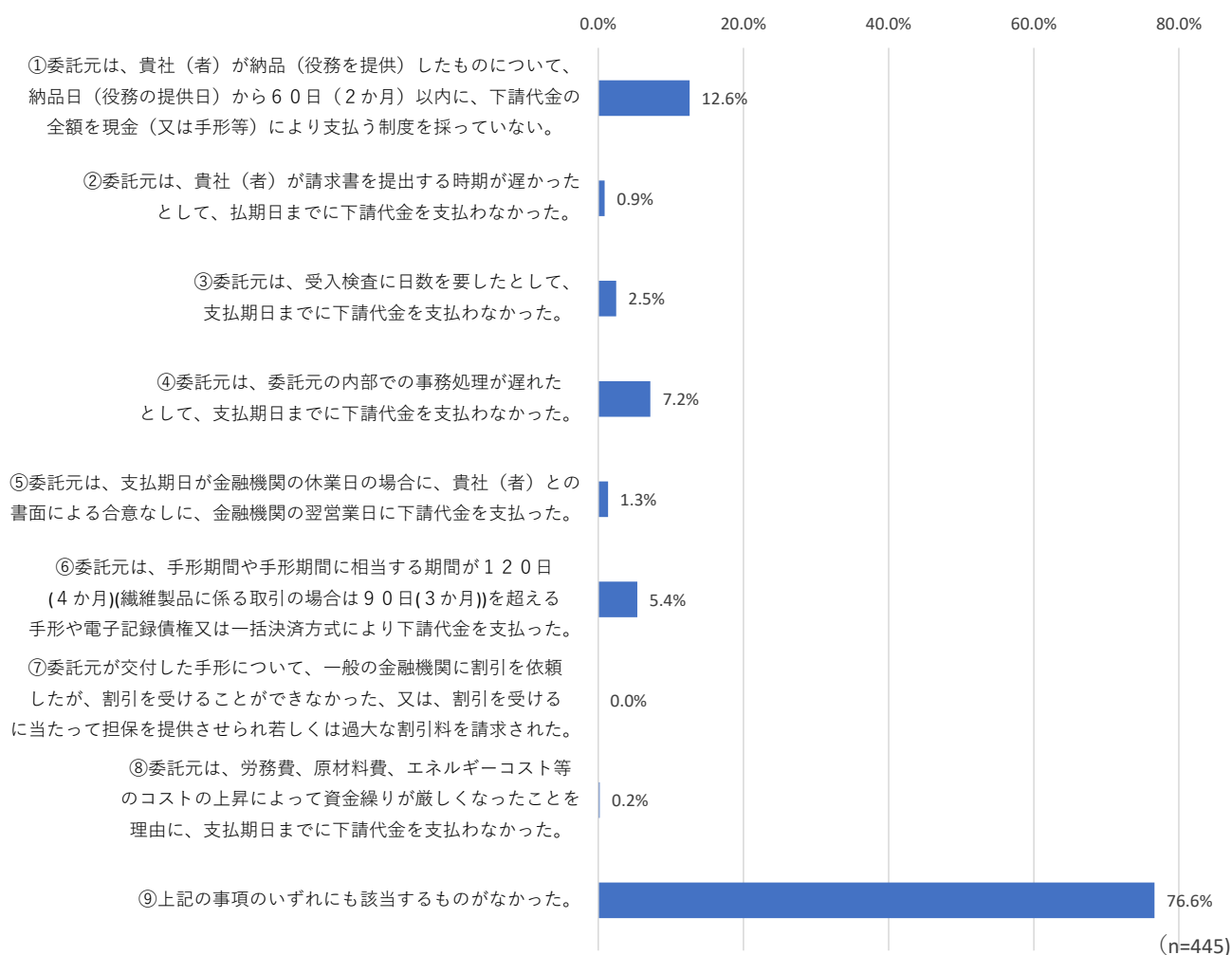
「② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった。」が 18.6%、「① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。」が 11.9%、「⑩ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 66.7%となっている。



【設問 2】下請代金の支払について

次の①～⑨のうち、下請代金の支払について該当する事項を選択してください。(MA)

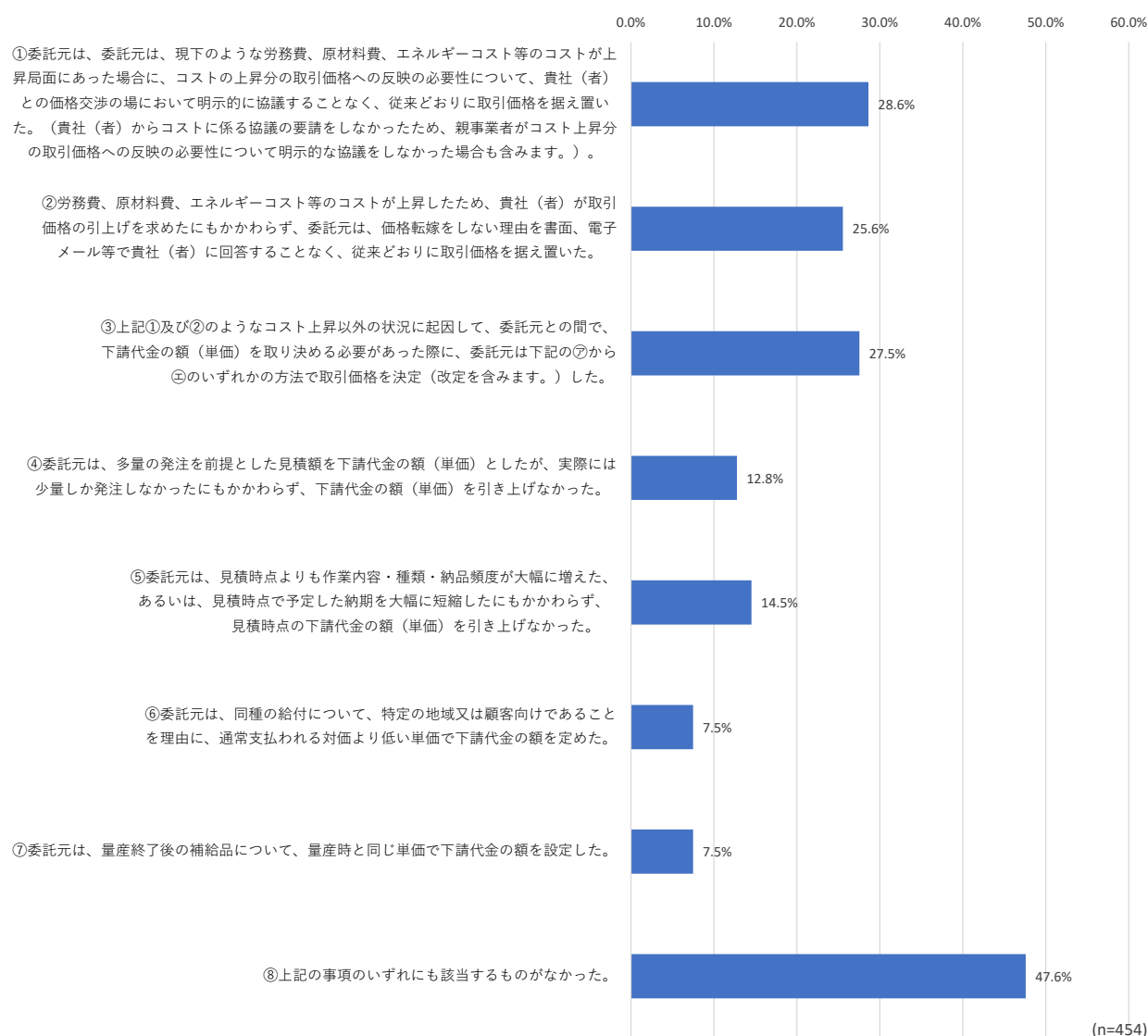
「① 委託元は、貴社(者)が納品(役務を提供)したものについて、納品日(役務の提供日)から60日(2か月)以内に、下請代金の全額を現金(又は手形等)により支払う制度を採っていない。」が 12.6%、「④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。」が 7.2%、「⑨ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 76.6%となっている。



【設問 3】下請代金の額の決定方法について

次の①～⑧のうち、下請代金の額の決定方法について該当する事項を選択してください。(MA)

「①委託元は、委託元は、現下のような労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、貴社(者)との価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。(貴社(者)からコストに係る協議の要請をしなかったため、親事業者がコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしなかった場合も含みます。)」が 28.6%、「③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額(単価)を取り決める必要があった際に、委託元は下記の㊦から㊩のいずれかの方法で取引価格を決定(改定を含みます。)した。」が 27.5%、「⑧ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 47.6%となっている。



*㊦～㊩の方法

㊦委託元の予算単価を基準にして一方的に決定した。

㊧委託元が一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一般的に決定した。

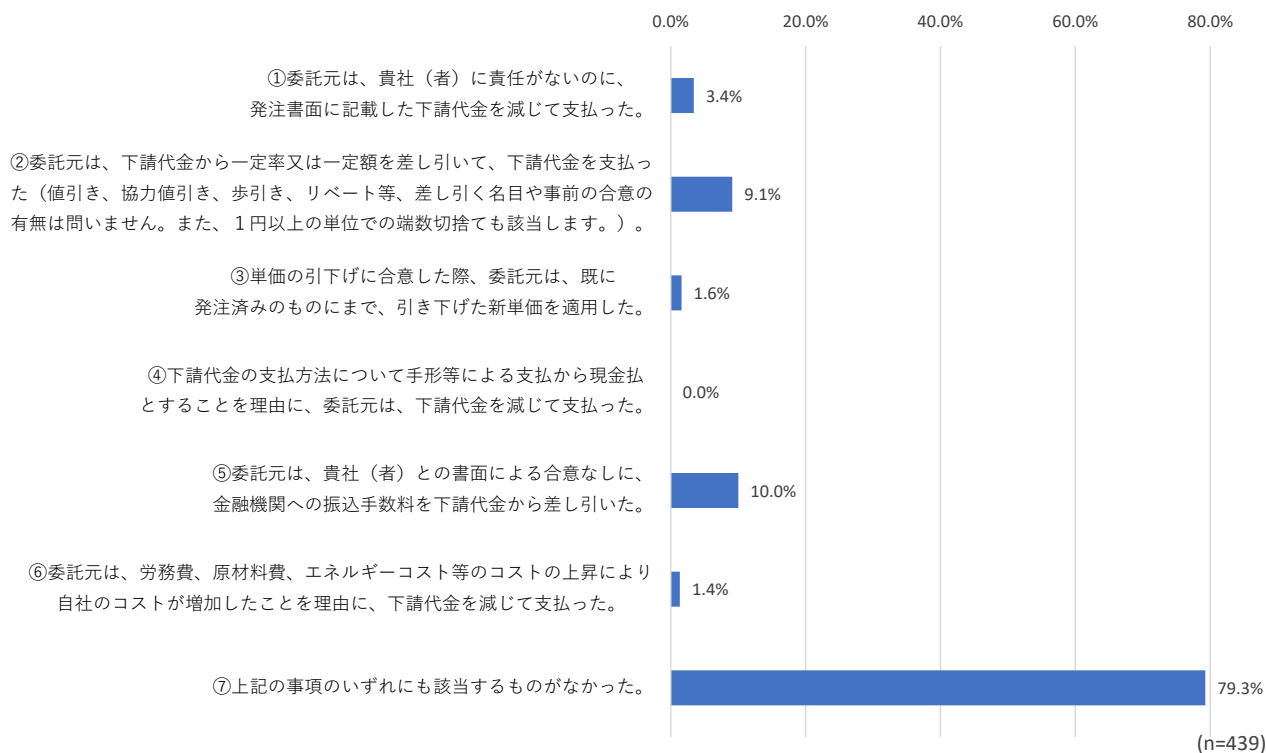
㊨委託元が下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた。

㊩その他一方的に決定した。

【設問 4】下請代金の減額について

次の①～⑦のうち、下請代金の減額について該当する事項を選択してください。(MA)

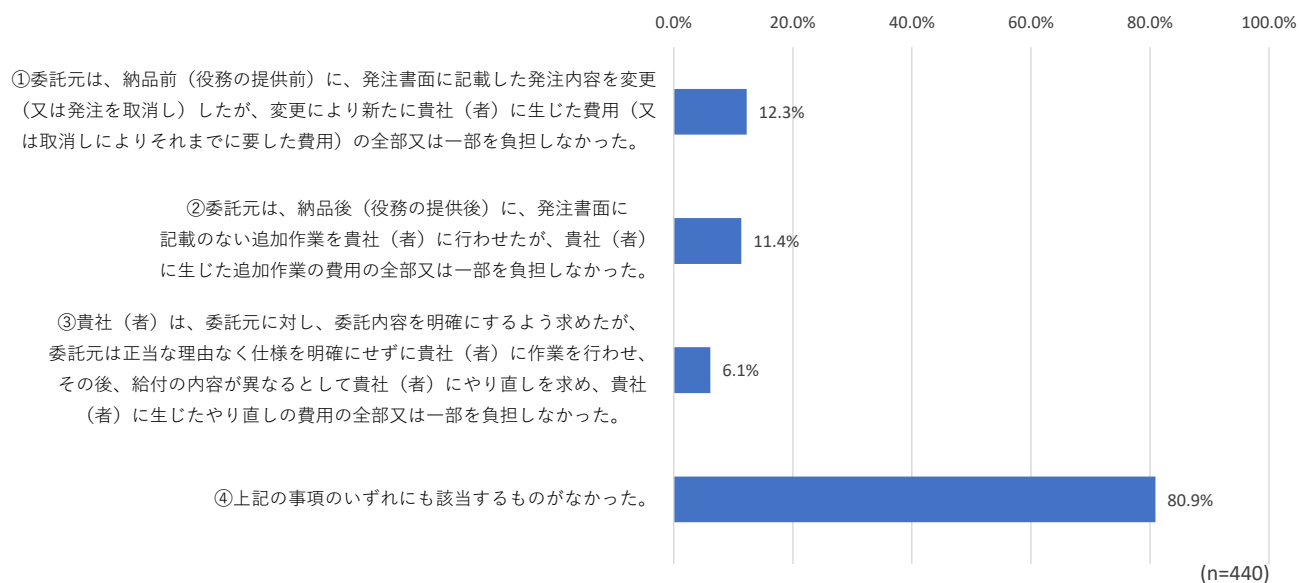
「⑤ 委託元は、貴社(者)との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。」が 10.0%、「② 委託元は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った(値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。)」が 9.1%、「⑦ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 79.3%となっている。



【設問 5】発注内容の変更・やり直しについて

次の①～④のうち、発注内容の変更・やり直しについて該当する事項を選択してください。(MA)

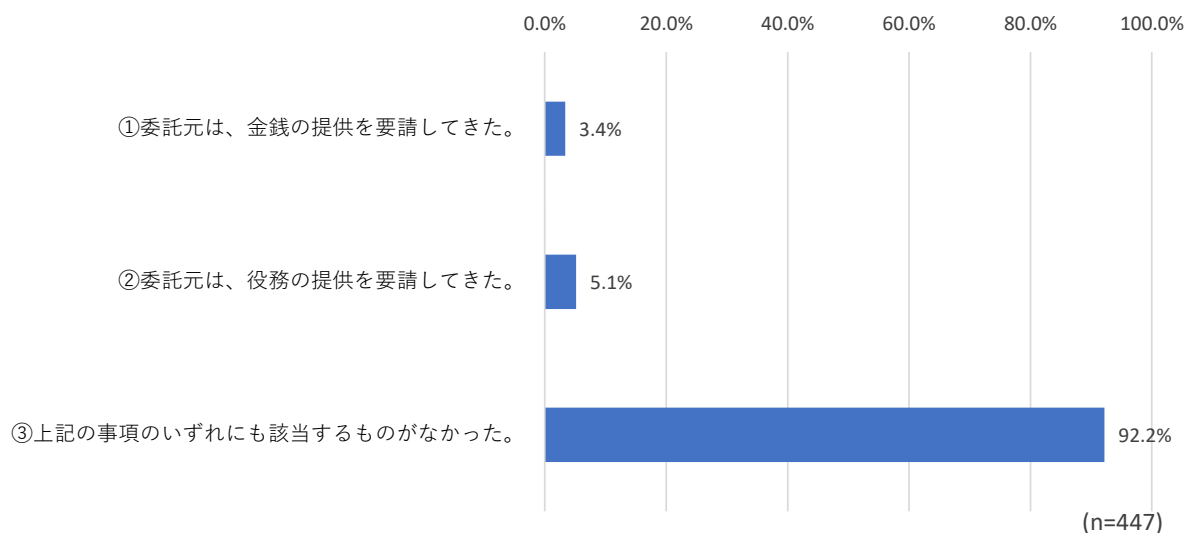
「①委託元は、納品前(役務の提供前)に、発注書面に記載した発注内容を変更(又は発注を取消し)したが、変更により新たに貴社(者)に生じた費用(又は取消しによりそれまでに要した費用)の全部又は一部を負担しなかった。」が 12.3%、「② 委託元は、納品後(役務の提供後)に、発注書面に記載のない追加作業を貴社(者)に行わせたが、貴社(者)に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。」が11.4%、「④ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 80.9%となっている。



【設問 6】経済上の利益の提供要請について

次の①～③のうち、経済上の利益の提供要請について該当する事項を選択してください。(MA)

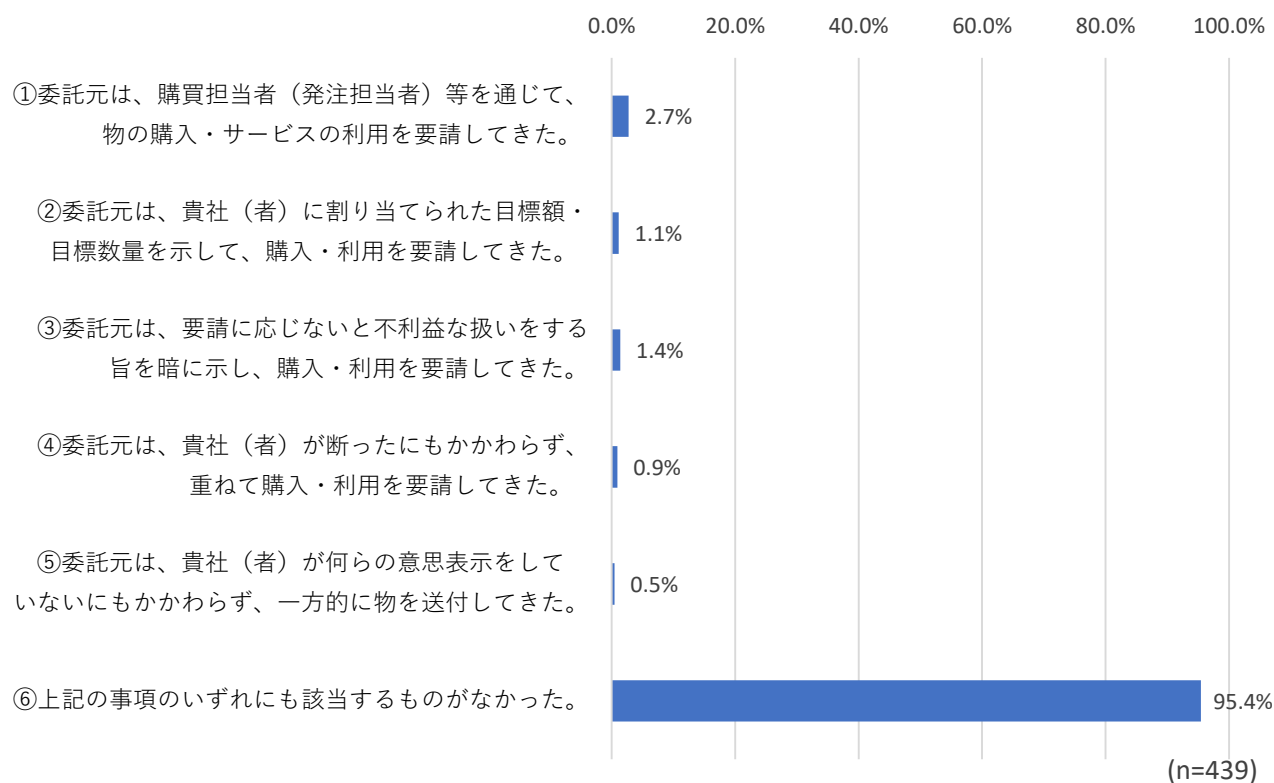
「① 委託元は、金銭(例:協力金、決算対策金等)の提供を要請してきた。」が 3.4%、「② 委託元は、役務(例:新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業等)の提供を要請してきた。」が 5.1%、「③ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 92.2%となっている。



【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑥のうち、物の購入要請・サービスの利用要請について該当する事項を選択してください。(MA)

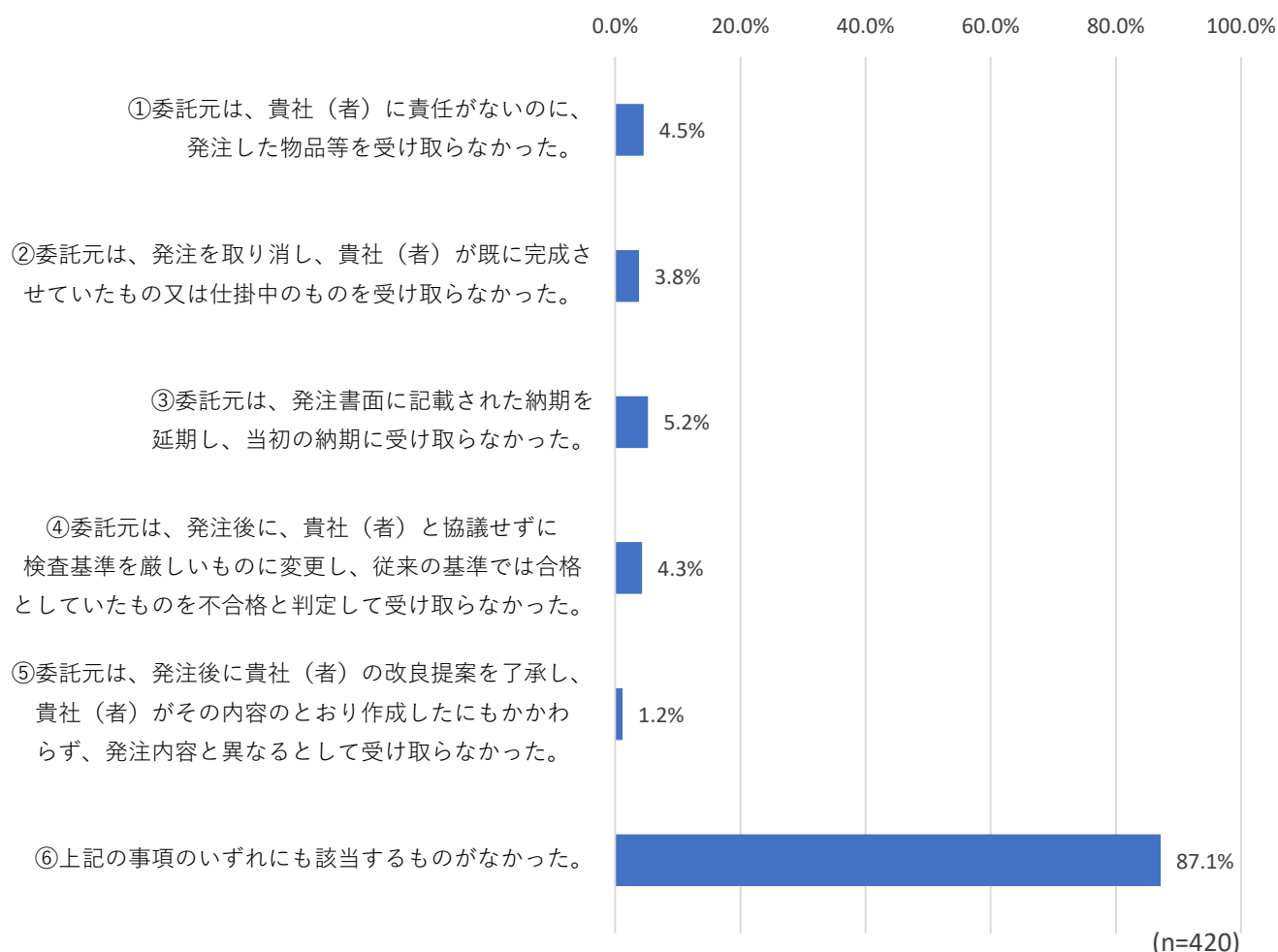
「① 委託元は、購買担当者(発注担当者)等を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。」が 2.7%、「③ 委託元は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。」が 1.4%、「⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 95.4%となっている。



【設問 8】受領(納品物の受取)拒否について

次の①～⑥のうち、納品物の受領について該当する事項を選択してください。(MA)

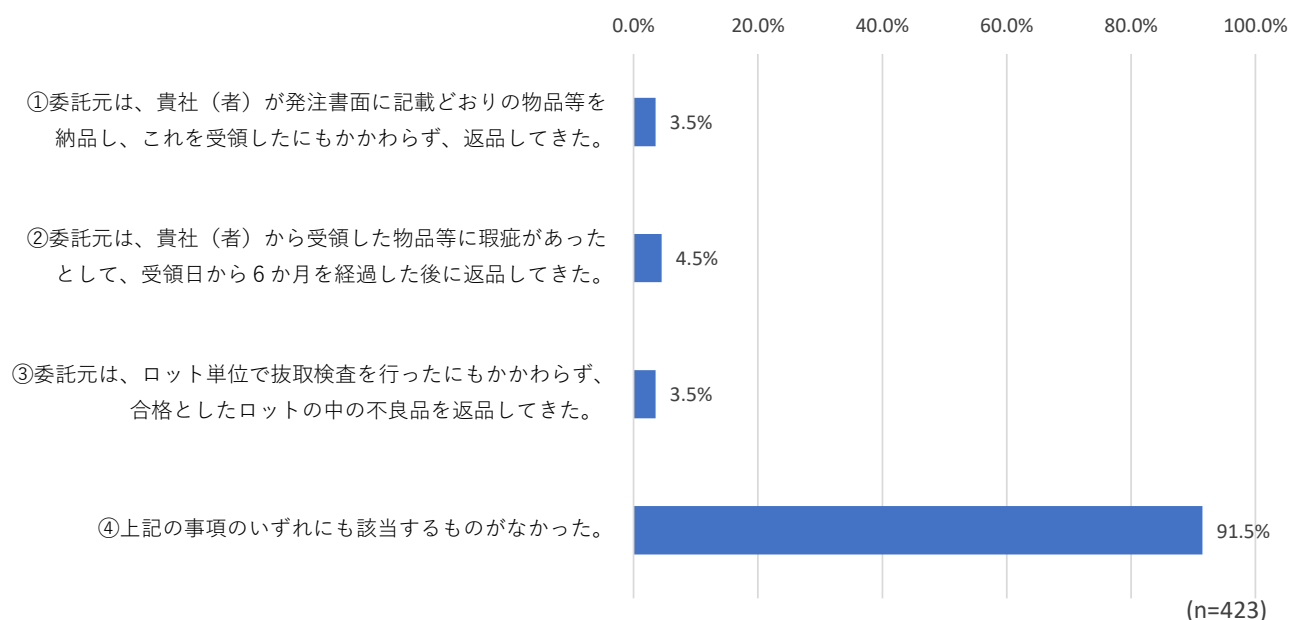
「③委託元は、発注書面に記載された納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。」が 5.2%、「①委託元は、貴社(者)に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。」が 4.5%、「⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 87.1%となっている。



【設問 9】返品について

次の①～④のうち、返品について該当する事項を選択してください。(MA)

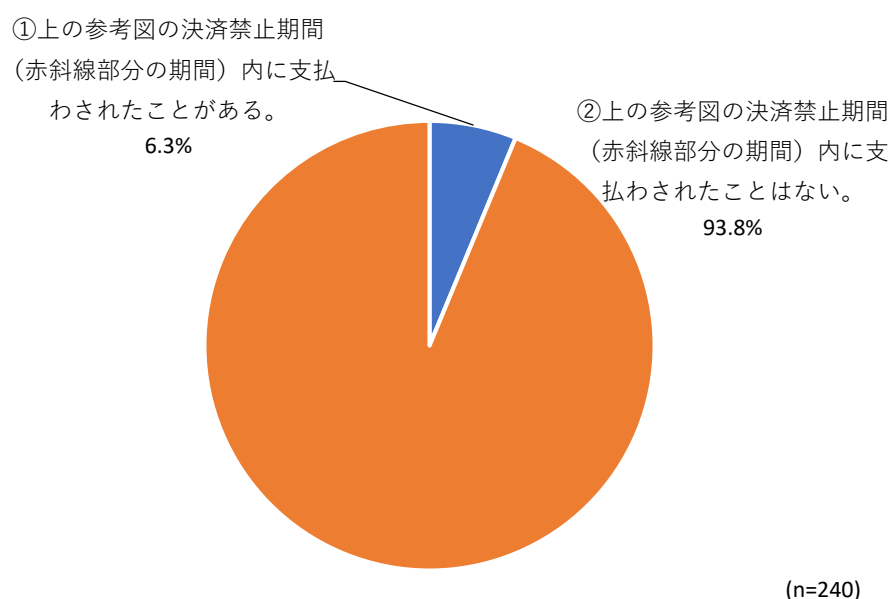
「② 委託元は、貴社(者)から受領した物品等に瑕疵があったとして、受領日から6か月を経過した後に返品してきた。」が 4.5%、「① 委託元は、貴社(者)が発注書面に記載どおりの物品等を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。」及び「③委託元は、ロット単位で抜取検査を行ったにもかかわらず、合格としたロットの中の不良品を返品してきた。」が 3.5%、「④上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 91.5%となっている。



【設問 10】有償で支給された原材料等の決済時期について

有償で支給された原材料等の決済期間について該当する事項を選択してください。(SA)

「① 上の参考図の決済禁止期間(赤斜線部分の期間)内に支払われたことがある。」が6.3%、「② 上の参考図の決済禁止期間(赤斜線部分の期間)内に支払われたことはない。」が 93.8%となっている。



【設問 11】型・治具について

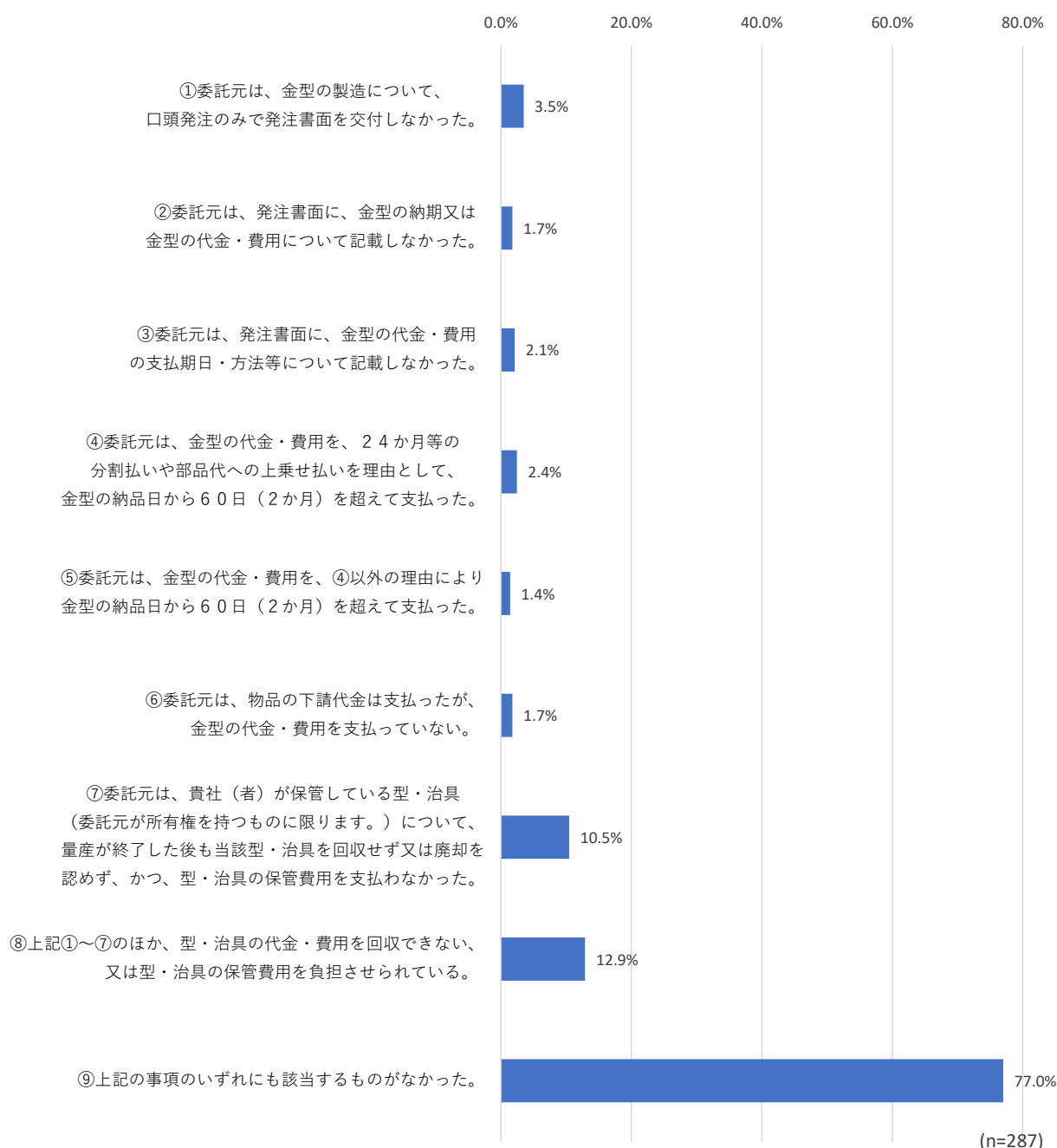
次の①～⑨のうち、型・治具について該当する事項を選択してください。(MA)

※ ただし、①～⑥は、貴社(者)が委託元から金型の製造を委託されたことがある場合

(物品の製造を委託された際に、金型の製造を併せて委託される場合を含みます。)のみ選択してください。

※ 「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を模った金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

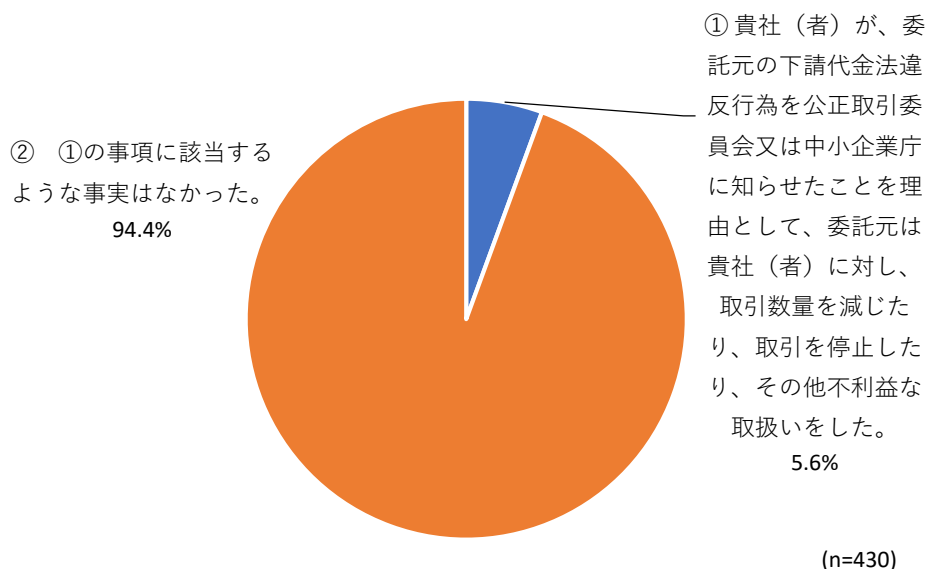
「⑧ 上記①～⑦のほか、型・治具の代金・費用を回収できない、又は、型・治具の保管費用を負担させられている。」が 12.9%、「⑦ 委託元は、貴社(者)が保管している型・治具(委託元が所有権を持つものに限ります。)について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。」が10.5%、「⑨上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 77.0%となっている。



【設問 12】報復措置について

次の①又は②のうち、報復措置について該当する事項を選択してください。(SA)

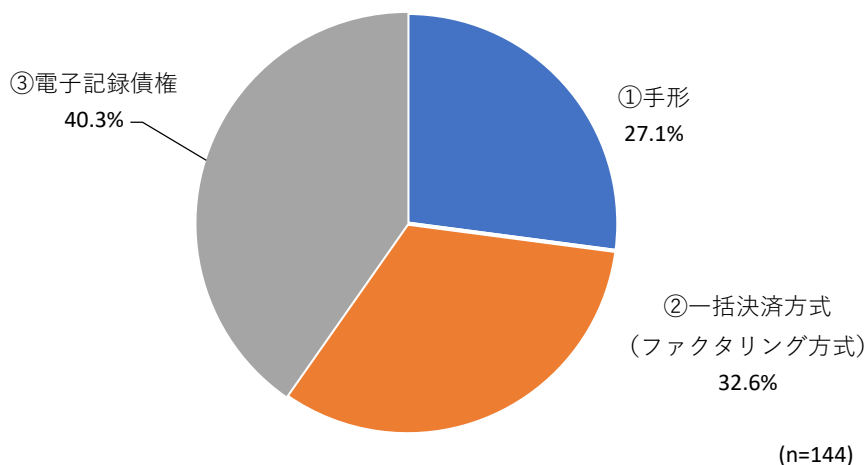
「① 貴社(者)が、委託元の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社(者)に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。」が 5.6%、「② ①の事項に該当するような事実はなかった。」が 94.4%となっている。



【設問 13】手形等による支払について

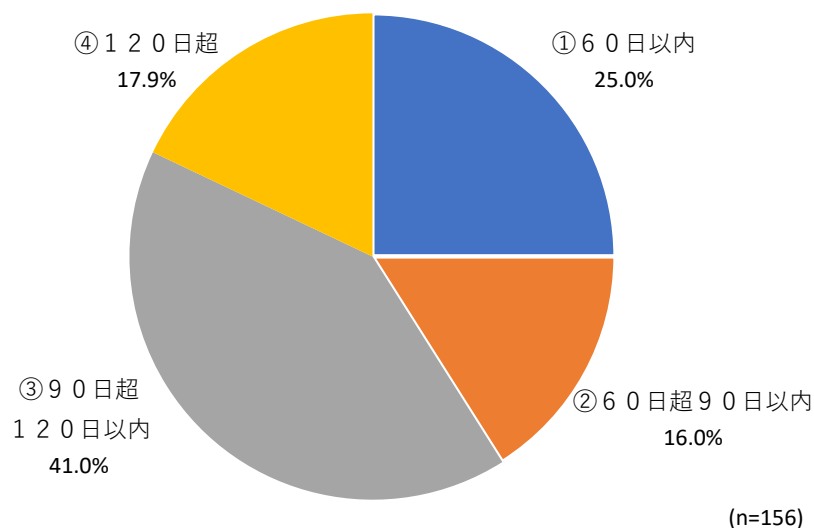
(ア) 次の①～③のうち、親事業者が手形等(手形、一括決済方式(ファクタリング方式)及び電子記録債権をいいます。)により貴事業者を支払っている場合、具体的な支払方法について該当する事項を選択してください。(MA)

「③ 電子記録債権」が 40.3%と最も高く、次いで「② 一括決済方式(ファクタリング方式)」が32.6%、「① 手形」が 27.1%となっている。



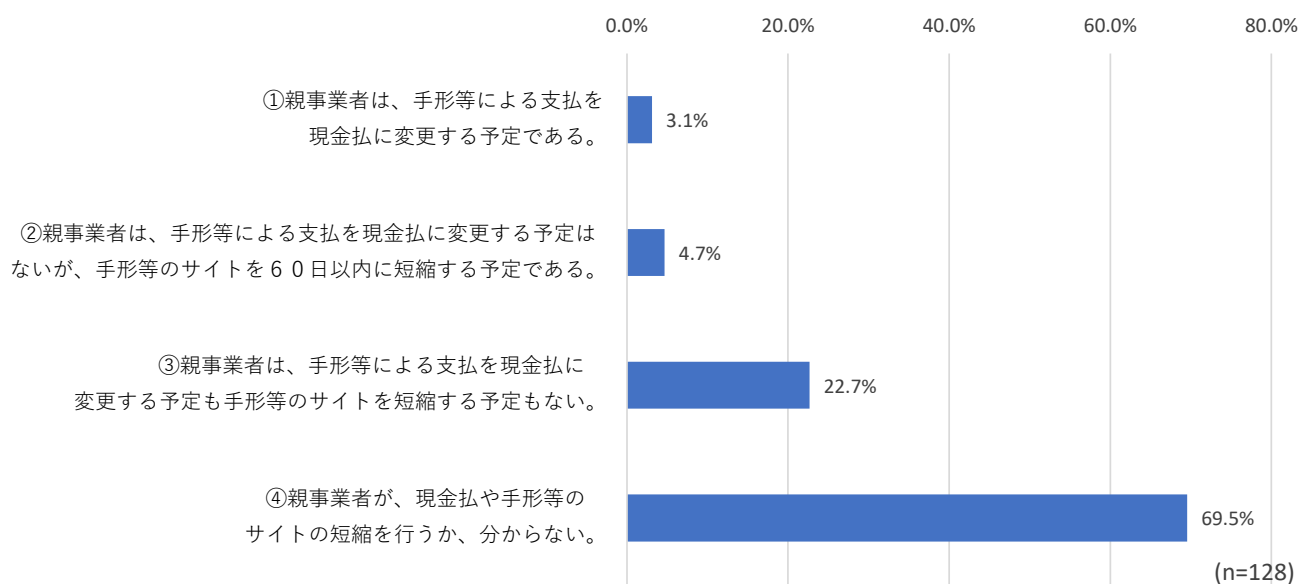
(イ) 次の①～④のうち、親事業者が貴事業者に交付した手形等のうち最も長いサイトについて該当する事項を選択してください。(SA)

「③ 90日超120日以内」が 41.0%と最も高く、次いで「① 60日以内」が25.0%、「④ 120日超」が17.9%となっている。



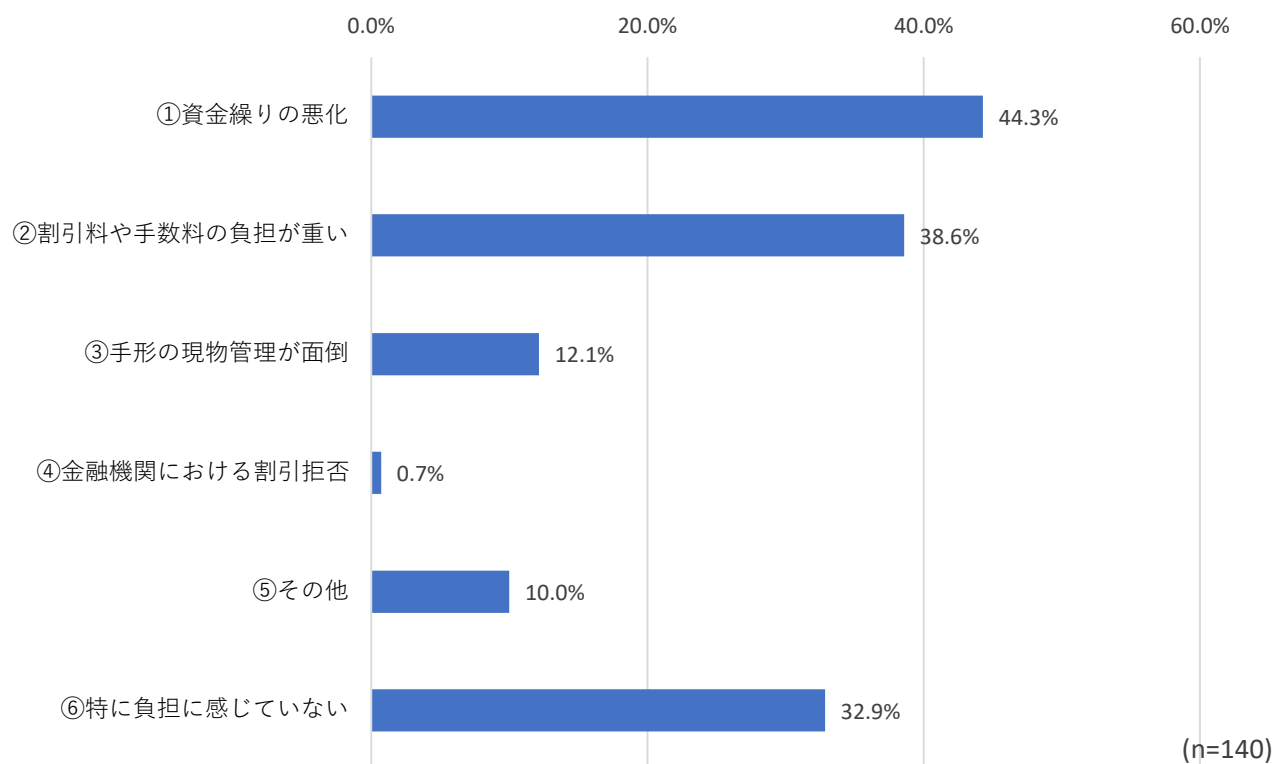
(ウ) 次の①～④のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。

「①親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。」が 3.1%、「②親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトを60日以内に短縮する予定である。」が 4.7%、「③親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形等のサイトを短縮する予定もない。」が 22.7%、「④ 親事業者が、現金払や手形等のサイトの短縮を行うか、分からない。」が 69.5%となっている。



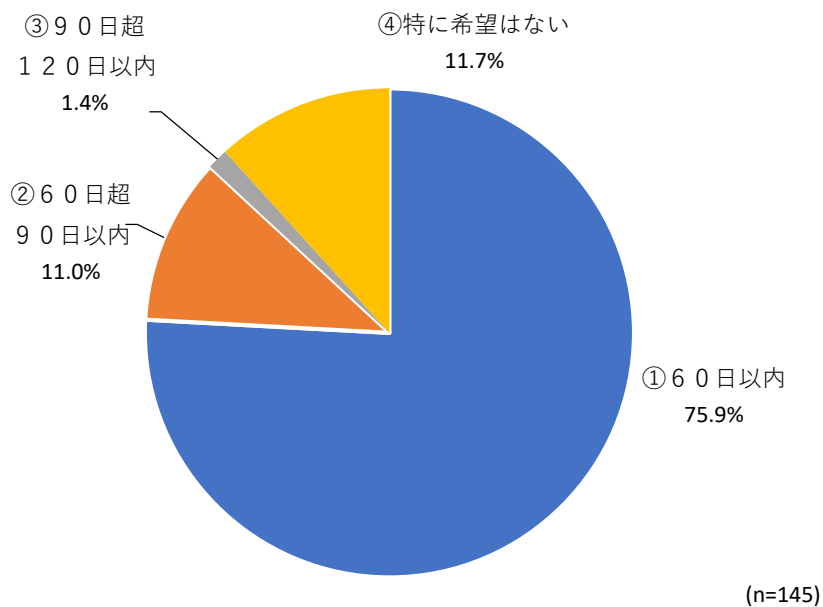
(工) 下請代金が現金払ではなく、手形等による支払であることによって負担が生じている場合、次の①～⑥のうち、具体的な負担の内容について該当する事項を選択してください。(MA)

「① 資金繰りの悪化」が 44.3%、「② 割引料や手数料の負担が重い」が 38.6%、「⑥ 特に負担に感じていない」が 32.9%となっている。



(オ) 次の①～④のうち、親事業者から手形等による支払を受ける場合、貴事業者にとって望ましいと考えるサイトについて該当する事項を選択してください。(SA)

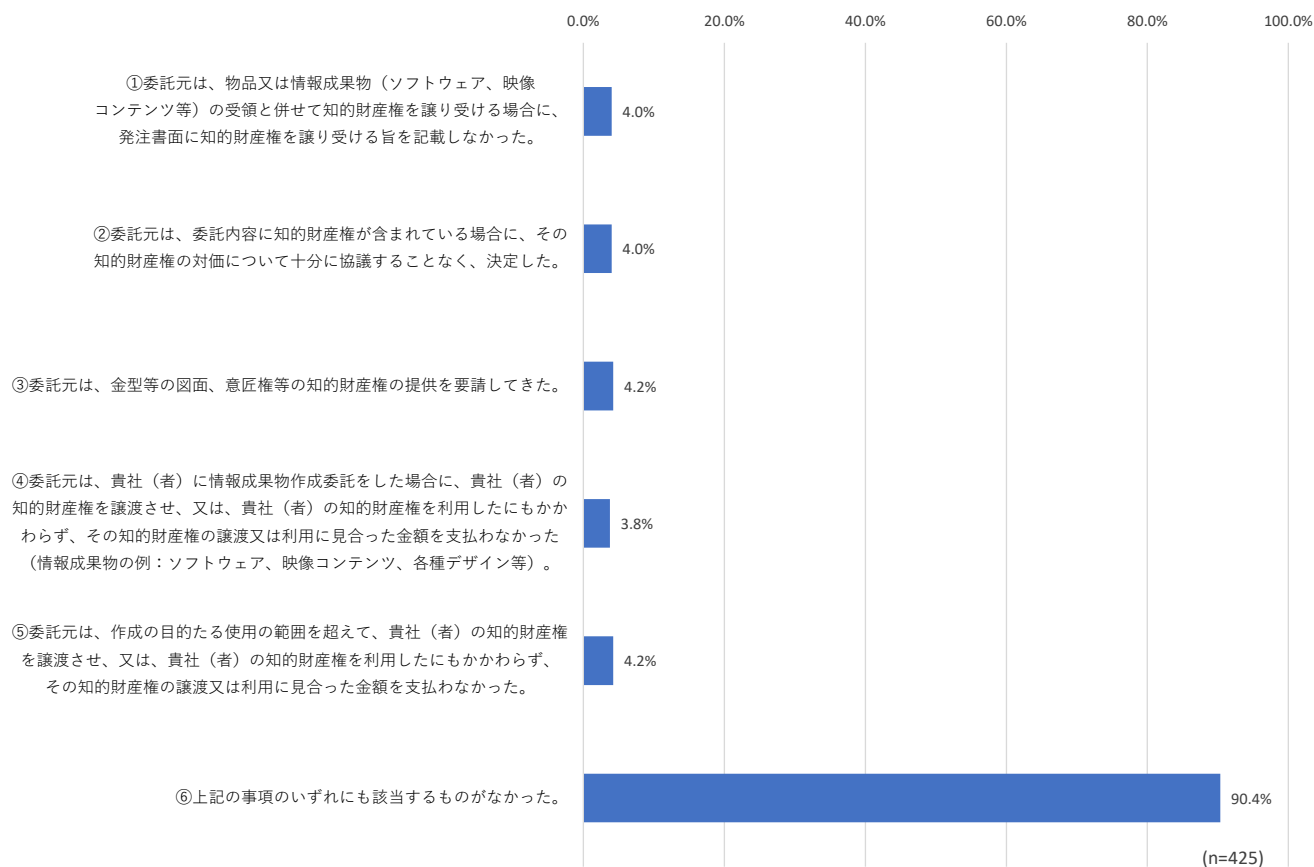
「① 60日以内」が 75.9%と最も高く、次いで、「④ 特に希望はない」が 11.7%、「② 60日超90日以内」が 11.0%、となっている。



【設問 14】知的財産権の取扱いについて

次の①～⑥のうち、知的財産権の取扱いについて該当する事項を選択してください。(MA)

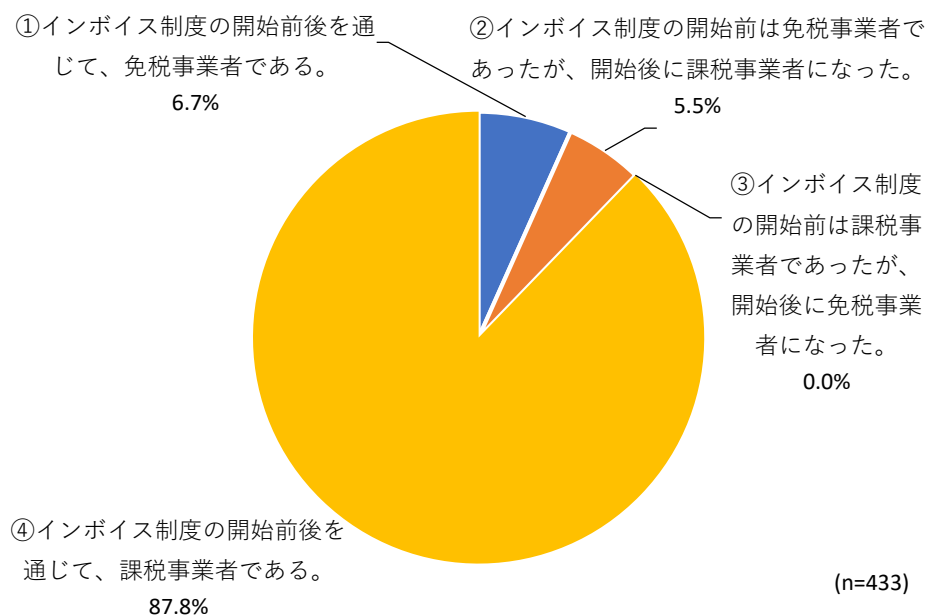
「③委託元は、金型等の図面、意匠権等の知的財産権の提供を要請してきた。」及び「⑤委託元は、作成の目的たる使用の範囲を超えて、貴社(者)の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社(者)の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡、又は、利用に見合った金額を支払わなかった。」が 同率で4.2%、「⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 90.4%となっている。



【設問 15】インボイス制度について

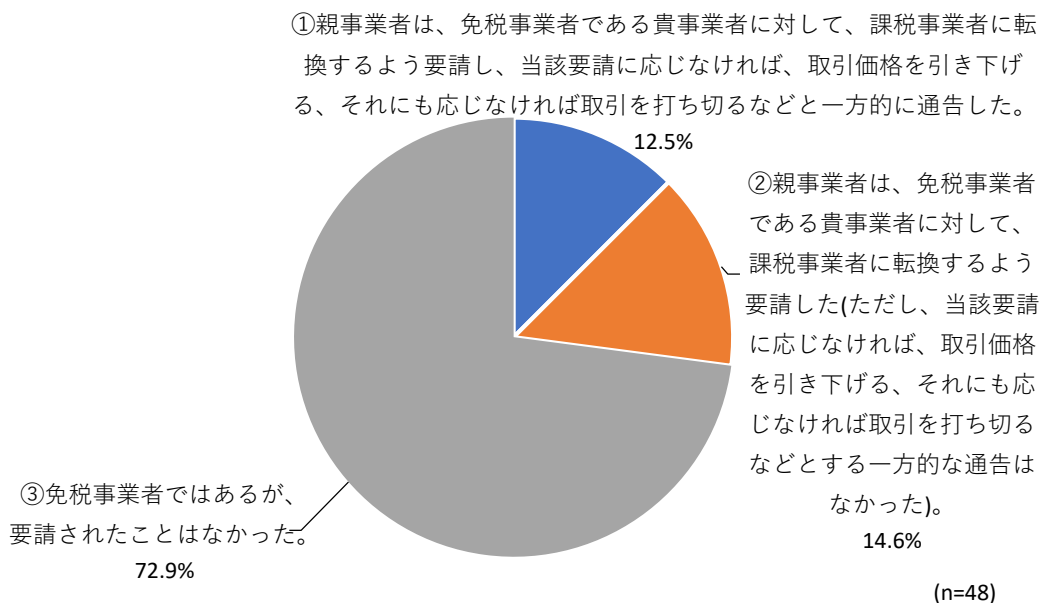
(ア) 次の①～④のうち、インボイス制度に関連して、該当する事項を選択してください。(SA)

「④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である。」が 87.8%と最も高く、次いで、「① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である。」が 6.7%、「②インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった。」が 5.5%となっている。



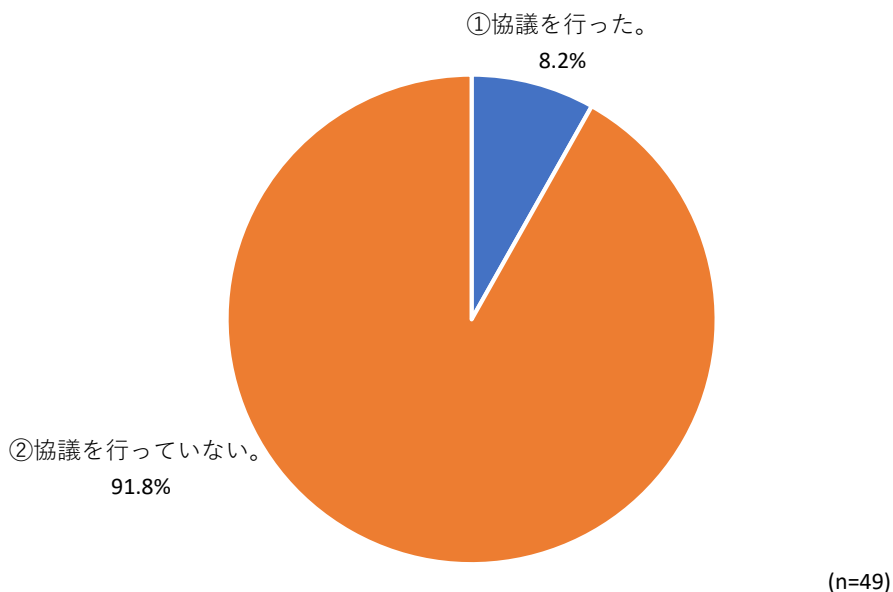
(イ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、インボイス制度開始前に、親事業者は、貴事業者に対して免税事業者から課税事業者になるよう要請したことはありますか。要請された内容について次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

「③免税事業者ではあるが、要請されたことはなかった。」が 72.9%と最も高く、次いで、「②親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請した(ただし、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的な通告はなかった)。」が 14.6%、「①親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請し、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的に通告した。」が 12.5%となっている。



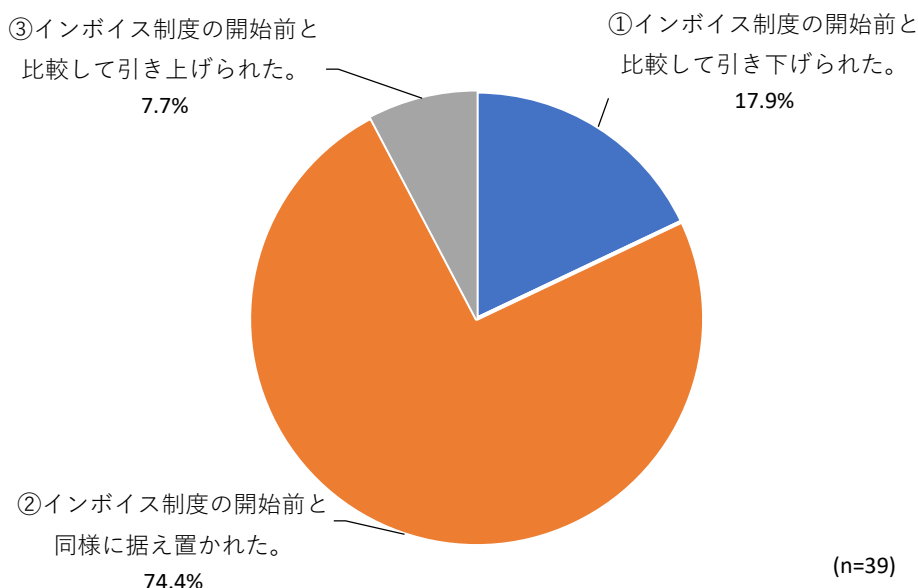
(ウ) 上記(ア)で①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始に際し、親事業者と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。次の①又は②のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

「① 協議を行った。」が 8.2%、「② 協議を行っていない。」が 91.8%となっている。



(エ) 上記(ア)で①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始後の親事業者との取引価格をどのように設定されましたか。次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

「②インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた。」が 74.4%と最も高く、次いで、「①インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた。」が 17.9%、「③インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた。」が 7.7%となっている。



3.3 不当な下請取引のおそれがある回答を行った事業者の取引先に関する分析

3-3-1 委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)があると回答した下請事業者とその親事業者

下調で、委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)がある割合を委託先(下請事業者)と委託元事業者について、業種別に検証した。

委託先と委託元の組み合わせのうち、「複合サービス事業」-「小売業」、「金融業, 保険業」-「その他サービス業(個人向け)」、「宿泊業, 飲食サービス業」-「その他」、「生活関連サービス業, 娯楽業」-「その他」で高い傾向がみられる。

	委託先											
	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	宿泊業	飲食業	運輸業	情報通信業	その他サービス業 (個人向け)	その他サービス業 (企業向け)	その他
農業, 林業	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	0.8%	0.6%	0.8%	0.0%	*	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%
製造業	0.1%	0.9%	0.4%	0.0%	*	*	*	0.8%	0.2%	0.0%	0.4%	1.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	*	-	-	*	0.0%	*	0.0%	0.0%
情報通信業	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	*	-	*	0.0%	0.5%	1.9%	0.7%	1.0%
運輸業, 郵便業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	*	-	*	0.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
卸売業, 小売業	0.4%	0.9%	0.7%	0.6%	*	-	*	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%
金融業, 保険業	0.0%	0.0%	0.0%	*	*	-	-	0.0%	0.0%	5.6%	1.0%	0.0%
不動産業, 物品賃貸業	1.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	-	*	1.2%	0.0%	4.4%	1.4%	0.7%
学術研究, 専門・技術サービス業	0.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	*	*	0.0%	0.4%	0.0%	0.9%	0.7%
宿泊業, 飲食サービス業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	*	*	0.0%	8.0%
生活関連サービス業, 娯楽業	*	0.0%	0.0%	*	-	-	*	*	*	0.0%	0.0%	5.9%
教育, 学習支援業	-	*	*	*	-	-	-	*	0.0%	-	0.0%	*
医療, 福祉	*	*	*	*	-	-	-	-	*	0.0%	0.0%	0.0%
複合サービス事業	0.0%	1.9%	0.0%	7.5%	-	-	*	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
サービス業(他に分類されない)	0.7%	1.0%	0.8%	0.0%	*	-	*	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	1.5%
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※回答数10未満を「*」、回答数ゼロを「-」と表記している

3-3-2 委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)があると回答した下請事業者の資本金規模別集計

下調で、委託元から不当な行為(代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等)があると回答した下請事業者の資本金について検証した。

個人事業主で割合がやや高い傾向がみられる。

資本金規模別	回答数	違反報告数	違反発生率
5,000万円超3億円以下	10,165	59	0.6%
1,000万円超5,000万円以下	16,185	89	0.5%
1,000万円以下	32,069	223	0.7%
個人事業主	4,355	45	1.0%

3.4 回答集計表

3-4-1 親調

※ 親事業者から回答のあった事業者単位の集計

【設問 1】下請事業者に対する発注方法について

(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面(一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。)を交付しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 交付した	25,405	94.9%
2	② 交付しなかったことがある(又は受領(提供)後に交付したことがある)	981	3.7%
3	③ 交付していない	390	1.5%
全体		26,776	100.0%

(イ) 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取り引条件を記載した書面(契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。)を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	17,832	67.6%
2	② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)	1,452	5.5%
3	③ 上記のような事例はない	7,102	26.9%
全体		26,386	100.0%

(ウ) 下請事業者に交付した発注書面(上記(イ)の「あらかじめ別に取り引条件を記載した書面」、後記(オ)の「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。)には、下記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。(MA)

項目		n	%
1	① 自社及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)	26,316	99.7%
2	② 発注年月日	26,228	99.4%
3	③ 発注内容	26,292	99.6%
4	④ 受領する日(役務の場合、提供される日又は期間)	25,585	97.0%
5	⑤ 受領する場所(役務の場合、提供される場所)	25,203	95.5%
6	⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日	18,241	69.1%
7	⑦ 下請代金の額(単価、算定方法)	25,635	97.2%
8	⑧ 支払期日	24,663	93.5%
9	⑨ 支払方法(手形払の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等)	24,183	91.7%
10	⑩ 原材料等を自社から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びに決済の期日及び方法	7,346	27.8%
全体		26,386	

(エ) 上記(ウ)に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	6,248	23.7%
2	② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)	1,127	4.3%
3	③ 上記のような事例はない	19,011	72.0%
全体		26,386	100.0%

(オ) 上記(ウ)に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 交付した	6,447	87.4%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）	760	10.3%
3	③ 交付していない	168	2.3%
全体		7,375	100.0%

【設問 2】下請取引に関する書類等の保存について

(ア) 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。(SA)

項目		n	%
1	① 保存している	26,197	97.8%
2	② 保存していない（又は保存していない場合がある）	579	2.2%
全体		26,776	100.0%

【設問 3】下請代金の支払について

(ア) 下請代金の支払方法はどのような方法ですか。(MA)

項目		n	%
1	① 現金払（金融機関振込みを含む）	26,371	98.5%
2	② 手形払	4,766	17.8%
3	③ 一括決済方式	692	2.6%
4	④ 電子記録債権	3,086	11.5%
5	⑤ その他	515	1.9%
全体		26,776	

(イ) 上記(ア)で「② 手形払」、「③ 一括決済方式」又は「④ 電子記録債権」を選択した場合、手形払等を現金払に変更する予定や手形等のサイトを短縮する予定はありますか。(SA)

項目		n	%
1	① 現金払に変更する予定である	1,504	25.0%
2	② 現金払に変更しないが手形等のサイトはいずれも60日以内である	662	11.0%
3	③ 現金払に変更しないが手形等のサイトをいずれも60日以内に短縮する予定である	2,506	41.7%
4	④ 現金払への変更及び手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はない	1,335	22.2%
全体		6,007	100.0%

(ウ) 下請代金の支払制度は締切制度(例:毎月末日締切、翌月末日支払)を採用していますか。採用している場合には、例に倣ってその制度を記入してください。(SA)

項目		n	%
1	① 採用している	26,314	98.3%
2	② 採用していない	462	1.7%
全体		26,776	100.0%

(エ) 下請代金をどのような基準で支払っていますか。(MA)

項目		n	%
1	① 受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている	23,421	87.5%
2	② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている	2,701	10.1%
3	③ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている	134	0.5%
4	④ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている	4,262	15.9%
5	⑤ その他	454	1.7%
全体		26,776	

(オ) 下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。(SA)

※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式(例：ファクタリング方式)の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。「支払日」＝手形等の満期日ではないため御注意ください。

項目		n	%
1	① 締切制度を採用している	26,277	98.1%
2	② 締切制度を採用していない	499	1.9%
全体		26,776	100.0%

(カ) 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。(SA)

項目		n	%
1	① 受入検査を行っていない	9,775	36.5%
2	② 受入検査を行っている	17,001	63.5%
全体		26,776	100.0%

(キ) 支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。(MA)

※下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、下記②には該当しません。

項目		n	%
1	① 支払日より後に支払ったことはない	25,024	93.5%
2	② 支払日が金融機関の休業日だったため	461	1.7%
3	③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため	1,176	4.4%
4	④ 自社の事務処理が遅れたため	620	2.3%
5	⑤ 自社の受入検査に時間を要したため	112	0.4%
6	⑥ 手形払から現金払に変更したため	2	0.0%
7	⑦ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇により資金繰りが悪化したため	12	0.0%
8	⑧ その他	218	0.8%
全体		26,776	

【設問 4】下請代金の額の決定について

(ア) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか(下請事業者からコストに係る協議の要請がなかったためコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしていない場合も含まれます。)(SA)

項目		n	%
1	① 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことは1件もない	22,616	84.5%
2	② 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがある	1,493	5.6%
3	③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面となったことは1件もない	2,667	10.0%
全体		26,776	100.0%

(イ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、下請事業者から取引価格の引上げを求められた場合に、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことは1件もない	22,205	82.9%
2	② 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがある	629	2.3%
3	③ 下請事業者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由とした取引価格の引上げを求められたことは1件もない	3,942	14.7%
全体		26,776	100.0%

(ウ) 上記ア及びイのようなコスト上昇以外の状況に起因して、下請事業者との間で、下請代金の額(又は単価)を取り決める必要がある場合に、どのような方法で下請代金の額(又は単価)を決定(改定を含みます。)しましたか。(MA)

項目		n	%
1	① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した	26,616	99.4%
2	② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した	88	0.3%
3	③ 一部の下請事業者と協議して決めた単価を他の下請事業者の単価として一方的に決定した	27	0.1%
4	④ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率(又は一定額)引き下げた	27	0.1%
5	⑤ その他一方的に決定した	127	0.5%
全体		26,776	

(エ) 多量の発注をすることを前提として下請代金の額(又は単価)を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	4,067	15.2%
2	② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)	353	1.3%
3	③ 見直していない(又は見直さなかったことがある)	67	0.3%
4	④ 上記のような事例はない	22,289	83.2%
全体		26,776	100.0%

(オ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額(又は単価)を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	9,782	36.5%
2	② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)	536	2.0%
3	③ 見直していない(又は見直さなかったことがある)	98	0.4%
4	④ 上記のような事例はない	16,360	61.1%
全体		26,776	100.0%

(カ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額(又は単価)を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	3,378	12.6%
2	② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)	1,861	7.0%
3	③ 見直していない(又は見直さなかったことがある)	151	0.6%
4	④ 上記のような事例はない	21,386	79.9%
全体		26,776	100.0%

(キ) 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造(補給品等)を委託したことがある場合、下請代金の額(又は単価)を見直しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	3,800	14.2%
2	② 見直していない(下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない)	426	1.6%
3	③ 見直していない(又は見直さなかったことがある)	67	0.3%
4	④ 上記のような事例はない	22,483	84.0%
全体		26,776	100.0%

【設問 5】下請代金の減額について

(ア) 下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて(協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。)支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	168	0.6%
2	② ない	26,608	99.4%
全体		26,776	100.0%

(イ) 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	28	0.1%
2	② ない	4,165	15.6%
3	③ 上記のような事例はない	22,583	84.3%
全体		26,776	100.0%

(ウ) 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	1,197	4.5%
2	② ない	20,290	75.8%
3	③ 上記のような事例はない	5,289	19.8%
全体		26,776	100.0%

(エ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって自社のコストが増加したことを理由に、下請代金から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	2	0.0%
2	② ない	16,848	62.9%
3	③ 上記のような事例はない	9,926	37.1%
全体		26,776	100.0%

(オ) 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	27	0.1%
2	② ない	9,996	37.3%
3	③ 上記のような事例はない	16,753	62.6%
全体		26,776	100.0%

【設問 6】経済上の利益の提供要請について

(ア) 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	50	0.2%
2	② ない	26,726	99.8%
全体		26,776	100.0%

(イ) 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① 無償で受けたことがある	18	0.1%
2	② 有償で受けたことがある	575	2.1%
3	③ 受けたことがない	26,183	97.8%
全体		26,776	100.0%

(ウ) 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	269	1.0%
2	② ない	26,507	99.0%
全体		26,776	100.0%

(工) 下請事業者に対して、電子メールやEDI等による電子発注を行うために使用する通信機器等の開発費用や利用料等の支払を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	263	1.0%
2	② ない	26,513	99.0%
全体		26,776	100.0%

【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

(ア) 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	60	0.2%
2	② ない	26,716	99.8%
全体		26,776	100.0%

【設問 8】発注内容の変更・やり直しについて

(ア) 下請事業者に責任(不良品等)がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付(役務)に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 負担した	4,320	16.1%
2	② 負担していない	31	0.1%
3	③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない	31	0.1%
4	④ 上記のような事例はない	22,394	83.6%
全体		26,776	100.0%

(イ) 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 負担した	819	3.1%
2	② 負担していない	17	0.1%
3	③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない	9	0.0%
4	④ 上記のような事例はない	25,931	96.8%
全体		26,776	100.0%

【設問 9】物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者に責任(不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等)がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと(受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。)がありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	54	0.3%
2	② ない	21,510	99.7%
全体		21,564	100.0%

【設問 10】返品について

(ア) 下請事業者に責任(不良品等)がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に戻品したと(不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。)がありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	18	0.1%
2	② ない	21,546	99.9%
全体		21,564	100.0%

【設問 11】有償支給原材料等の対価の早期決済について

(ア) 下請事業者に対して、有償で原材料等を支給していますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	3,080	14.3%
2	② ない	18,484	85.7%
全体		21,564	100.0%

(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、有償で支給した原材料等の全部又は一部の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に、下請事業者を支払わせたり、下請代金から控除(相殺)したことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	92	3.0%
2	② ない	2,988	97.0%
全体		3,080	100.0%

【設問 12】型(部品等を製造するための金属製、木製等の型)・治具について

(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。(SA)

※下請事業者へ部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。

項目		n	%
1	① いずれもある	2,616	12.1%
2	② 金型の製造を委託したことのみがある	786	3.6%
3	③ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことのみがある	824	3.8%
4	④ いずれもない	17,338	80.4%
全体		21,564	100.0%

(イ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面(一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。)を交付しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 交付した	3,321	97.6%
2	② 交付しなかったことがある(又は受領後に交付したことがある)	55	1.6%
3	③ 交付していない	26	0.8%
全体		3,402	100.0%

(ウ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。

(SA)

項目		n	%
1	① 支払った	3,318	97.5%
2	② 24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない（又は支払わなかったことがある）	39	1.1%
3	③ それ以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）	45	1.3%
全体		3,402	100.0%

(エ) 上記(ア)で①又は③を選択した場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 回収した	1,601	46.5%
2	② 回収していない（又は回収しなかったことがある）	531	15.4%
3	③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない	1,308	38.0%
全体		3,440	100.0%

(オ) 上記(エ)で②を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 負担した	388	73.1%
2	② 負担していない（又は負担しなかったことがある、一部を負担した）	143	26.9%
全体		531	100.0%

【設問 13】知的財産権の取扱いについて

(ア) 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	1,397	5.2%
2	② ない	25,379	94.8%
全体		26,776	100.0%

(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	1,274	91.2%
2	② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）	123	8.8%
全体		1,397	100.0%

(ウ) 上記(ア)で①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした	1,382	98.9%
2	② 一方的に通常の対価を下回る価格とした	0	0.0%
3	③ その他	15	1.1%
全体		1,397	100.0%

(エ) 上記(ア)で①を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 支払った	298	21.3%
2	② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）	2	0.1%
3	③ 作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことはない	1,097	78.5%
全体		1,397	100.0%

(オ) 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	7	0.5%
2	② ない	1,390	99.5%
全体		1,397	100.0%

【設問 14】インボイス制度について

(ア) インボイス制度導入に関連して、免税事業者である下請事業者に対し、課税事業者になるよう要請したことはありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	848	3.2%
2	② ない	18,120	67.7%
3	③ 取引先の下請事業者に免税事業者はいない	7,808	29.2%
全体		26,776	100.0%

(イ) 上記(ア)で①を選択した場合、要請の際に、応じなければ取引価格を引き下げることや、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告したことはありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	9	1.1%
2	② ない	839	98.9%
全体		848	100.0%

(ウ) インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である下請事業者が、免税事業者のままでいる場合、当該下請事業者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。(SA)

項目		n	%
1	① これまでの取引価格から、仕入税額控除が認められない金額を上回る金額を引き下げる	91	0.5%
2	② これまでの取引価格から、仕入税額控除が認められない金額の範囲内で金額を引き下げる	798	4.2%
3	③ これまでの取引価格を据え置く	15,216	80.2%
4	④ これまでの取引価格を引き上げる	199	1.0%
5	⑤ その他	2,664	14.0%
全体		18,968	100.0%

(エ) インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である下請事業者が、課税事業者に転換しインボイス発行事業者になった場合、当該下請事業者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。(SA)

項目		n	%
1	① 下請事業者が課税事業者に転換した場合に生じる納税負担の「全部」をカバーできるように取引価格を引き上げる	2,369	12.5%
2	② 下請事業者が課税事業者に転換した場合に生じる納税負担の「一部」をカバーできるように取引価格を引き上げる	506	2.7%
3	③ これまでの取引価格を据え置く	12,437	65.6%
4	④ これまでの取引価格を引き下げる	27	0.1%
5	⑤ その他	3,629	19.1%
全体		18,968	100.0%

3-4-2 下調

【設問 1】発注書面の交付について

次の①～⑩のうち、発注書面の交付について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。	53	11.9%
2	② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった。	83	18.6%
3	③ 委託元は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。	43	9.6%
4	④ 委託元は、発注書面に下請代金の支払期日・方法等を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法等を記載した書面も交付しなかった。）。	28	6.3%
5	⑤ 委託元は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日・方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に、単価表や支払期日・方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。	35	7.8%
6	⑥ 委託元は、下請代金を手形、一括決済方式又は電子記録債権によって支払っている場合に、発注書面に手形等の金額と満期（一括決済方式の場合は、これらに加えて金融機関名）を記載しなかった。	13	2.9%
7	⑦ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由又は正式単価を決める予定期日を記載しなかった。	17	3.8%
8	⑧ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。	11	2.5%
9	⑨ 委託元は、納品された物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。	14	3.1%
10	⑩ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	298	66.7%
全体		447	

【設問 2】下請代金の支払について

次の①～⑨のうち、下請代金の支払について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）が納品（役務を提供）したもののについて、納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を現金（又は手形等）により支払う制度を採っていない。	56	12.6%
2	② 委託元は、貴社（者）が請求書を提出する時期が遅かったとして、払期日までに下請代金を支払わなかった。	4	0.9%
3	③ 委託元は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。	11	2.5%
4	④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。	32	7.2%
5	⑤ 委託元は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。	6	1.3%
6	⑥ 委託元は、手形期間や手形期間に相当する期間が120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日（3か月））を超える手形や電子記録債権又は一括決済方式により下請代金を支払った。	24	5.4%
7	⑦ 委託元が交付した手形について、一般の金融機関に割引を依頼したが、割引を受けることができなかった、又は、割引を受けるに当たって担保を提供させられ若しくは過大な割引料を請求された。	0	0.0%
8	⑧ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかった。	1	0.2%
9	⑨ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	341	76.6%
全体		445	

【設問 3】下請代金の額の決定方法について

次の①～⑧のうち、下請代金の額の決定方法について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、委託元は、現下のような労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、貴社（者）との価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。（貴社（者）からコストに係る協議の要請をしなかったため、親事業者がコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしなかった場合も含みます。）。	130	28.6%
2	② 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社（者）が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、委託元は、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で貴社（者）に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。	116	25.6%
3	③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額（単価）を取り決める必要があった際に、委託元は下記の⑦から⑧のいずれかの方法で取引価格を決定（改定を含みます。）した。	125	27.5%
4	④ 委託元は、多量の発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたが、実際には少量しか発注しなかったにもかかわらず、下請代金の額（単価）を引き上げなかった。	58	12.8%
5	⑤ 委託元は、見積時点よりも作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた、あるいは、見積時点で予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。	66	14.5%
6	⑥ 委託元は、同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めた。	34	7.5%
7	⑦ 委託元は、量産終了後の補給品について、量産時と同じ単価で下請代金の額を設定した。	34	7.5%
8	⑧ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	216	47.6%
全体		454	

【設問 4】下請代金の減額について

次の①～⑦のうち、下請代金の減額について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注書面に記載した下請代金を減じて支払った。	15	3.4%
2	② 委託元は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った（値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。）。	40	9.1%
3	③ 単価の引下げに合意した際、委託元は、既に発注済みのものにまで、引き下げた新単価を適用した。	7	1.6%
4	④ 下請代金の支払方法について手形等による支払から現金払とすることを理由に、委託元は、下請代金を減じて支払った。	0	0.0%
5	⑤ 委託元は、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。	44	10.0%
6	⑥ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇により自社のコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払った。	6	1.4%
7	⑦ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	348	79.3%
全体		439	

【設問 5】発注内容の変更・やり直しについて

次の①～④のうち、発注内容の変更・やり直しについて該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容を変更（又は発注を取消し）したが、変更により新たに貴社（者）に生じた費用（又は取消しにりそれまでに要した費用）の全部又は一部を負担しなかった。	54	12.3%
2	② 委託元は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。	50	11.4%
3	③ 貴社（者）は、委託元に対し、委託内容を明確にするよう求めたが、委託元は正当な理由なく仕様を明確にせずに貴社（者）に作業を行わせ、その後、給付の内容が異なるとして貴社（者）にやり直しを求め、貴社（者）に生じたやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。	27	6.1%
4	④ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	356	80.9%
全体		440	

【設問 6】経済上の利益の提供要請について

次の①～③のうち、経済上の利益の提供要請について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、金銭の提供を要請してきた。	15	3.4%
2	② 委託元は、役務の提供を要請してきた。	23	5.1%
3	③ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	412	92.2%
全体		447	

【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑥のうち、物の購入要請・サービスの利用要請について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、購買担当者（発注担当者）等を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。	12	2.7%
2	② 委託元は、貴社（者）に割り当てられた目標額・目標数量を示して、購入・利用を要請してきた。	5	1.1%
3	③ 委託元は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。	6	1.4%
4	④ 委託元は、貴社（者）が断ったにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請してきた。	4	0.9%
5	⑤ 委託元は、貴社（者）が何らの意思表示をしていないにもかかわらず、一方的に物を送付してきた。	2	0.5%
6	⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	419	95.4%
全体		439	

【設問 8】受領（納品物の受取）拒否について

次の①～⑥のうち、納品物の受領について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。	19	4.5%
2	② 委託元は、発注を取り消し、貴社（者）が既に完成させていたもの又は仕掛中のものを受け取らなかった。	16	3.8%
3	③ 委託元は、発注書面に記載された納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。	22	5.2%
4	④ 委託元は、発注後に、貴社（者）と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。	18	4.3%
5	⑤ 委託元は、発注後に貴社（者）の改良提案を了承し、貴社（者）がその内容のとおり作成したにもかかわらず、発注内容と異なるとして受け取らなかった。	5	1.2%
6	⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	366	87.1%
全体		420	

【設問 9】返品について

次の①～④のうち、返品について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）が発注書面に記載どおりの物品等を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。	15	3.5%
2	② 委託元は、貴社（者）から受領した物品等に瑕疵があったとして、受領日から6か月を経過した後に返品してきた。	19	4.5%
3	③ 委託元は、ロット単位で抜取検査を行ったにもかかわらず、合格としたロットの中の不良品を返品してきた。	15	3.5%
4	④ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	387	91.5%
全体		423	

【設問 10】有償で支給された原材料等の決済時期について

有償で支給された原材料等の決済期間について該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことがある。	15	6.3%
2	② 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことはない。	225	93.8%
全体		240	100.0%

【設問 11】型・治具について

次の①～⑨のうち、型・治具について該当する事項を選択してください。(MA)

※ ただし、①～⑥は、貴社(者)が委託元から金型の製造を委託されたことがある場合

(物品の製造を委託された際に、金型の製造を併せて委託される場合を含みます。)のみ選択してください。

※ 「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を模った金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

項目		n	%
1	① 委託元は、金型の製造について、口頭発注のみで発注書面を交付しなかった。	10	3.5%
2	② 委託元は、発注書面に、金型の納期又は金型の代金・費用について記載しなかった。	5	1.7%
3	③ 委託元は、発注書面に、金型の代金・費用の支払期日・方法等について記載しなかった。	6	2.1%
4	④ 委託元は、金型の代金・費用を、24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として、金型の納品日から60日（2か月）を超えて支払った。	7	2.4%
5	⑤ 委託元は、金型の代金・費用を、④以外の理由により金型の納品日から60日（2か月）を超えて支払った。	4	1.4%
6	⑥ 委託元は、物品の下請代金は支払ったが、金型の代金・費用を支払っていない。	5	1.7%
7	⑦ 委託元は、貴社(者)が保管している型・治具（委託元が所有権を持つものに限りです。）について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。	30	10.5%
8	⑧ 上記①～⑦のほか、型・治具の代金・費用を回収できない、又は型・治具の保管費用を負担させられている。	37	12.9%
9	⑨ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	221	77.0%
全体		287	

【設問 12】報復措置について

次の①又は②のうち、報復措置について該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 貴社(者)が、委託元の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社(者)に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。	24	5.6%
2	② ①の事項に該当するような事実はなかった。	406	94.4%
全体		430	100.0%

【設問 13】手形等による支払について

ア) 次の①～③のうち、親事業者が手形等(手形、一括決済方式(ファクタリング方式)及び電子記録債権をいいます。)により貴事業者を支払っている場合、具体的な支払方法について該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 手形	39	27.1%
2	② 一括決済方式（ファクタリング方式）	47	32.6%
3	③ 電子記録債権	58	40.3%
全体		144	100.0%

イ) 次の①～④のうち、親事業者が貴事業者に交付した手形等のうち最も長いサイトについて該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 60日以内	39	25.0%
2	② 60日超90日以内	25	16.0%
3	③ 90日超120日以内	64	41.0%
4	④ 120日超	28	17.9%
全体		156	100.0%

ウ) 次の①～④のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。	4	3.1%
2	② 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトを60日以内に短縮する予定である。	6	4.7%
3	③ 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形等のサイトを短縮する予定もない。	29	22.7%
4	④ 親事業者が、現金払や手形等のサイトの短縮を行うか、分らない。	89	69.5%
全体		128	

エ) 下請代金が現金払ではなく、手形等による支払であることによって負担が生じている場合、次の①～⑥のうち、具体的な負担の内容について該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 資金繰りの悪化	62	44.3%
2	② 割引料や手数料の負担が重い	54	38.6%
3	③ 手形の現物管理が面倒	17	12.1%
4	④ 金融機関における割引拒否	1	0.7%
5	⑤ その他	14	10.0%
6	⑥ 特に負担に感じていない	46	32.9%
全体		140	

オ) 次の①～④のうち、親事業者から手形等による支払を受ける場合、貴事業者にとって望ましいと考えるサイトについて該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 60日以内	110	75.9%
2	② 60日超90日以内	16	11.0%
3	③ 90日超120日以内	2	1.4%
4	④ 特に希望はない	17	11.7%
全体		145	100.0%

【設問 14】知的財産権の取扱いについて

次の①～⑥のうち、知的財産権の取扱いについて該当する事項を選択してください。(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。	17	4.0%
2	② 委託元は、委託内容に知的財産権が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。	17	4.0%
3	③ 委託元は、金型等の図面、意匠権等の知的財産権の提供を要請してきた。	18	4.2%
4	④ 委託元は、貴社（者）に情報成果物作成委託をした場合に、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった（情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）。	16	3.8%
5	⑤ 委託元は、作成の目的たる使用の範囲を超えて、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。	18	4.2%
6	⑥ 上記の事項のいずれにも該当するものがなかった。	384	90.4%
全体		425	

【設問 15】インボイス制度について

ア) 次の①～④のうち、インボイス制度に関連して、該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である。	29	6.7%
2	② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった。	24	5.5%
3	③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった。	0	0.0%
4	④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である。	380	87.8%
全体		433	100.0%

イ) 上記ア)で①又は②を選択した場合、インボイス制度開始前に、親事業者は、貴事業者に対して免税事業者から課税事業者になるよう要請したことはありますか。要請された内容について次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請し、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告した。	6	12.5%
2	② 親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請した（ただし、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的な通告はなかった。）。	7	14.6%
3	③ 免税事業者ではあるが、要請されたことはなかった。	35	72.9%
全体		48	100.0%

ウ) 上記ア)で①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始に際し、親事業者と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。次の①又は②のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① 協議を行った。	4	8.2%
2	② 協議を行っていない。	45	91.8%
全体		49	100.0%

エ) 上記ア)で①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始後の親事業者との取引価格をどのように設定されましたか。次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(SA)

項目		n	%
1	① インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた。	7	17.9%
2	② インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた。	29	74.4%
3	③ インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた。	3	7.7%
全体		39	100.0%

3.5 次年度の調査に向けた調査システムへの誘導・回答率の向上に向けた方策

本節では回答率向上に的を絞った方策について、本事業を実施した経験から提示する。

本年度(令和5年度)の督促回数は前年度の2回*から1回へ減少したが、親調回答率(今年度62.1%、前年度52.4%*)は上昇しているため、督促回数の多寡については言及しない。ただし、督促回数と回収率は正の相関関係にあるとみられるため、予算次第では回数を増やすことも視野にいれることを検討したい。

なお、本年度と前年度の回収率の差は様々な要因が考えられるが、本年度は受託者が保有している企業情報データベースを用いて、対象先事業者のクリーニングを実施していることから、社名の変更・住所変更などについて、極力、現在の状態に更新ができたのも要因ではないかと考えている。

本節では通知の到着から回答までの各フェーズにわけて、方策を提示する。

* 前年度受託事業者の報告書に基づく

【事前の対策】

(ア) 事前通知の発出 ※親調

事業所が全国に所在、多数の下請事業者を抱える対象事業所にとって、情報を集約させて回答するには相当の期間を有するものとみられる。そのため、事前準備を促し、円滑な回答につなげるためにも事前通知は有効だと考える。また、親調対象事業者に調査が実施されることを認識いただくことで、回答情報を記載した告知ハガキを誤って破棄されることを防止することもできるものとする。その際、通知文の発出時期の目途を記載することによりさらなる効果が期待できるものとみられる。

(イ) 事前告知用のサイト立ち上げ

回答の機運を高める目的で事前に告知するウェブページを経済産業省のウェブサイト内に設置することを提案する。これにより毎年の報告時期が到来することを親調対象事業者が認知し、事前準備につなげるようにする。

【開封率向上】

(ア) 報告義務が課せられていることを強調する ※親調

報告義務があるという旨を記載した通知に関わらず、その意図が伝わらず破棄されると意味がない。報告義務という文言を強調することで、開封せずに破棄されてしまうことを防ぐ。

(イ) 圧着ハガキから角2封筒での発出とする ※親調

圧着ハガキは気軽に確認ができる反面、他のDMなどの郵送物と混在しやすく、誤って破棄される恐れも考えられる。国から“報告義務有”と記載された角2封筒が届くと、視認性が上がり、開封率が向上するものとみられる。また、報告義務の背景、ログインガイドなど充実した情報を同封することができ、回答への動機付けにも繋げることができるものとみられる。

【ログイン画面への誘導】

(ア) ログインの流れと回答方法について明記する ※親調

短縮URLを併記。二次元バーコード(QRコード)を読み取ることで手軽にログインができる内容となっているが、報告義務がある通知に対しては履歴を残すという観点などからパソコンを用いてログインする傾向があるのではと推察する。そのため、最初の登録はスマートフォンなどを利用しQRコードで、その後、回答のURLの発行は登録のメールアドレス宛に通知がいき、パソコンで回答ができるなどの記載があれば、ログインに対する煩雑さが軽減されるのではないかと考える。

(イ) 短縮URLを併記する ※親調・下調

前項によりパソコンからのアクセスの容易性を向上させる必要があると考える。短縮URLを併記することで、入力の手間を軽減することができ、ログイン率が上昇するのではと考える。

【下請事業者名簿の精度向上】

(ア) 下請事業者名簿の回答欄に“インボイス番号”欄を設ける ※下調

下調の送付リストは親調で回答が得られた下請事業者の情報がベースとなる。そのため、回答者の誤植により、対象外先の増加・戻り郵便の増加が懸念されるのが現状で、下請事業者名簿の精度を高めていく必要がある。令和5年10月よりインボイス制度が開始され、下請事業者のインボイス番号を原則把握しているものとみられる。インボイス番号は各事業者が保有する取引情報と紐づけられているものとみられ、回答負担の増加は限定的だと考える。インボイス番号をもとにクレンジングすることで、下調の対象リストの精度が抜本的に向上するものとする。もちろんインボイス番号を取得していない下請事業者を考慮する必要があるが、これについては民間の企業データベースとの照合などで精度をあげていくことも考えられる。

(イ) ハウスリストの自動処理 ※下調

親調対象者からエクセルなどの対象者独自のリストを提出されるケースがあるが、同上といった表記や特殊文字や固有の識別コードなどが下請事業者情報に混在しているケースがある。システムで自動処理はされているものの、まだまだ、目検など人力で対応していく必要があるのが現状である。本事業の守備範囲からは外れるが、提出時に機械的に判定し、修正が必要な場合は提出時にアラートを出すなどの技術が確立されているようであれば、採用することが望ましい。